

【五一四】第八十四回国会衆議院内閣委員会議録第  
四号（昭和53年2月16日）

（発言者） 受田新吉（委員）

出原孝夫（政府委員。環境庁  
自然保護局長）

〔発言順。敬称略〕

○受田委員 よろしい、御苦労でした。  
おしまいに、あと二分ほどあるようですから、時間を厳守し  
ますから一つだけ。

環境庁の業務の中に公園がある。公園の中に、東京では千鳥  
ヶ淵墓苑それから北の丸公園、皇居前の公園、これは東京の市  
民に大変な潤いを与えておるわけで、環境庁としては大変いい  
ものを用意して国民や市民を喜ばせていらつしやる。その中の  
千鳥ヶ淵墓苑の管理責任者として、ここへ祖国のために亡くな  
られた無名戦士の方々をお祭りしているという認識をお持ちで  
あると思うのです。単なる公園ではない。お国のために亡くな  
られた護国のみたまがお祭りしてあるという認識に立つて管理  
しておられるかどうかをお答え願いたい。

○出原政府委員 千鳥ヶ淵墓苑につきましては、昭和二十八年  
に閣議決定をなされまして、その後昭和三十四年に竣工したも  
のでございますが、御指摘のように、各地で亡くなられた方を、  
現在二十九万五千柱に及ぶ戦没者の方々のお骨をお納めしてお  
るわけでございます。そういった特別な性格にかんがみまして、  
あるいはまた広く一般の国民が参拝することを考慮いたしま  
して、簡素、清浄、荘厳な雰囲気と環境が維持されるよう特段  
の配慮を怠らないようにして管理いたしておるつもりでござい  
ます。

○受田委員 私は、この千鳥ヶ淵公園、そして道一つ越えれば  
靖国神社。靖国神社には具体的な祭神のお名前でお祭りしてあ  
る。それから千鳥ヶ淵公園にはいまお話しのように無名戦士の、  
どなたのことかはわからないが、大陸であるいは大洋で亡  
くなられた方々の御遺骨を納めておる、これは全くわれわれの  
気持ちから言えば、祖国のために亡くなられたみたまをお祭り  
してあるという意味で、心から感謝と敬愛の情を込めてお参り  
しておるわけです。ただ事務的な処理で、公園としてこれを  
管理監督されるというものでなくして、本心に大事なみたまが

お祭りしてあるという気持ちをも十分育てるような雰囲気育て  
ることを要望しておきます。  
時間が来ましたから、これで質問を終わります。

【五一五】第八十四回国会参議院社会労働委員会  
議録第九号（昭和53年4月18日）

（発言者） 小笠原貞子（委員）

河野義男（政府委員。厚生省  
援護局長）

広田幸一（委員）

小沢辰男（国務大臣。厚生大  
臣）

〔発言順。敬称略〕

○小笠原貞子君（略）  
次は、具体的に援護局の調査課の廃止というような問題、具  
体的に出ております。昨年十一月の行政改革の閣議決定という  
ことで、課官廃止について厚生省では三つが対象となり、五十  
三年度には官房統計調査官と調査課を廃止するということにな  
ったと伺ったわけなんでございますけれども、調査課を廃止す  
るというその大きな理由は何でございませうか。

○政府委員（河野義男君） 調査課の廃止につきましては、まず  
いま先生がおっしゃったように、行政改革の一環として援護局  
の一課である調査課を削減する、こういうことでございます。  
調査課を選んだ理由でございますが、それぞれの課のいろいろ  
な業務全体を見まして、援護局自身がその行政の性格上だんだ  
ん業務量が減少している、こういうことは否定できないと思  
います。過去にも、それに応じまして機構の簡素化、合理化を実  
施してまいりましたわけでございます。調査課につきましても、先  
ほど申しましたような未帰還調査とかあるいは軍歴証明とか、  
そういった仕事をやっておりますが、最近の傾向としまして、  
まあ軍歴証明は若干いま現在一部ふえておりますけれども、全  
体の傾向を見ますと業務量が減少しているということで調査課  
を廃止する予定にしておるわけでございます。

○小笠原貞子君 廃止するということが業務の内容はどういう  
ふうに変わってまいりますか。そして、人員はどういうふう  
に減りますか。

○政府委員（河野義男君） 廃止後の調査課の業務をどう配分す  
るかということは、現在話めております。また、調査課を廃止  
いたしましたも、その業務をやめるわけではございませんし、  
その業務についている職員の定員を、廃止することに伴って減  
員するということも考えておりません。現在、どういふふう

業務を配分することがより効率的であるか、あるいは責任体制から考えて好ましいかというような観点から詰めておるわけでございます。

○小笠原貞子君 具体的にどういうふうに分けていくか、併合してどこかの課につけるのか、業務を分担してどういうふうに分けるかというのは、もう少し詰まっているんじゃないですか。

○政府委員（河野義男君） 配分の仕方はいろいろあると思いますが、たとえば軍歴証明等につきましては、現在、海軍につきましましては業務二課でやっております。それから陸軍につきましましては調査課でやっておりますが、陸軍につきまして恩給進達事務などは業務第一課でやっておりますので、それとの業務の非常に密接な関連性を考えた場合に、そこで一括処理することも考えられますし、また遺骨収集等の関連で遺品等の処理は庶務課になっておりますが、そういったものも一つの方法として同じところで処理するというようなことも考えられますし、そういったところで処理すればより効率的であるかという観点から、それぞれの業務をどういうふうに分けるかということでも下詰めておるわけでございます。

○小笠原貞子君 たとえば組織令ですか、厚生省組織令六十七条の「調査課においては、次の事務をつかさどる。」このところの一項で言っているところを庶務課に移す、二項で言っているところは業務課に移すというふうなことにしようという問題が出ていますけれども、いまのお話ですと、どこにどういうふうに分けていくかというところはまだ決まっていなくて、どう受け取っていくかというところは、いまはつきりどういふふうに分けていくんだということになれば、一体いつごろまでに詰めて結論を出しになるのかお伺いしたいと思います。

○政府委員（河野義男君） まだ事務の配分につきましては最終的な決定はいたしておりません。調査課の廃止につきましては年度半ばを予定されておりますので、できるだけ早い時期に結論を出したい、かように考えております。

○小笠原貞子君 できるだけ早い時期というのは大体どれくらいのおめどでございますか。

○政府委員（河野義男君） できれば今月中、あるいは来月にかかるとか、その辺をめぐりにしております。

○小笠原貞子君 そういたしますと、仕事はどういうふうに分けるかは遅くとも来月初めごろには出す、人数も減らさないということになれば、そうしたら行政改革の趣旨に沿ってどうい

う効果があるんですか。まあ課長さんは減りますわね、調査課がなくなれば。課長さん減るだけで仕事は同じ、人数も同じ、配分する、どこにつけるということだけになるわけですね。

○政府委員（河野義男君） 御指摘のように管理職のポストは一つ減りますし、それから機構が非常に簡素化されるということもございしますが、それからたとえばそれぞれ課がありまして、庶務とか会計というのはみんなくっついておりますが、そういうものが統合されて、それから出てきた余力が他のサービースに振り向けられる、そういったメリットもあるわけでございます。

それから、御指摘の人員が減らなければ行政改革にならないじゃないかという御意見もございしますが、行政改革につきましましては、一つは機構を簡素化すること、それから定員を減す減員計画、両方並行してやっておりますわけでございます。調査課を廃止することに伴いまして定員を減す、減員するということもございしませんけれども、援護局全体としまして計画的な減員は並行して進めておる、こういうことでございまして。

○小笠原貞子君 私もいろいろ伺いまして、何のためにこれ廃止するのかなというのをちょっと疑問に思ったわけなんです。これからどういふふうに分けていくかということでも仕事やりやすくなる、能率的にするというふうなこともまだ決まっていなくてですね。決まっていなくて決まってるのは課長一人減るだけだ。たまたま「厚生福祉」、自治通信社から出ているものの一月十八日ですが、「X線室」という小さい囲みなんですけれども、ここでも人事課長さんがこう言っているんですよ。「だからといって仕事が減るわけでも課員全部を減らすことにはなるのではないんですよ。形の上でなくすだけで実質は変わらない。意味があるんですよかね」と担当の課長さんが言っているんですよ。私たちがとったら意味全然ないというふうな考えられるというのが一つの問題点だ。結果的には何だと言おうと、閣議決定で行政改革やれと言われたからやるんだという逆立ちの行政改革のやり方になってるんじゃないか、そういうふうな言わざるを得ないと思うわけです。

そこで、それじゃ具体的に伺いたいと思いますけれども、そうやれば仕事は大変能率的になると。先ほど援護局関係の仕事が大体少なくなっていくというふうにおっしゃいましたけれども、具体的に伺いたいんですけれども、厚生年金や共済年金で軍歴証明というふうなものを出さなければならぬ、これは大変複雑な仕事だと思うんですけども、この軍歴証明の総対象件数

どれくらいと見ていらっしゃいますか。

○政府委員（河野義男君） 厚生年金関係の軍歴証明の医療共済の軍歴は、最近の傾向を見ますと若干ふえております。五十年は四千三百四十件、それから五十一年は五千八百六件、五十二年は七千八百六件と、こういうふうに加増しております。

○小笠原貞子君 私が伺ったのは、必要な軍歴証明を出さなきゃならない総対象はどれくらいだと、これをお聞きしたわけなんです。時間がないから、私の方でちょっと聞いてみましたら約五十一万件になるだろうと、対象全体にすれば。そのうちで処理済みが約九万件ある、残りが四十二万件、対象全体とすれば。

そういう中で照会を受けて仕事をしなければならぬというのが幾らかということでお伺いしましたら、いまおっしゃったような数が出てくるわけでございますね。これはいまのお答えでもふえていますね、年々。だから、仕事が減っていくというのではなくて、この仕事はふえていくというふうな考えなければならぬと思うわけでございます。それはそれとおりに思っています。で、年金の改正で昭和十七年六月から二十年八月の間に旧令共済期間が通算されることによつて、大幅に社会保険庁から照会というのがふえておる、これも事実だと思えます。これが大変仕事がかかる、これは資料第二係というのが担当しているんですか、ここで大変時間がかかる、人手が足りない、春夏には二人のアルバイトを雇っているというふうにも聞いているそうすると、仕事量はどんどんこの年金の改正で軍歴必要になってくる、いろいろな問題で仕事がふえていくということがここで一つ確認されたわけですが、じゃ次に今度は未帰還者の調査というふうなことも問題になると思うんですけども、未帰還者の調査では大抵年を追って五十年からどれくらいになっていきますか。減っていますかふえていますか。

○政府委員（河野義男君） 未帰還者につきましては、ちょっと先ほども申し上げましたが、二千五百五十一件、当初予定しておりましたのは二千二百二件というふうなこともございまして、傾向としては減少の傾向をたどっております。それ以外も、いろいろその業務量についての指標があるわけでございますが、いまの軍歴証明以外の事務につきましては大体下降傾向をとっております。

○小笠原貞子君 それからまた、中国などの孤児調査というふうな問題がございします。これもだんだんふえてくると思えます。それから、朝鮮民主主義人民共和国の関係が将来正常化した場合、これまたふえてくると思うんですけども、どういふふう

に見通されていますか。

○政府委員(河野義男君) 中国孤児の調査でございますが、これは日中国交回復されてからこの問題が取り上げられたわけでございますが、まあ傾向としましてはだんだん減少しております。

それから、北朝鮮問題でございますが、これも現在日赤ルートを通して引き揚げ未帰還者の問題を処理しておりますが、これはまあ対象がわずかでございまして、それほどそれによって人をどうこうするというような要因には将来ならぬだろうというふうに思っております。

○小笠原貞子君 だんだん減っていくと、将来的には減っていくのは、それはそうなっていくかもしれないけれども、現実に、先ほど言ったように、仕事が大変でアルバイトを雇わなければならぬ。援護局全体で見ても正規職員三百十一名、定員外職員四十六名が毎日働いて、学生アルバイトを大量に使用しなければならぬ。調査課だけで見ても、さっき言ったみたいに定員外の、正規の職員でなければならぬのに定員外の人頼まなければならぬというふうな状態に現在は置かれていてということになるわけですよ。そうすると、あっちこっちに機構的に分散して能率を上げたというふうにお思いになつていらっしゃるけれども、それが果たして本当に能率が上がつて機構改革になるというこの保証があるかどうかというのが一つの心配でございますね。

そこで、お伺いしたいんですけれども、私たち国民の立場から見れば、国民へのサービスとしてそういう問題を早く解決してもらいたいし、というように考えられるわけですけども、現場に働いている人たちの考え方というものは一体どういうふうにかえられているのか、その辺のところは、お話し合いなすってどういうふうにお考えになりましたか。

○政府委員(河野義男君) この問題につきまして、現場の意向というのは、一つの見方としてまして労働組合の機関紙等にも出ておりますが、基本的には援護行政の特殊性から機構の簡素化縮小ということは避けられないというふうな認識はしておるわけでございますが、具体的に調査課の業務量、先生いま取り上げて御指摘になりましたけれども、これは一つの見方でございますが、私も軍歴証明などについては、厚生年金受給者がふえている段階で、それに対応して若干ふえるということは当然予想しておるわけでございますが、その他の事務につきましては総体として減少しておりますが、全体としては減少傾向にあるというふうにはわれわれは認識しておるわけでございます。

それからまた、そういったことから、この際調査課の廃止をして、その結果事務を再配分する、ただし、それによって業務に支障を来さないように慎重にいま配分の方法その他検討してやるわけでございます。

それからまた、調査課をなくした場合に支障なくできるかどうかということについての保証の問題もございまして、援護局自身が引揚援護院それから外局引揚援護庁、援護局というふうなだんだんその事業に見合つて機構も改編してまいっておりますが、調査課も従来、かつては調査部であったわけでございますが、それが課になって、その間若干の変動がありまして現在にまで来ておまして、それ以外の機構の改編もありましたけれども、全体で見まして支障なく業務をやつてきているという過去の実績がございまして、調査課を廃止することによって国民サービスと申しますか、援護行政に支障を来すことのないように十分留意してやつていきたいと、かように考えております。

○小笠原貞子君 支障を来さないようにやつていきたいとおっしゃいましたけれども、もう一つの観点からお伺いしたいんですけれども、旧令共済期間の証明に対する照会から回答までの所要時間どれくらいかかっているかという資料を、組合の方からお出しになつてるので私見しました。これ見ましてびつくりお出しただけども、照会から回答まで六カ月から七カ月かかるというのが二三・六%です。それ以上一年かかるというふうなものも含めまして三三・四%、つまり三分の一以上が六カ月以上、半年以上かかっているということですよ。そうしますと、口ではサービスというふうに、やつていきたいとおっしゃつたけれども、やっぱりここに事務人員の不足、この仕事に対しては不足だというふうに言わざるを得ないと思うんですけれども、それは当然仕事の手が足りなかったからこうなつたんでしょね。

○政府委員(河野義男君) 個々のケースについての処理でございますが、その処理に要する期間は、いろいろ原因によりまして長くかかるものもありますし、あるいはすぐ調整できるものもございまして、一概にそれをどうこう言うわけにはいかないと思ひます。

それから、これらの事務処理について、現在の人員では無理だとか、あるいは十分であるとか、私ども管理者側としてまして、常時そういう状況を把握いたしまして、そういう支障のないようになつてまいっているわけでございます。

○小笠原貞子君 時間がなくて十分に詰めていけないんです

ど、きょう、ざつと聞いた中でも、全体としては仕事減つていくんだとおっしゃつたけれども、具体的にこういう仕事ではどうですかということになれば、相当複雑な仕事で時間もかかつていて人手が足りないという結論が出てきていると思うんですよ。だから、そういう結論から言えば、やっぱりこれは上から言われたからやるんだというのではなくて、国民へのサービスを考へて、そして働く人たちが気持ちよく働けるような、そういう立場に立つて、もう一度私は御検討いただきたい、こう思ひます。いかがですか、一言。あともう一つ聞かざるやらないから。検討していただけますか。

○政府委員(河野義男君) 職員が気持ちよく能率的に働ける状況を常に維持しなげやならぬというふうには私ども考えております。そういったことは常時気をつけてまいりたいと思つております。

(略)

○広田幸一君 (略)

最後でございますが、実は、私は一昨日、朝日新聞に載つておつたんですけれども、戦争当時、日本の植民地でありました朝鮮、台湾そのほかいろいろあるわけですけども、主体はこういうところが多いわけございまして、この朝鮮、台湾の人たちが、日本の命令に従つて戦争に参加して戦傷死し、戦傷になり、それから亡くなった、戦死しておるわけですね。そういった人たちが靖国神社に合祀されておる、こういうことが最近遺族の人たちや、またそういった国の人たちにわかりまして、そして、その人たちが戦争に駆り出されて死んだと、戦傷死、戦傷になつておると。しかし、日本は外国人だというゆえをもつて、何一つ補償してくれていないではないかと。そういうものに対して靖国神社という神さんに合祀してあると。だから、祭りに来なさいというふうな、そういう通知をよくしている、まことにけしからぬではないかと。いまわれわれの国は完全に独立したんだ、何も日本の政府は補償してくれない、けしからぬと、こういうことで合祀の引き下げを靖国神社に言った。ところが、靖国神社の宮司さんは、そうではありませんと、戦争によつて死んだんだから、うちの方はお祭りをしておるんですと、まあ祭りに来てくだささいというふうなことで終わつておるようなんです。ここらになつてくると、ちよつとその人の信念といひますか、そういうことになると思ふんですけれども、私は、いまの国民感情として、民族の感情として、そういうこ



とが当然出てくると思うんでありますね。

そこで、私は厚生省にお聞きするわけでありますが、靖国神社と厚生省との関係についてはいろいろあると思うんですけれども、あるいは宗教法人でございますから、厚生省はそういうものについていろいろと意見を言うことはできないということになるでありましょうけれども、でもこれは、そういう国から見ると、靖国神社を相手にするということになるわけですが、けれども、一般的には、私は靖国神社というのは日本の国がやっぱりやっておるもんだと、こういうふうな受けとめておると思うんです。ですから、そういう意味で、私はこの問題について、厚生省の考え方を聞きたいということでございますが、大臣、どうぞごいませうか。私がこのことをいま大臣に聞くことは無理なことでしょうか。

○政府委員（河野義男君） 靖国神社は戦争中、まあ古い歴史があるわけでございますが、日本の軍人が国のために尽くして死亡した人が祭られておりまして、戦後、宗教法人として戦死者が祭られているというふうには私も承知しておるわけでございますが、靖国神社が戦死者をお祭りするために必要な資料としまして、戦没者に関する身上の情報資料、厚生省、あるいは都道府県でなければわからないわけでございます。現在靖国神社からの依頼がありますので、これに対してそういった身上に関する資料を協力して、おるわけでございます。厚生省といましてはそれ以上の関係ではないわけでございます。あとはどういふ方を祭神として、どういふふうにお祭りされるかという問題は、宗教法人であります靖国神社自身がお決めになることだと、こういうふうには私も理解しておるわけでございます。

○広田幸一君 これは全国各都道府県の更生援護係が、各地方に行きますと靖国神社の分室とか何とかというものが大半はどのところにもあると思うんです、どの県にもあると思っておるわけです。そういうところは、更生援護係が正式には宗教の自由ということで県がそういうものにタッチしてはなりませんけれども、ただ内輪としてそういう事務をやっておるようなところが私はあると思います。調べてみられたら確かにあります。ですから、そのことを私はきょう問おうと思っております。ありませんが、そこで、でもこの問題は先ほど申し上げましたように、やはりこの問題が発展していくという、国際的にもいろいろ問題を醸し出す可能性があるというので、私はせっかくの機会ですから、ひとつお聞かせをいただきたいと思っております。

るわけです。

そこで、いろいろ勉強してみますと、問題があるわけですが、朝鮮や台湾の人たちがなぜこういうことを言うかという気持ちの中には、あのときに一銭五厘の赤紙で召集されて戦争に行つて死んだ、それに対しては何ら補償していない、そういうところにも非常にあるわけです。

そこで、これはことしの三月の二十七日に衆議院の横山利秋さんが衆議院議長に対して質問書を出しておるわけです。その中に、いわゆる「台湾、朝鮮、樺太、南洋群島等の住民であつて、戦時中日本の軍人、軍属として、公務上死亡した者の遺族」、これは戦傷者を含むと書いておりますが、「又は公務上負傷した者に対し、国として弔慰の意を表する趣旨で、それら遺族及び戦傷者の国籍の存する外国政府の了解の下に一時金たる給付金を支給するものとする」、こういうことが出ておるわけです。

これに対して、内閣総理大臣の答弁書があるわけですが、これにはいろいろありますけれども、この項についてはいとも簡単に「応じ難い」、これだけしか書いてないわけです。ですから、こういうことがあるから、私はこういう外国人の人たちが、いまになって神様に祭ると言つたつてそれは日本人が考えることであつて、われわれ国民にとっては全く理解できないとか、むしろ怨恨を感じておるぐらゐのことじゃないかと思つておるわけです。だから、訴訟を起こすというようなことが言われておるわけです。私はこういうことがもしも国際に出てきますと、日本人というのはほんにけしからぬな、日本は世界の二番目のGNPの経済大国だと言いつながら、こういうようないわゆる戦争の犠牲を押しつけながら、何ら補償していないではないか、こういうことが大々的に出てくると思うんです。その場合、国際的にも日本がますます信用を失つてくるということになる可能性がある、こういうふうには考えますがゆゑに、あえて私はこのことを持ち出したわけです。

そこで最後に、最後といひますか大臣にお伺いしますけれども、私はそういう意味で日本の信用を失墜しないためにも、やはりこういうことについては、いまからそれなりの措置を考えておく必要があるのではないかと。大臣も閣僚の一人でありまして、特に、戦争に関する問題、こういう問題については、厚生省が戦後ずうと取り組んでこられた問題でありますから、私はこのような動きに対してどういふふうにして取り組んでいくかとされておるのか、この点を大臣にお伺いしたいと思つておるわけですが、

す。

○国務大臣（小沢辰男君） 戦後処理の中で、朝鮮あるいは台湾・まあ台湾といひますか、中国その他の国とのいろいろな個人の請求権の問題についての折衝がございまして、それぞれ、まあたとえば韓国等につきましてはそういう請求権の放棄をしないでいただく、あるいは中国についても同様な措置が、少しおくれましたけれども行われてきておるわけでございますので、その政府の答弁書にありますように、外国の方々の心情は個々にはよくわかるんでございますが、総体的にはこれはもう賠償の問題というものは、あるいは援護法適用の問題というものは国として考えていないわけでございます。

ところが、そういう状況の中で、靖国神社がそういう通知を出すことによって、何ら一片の援護もなく、いかに靖国神社というところ、まあ昔から——い法的には、私どもは国家護持もありませんので、全く一教法人と考えておりますもので、それから、国との関係を私どもは否定しておりますけれども、外国の当該者から見ると、何か日本の国が英霊を合祀しているところに、まあ同じように見ておる感情もよくわからぬわけではあります。そうしますと、何だけしからぬじゃないかというお気持ちがございます新聞記事のように出てくることも私も理解できるんでございますけれども、先ほどちょっと局長が申し上げたように、私どもは靖国神社でありましよう、あるいは他の宗教法人でありましよう、あるいはまた民間の団体等でそれぞれ戦友会等が、何周年だ、あるいは何年忌だといううでいろいろ資料を求められる、こういう場合にはできるだけ持つておる資料を提供いたしておるだけでございますので、したがって、そういう関係だけでございますから、靖国神社の関係も。したがって、靖国神社のこういう合祀を許さない訴訟をされるという方々のお気持ちは十分わかりながらも、そういう法的な性格等についての御理解を十分得まして、御理解をいただくようにしていくより方法はないんじゃないかと思つておるわけでございます。

ただ、この問題は靖国神社がそれぞれ台湾、朝鮮の方々についで通知をしたいと考えましたときに、ある一部の方をお使いになつた、そのいろいろなトラブルがあつたようでございますので、こういう点については私ども厚生省は監督の責任じゃありませんけれども、十分そうした感情等を尊重しながら処理していくのが適当だということの指導はいたしたいと思つておるわけでございます。

と今日言われている。そのために、まあ関与すべきだという立場論がございまして、ああいう法律が出ておるわけでございませぬけれども、現在のところは国が関与をすべきでない、またしていない、一宗教法人の行事でございませぬものですから、どうも私も厚生当局としてこれについての所見を申し上げるということとは少し勘弁を願いたいという気持ちでございませぬ。

○広田幸一君 ちよつと時間が経過しまして恐縮ですけれども、これはね、もつと法律をさかのぼってみれば、たとえば朝鮮の場合、日韓条約によつて、そういう個人のもものは一応放棄した形になつておるわけです。しかしながら、その裏づけとしていろいろ無償の補償とかそういうものがあるわけです。その中には、やはりこういったこの戦争による犠牲者に対して考へてやるという含みが私あつたと思うのです。しかし、実態はそうなつていない。特に、韓国の方の朴政権は、そういった人たちに對して何らやつていないから文句が出ておるわけです。ですから私は、これは厚生省に外交上の問題を申し上げたらあれですけれども、やはりそういったつながりが外交の中でうまくいつていないところにも原因があるわけでございまして、私が申し上げたのは、厚生省、厚生大臣ということだけでなくて、いわゆる閣僚の一人として、こういう問題が起きた、予想されませぬので、国として善処してもらいたい、こういう意味でございませぬので、よろしく願ひします。

私の質問を終わります。

【五一六】第八十四回国会参議院内閣委員会會議録  
第九号（昭和53年4月25日）

（発言者）

野田哲（委員）

稲村左近四郎（國務大臣（總理府總務長官））

真田秀夫（政府委員。内閣法制局長官）

塚田十一郎（委員長）

河野義男（政府委員。厚生省援護局長）

〔発言順。敬称略〕

○野田哲君 去る四月二十一日に福田總理大臣は靖國神社に参拝をされたという報道がありますが、いま議題となつてゐる恩給法の対象者、軍人、遺族の方々ときわめて関係の深い問題でありますから、まずこの問題から伺ひたいと思ひますが、当日の總理の靖國神社参拝の行動、この詳細承知されておりますか、まずこのことの報告から願ひしたいと思います。

○國務大臣（稲村左近四郎君） このたび靖國神社へ總理が参拝をされたというのは、これはあくまでも公式のものでなく、個人という立場で参拝をされたものであると、こういうふうに伺つております。

○野田哲君 私は、私人か公人かということの前に、当日の何時何分に、どういう形でそれが随行して靖國神社に参拝されたのか、その行動の事実経過についてまず伺つてゐるわけです。

○國務大臣（稲村左近四郎君） まあ私的な行動でございまして、秘書官でないとわかりませぬので、お答えすることはできません。

○野田哲君 真田法制局長官に伺ひますが、いま總務長官は、私的な行為として四月二十一日に靖國神社に参拝されたというふうに言つてゐるんですが、公的行為と私的行為、總理大臣の場合にそれがどういふ判断で決めるんですか。

○政府委員（真田秀夫君） 去る四月二十一日に總理が靖國神社にお参りになりましたが、それが公的であるか私的であるかを、だれがどうして決めるかという端的な御質問でございませぬけれども、考へてみますると、そういう神社なり仏閣なり、そういうところにお参りするということの宗教心は、これは原則としてまず私人としての宗教心のあらわれでございませぬので、特別な

事由がない限り、これは私的な行為であるというのが素直な見方でございまして、特別に、たとえば国の公費をもつて玉ぐし料を差し上げるとか、そういうような特別な外形的事情が伴わない限りはまず私的な行為であるというふうに言つて差し支えないだらうと思ひます。

○野田哲君 玉ぐしとか、公費でささげるといふような公的な経費の支出が伴つていなければ私的だとおっしゃるんですか。それでは当日の車はどの車を使われたのですか。

○政府委員（真田秀夫君） その点も、実は私の所掌の事務の範囲でございませぬのでつまびらかでございませぬが、これは伝聞証言に相なるわけでございませぬけれども、当日何か宮中へ内奏に行かれて、その帰りにお寄りになつたということのようなことではございませぬので、つまびらかでございませぬけれども、恐らく公用車でお回りになつたのではないかと思ひますが、しかとはつきりしたことは申し上げられませぬ。

○野田哲君 これは私のこの問題の質問中に、直接事情のわかる人にぜひひとつ出席をしていただくように計らつていただきたい。いかがですか。

○委員長（塚田十一郎君） 事情のわかる人、連絡していただかませぬか。

○國務大臣（稲村左近四郎君） いま参りましたから。

○野田哲君 いま法制局長官のお答えでも、宮中で公務があつて、それからそのまま總理の公用車で行かれたらなうと、こういうふうに言われた。そうすると、これはどこで公的行為と私的行為の区別をつけるんですか。

○政府委員（真田秀夫君） それは自動車のお使いになり方は、実は私はつきり知らないわけなんです、先ほど申しましたように神社、仏閣、教会その他いろいろな宗教施設にお参りするということとは、まず原則としては個人としての行為である、個人としての宗教心のあらわれでございませぬので、特別に国の責任で国の行事として行うというようなことがなければ、それは私人としての御参拝であると、こういうふうにお参りわけでございませぬ。

○野田哲君 法制局長官ね、そのときで法制局長官の答え方を変えてもらつては困りますよ。まずこの前に、稲葉法務大臣ですか、稲葉法務大臣が自主憲法制定国民會議に出席をしたということが国会で大きな問題になつて、本院の法務委員會、それからこの内閣委員會で、私もその問題で直接政府の見解をただしてゐるわけです。あの問題のときに三木總理大臣が、こ



の問題で国会で見解を明らかにされております。ここに議事録がありますけれども、この稲葉法務大臣の行動について、当時三木総理大臣はこういうふうにご答えておられるわけです。閣僚の地位の重みからして個人の資格と閣僚の資格の使い分けはそもそも困難である、こういうふうにご答えているわけなんです。それから、それは多少問題は違いますが、その年に三木総理大臣が靖国神社へ参拝をされた。この問題もこの本委員会で議論になっているわけです。そのときには、あなたの先輩の吉國法制局長官は、当時三木総理大臣の靖国神社参拝については、あらかじめ新聞報道機関等に私的行為であるということをご公表して、国民にそのことをよく周知してもらった上で個人の資格で参拝をしたんだと、こう言っているわけです。つまり事前に国民に私的行為であるということをよく納得してもらった上でやったんだ、だから私的行為なんだと、こう言っているわけです。今度は、あなたは靖国神社とかそういう宗教関係のところにお参りに行くこと自体は公的行為ではあり得ないんだと、すべて私的行為なんだ、こういうふうにおっしゃっているわけです。稲葉法務大臣の問題に対する見解と、三木総理大臣が靖国神社へ参拝するときの見解と、いまの見解、三つ皆違うんです。そもそも私どもは、この稲葉法務大臣の問題で国会で審議をしたときの結論としては、三木総理大臣の、閣僚としての地位の重みからして個人の資格と閣僚の資格の使い分けは困難であると、こういう立場を表明されて、その見解に稲葉法務大臣も服されて本院ではこの問題の決着をつけたわけです。これは、そういうふうにごときで使い分けをされるということ、これは憲法二十条に対する解釈というものが非常にいいまいではないですか、いかがですか。

○政府委員（真田秀夫君） そういう問題がございますので、先ほど来私は特にその宗教上の行為、つまり神社、仏閣、教会等にお参りする場合はそれを申し上げたわけでございます。いまから三年前になりますか、当時の稲葉法務大臣が自主憲法制定国民会議に御出席になって、それでそれが問題になって、ただいま野田先生がおっしゃいましたような、当時の三木総理大臣の御発言があったことも知っております。そのときにそういうことがございまして、それでその後三木総理大臣が参拝をされるときに、また同じような疑問を抱かれると非常に困るので、それであらかじめこれは私的なことだということを広報をよくしておいて、国民の方からの疑惑が毫も起らないというように万全の手はずを整えて靖国神社に参拝していただいたわけ

でございます。前にあらかじめ私的だと言っておけば常に私的なものになって公的ではないんだというふうな論理構成は私にはおりませんので、吉國答弁と私とがそんなに違うというふうには思いません。

○野田哲君 あなたは温和な顔をして、福々しい顔でときどききついことを言うんですが、ぼくとあなたの論争がテレビへ出ると私は大分損をするんです、人相が悪いから。

三木総理大臣は稲葉法務大臣の問題のときに、閣僚という地位の重みからして個人と閣僚としての使い分けは困難である、こう言っているんです。今度あなたは、宗教的なところへ行くとときにはすべて個人なんだと、こう言っているんですが、この閣僚という地位の重みからして使い分けは困難であるということ、だからこそ、宗教的なところへ行くとときにはすべて個人なんだということとは、一体どう結びつくんですか、全然矛盾しているんじゃないですか。

○政府委員（真田秀夫君） 繰り返してお答えをするようにでございます。私行為か公的行為かというを使い分けることは非常に困難であるという場合もあります。稲葉大臣の場合にはまさしくそうでございまして、だからこそ当時の三木総理大臣は、憲法改正の意図がない内閣の一員である法務大臣が、公的私的の区別のむずかしい行動を、しかも自主憲法制定国民会議というところへお出になつたことは非常に軽率であつたということと陳謝をされて、そこでその問題はけりがついたら、けりがついたらと言つては申しわけございませんが、国会の御議論がそこで済んだと。今度これは問題が違つてございまして、事は先ほど来申し上げるようになります。個人の宗教心のあらわれでございますので、もし宗教上の行為について、国務大臣の地位の重みからして公的私的の区別がつかないんだと、だからすべて公的になってしまふというふうに見られるんじゃないかと、こういうふうになりますと、稲村法務長官なり総理大臣なり、あるいは私でも同じかもしれません、そういう公的な地位にある者は、そこにある間、在任する間、神社参拝できないことになつてしまふ。かえってこれは憲法が保障している宗教の自由を阻害することになるんじゃないかと思つて、ですから、これはかようなことを申し上げるお気さわるかもしれませんけれども、昨年のお正月には衆議院の議長、副議長おそろいで伊勢神宮に御参拝になっております。これも当然私は私的な行為であろうと思つております。今回の総理の靖国神社御参拝も、やはり同じく私

的な行為であると、かように信じているわけでございます。

○野田哲君 朝日新聞で当時のことが報道されているわけですが、囲み記事で。こういうふうにご新聞記者に語っているんです。何を祈つたかということに対しては、国家安泰を神に祈つた、訪米の成功、成田問題の成功、日中の成功すべて祈つた、それに対して福田がんばれという神の声が聞こえた、こういうふうにご言っているんです。祈つたことはすべてこれは国事のことを祈つているんじゃないですか、何がこれが私的行為ですか、どうですか。

○政府委員（真田秀夫君） 総理がどういう心情で靖国神社に祈念をされましたか、これはもちろん外部からは知る由もございませんが、なるほど新聞にはそのように書いてございます。これは私も拝見いたしました。しかし、これも考えようによつては、一國の総理ともあられる方は、これはもう寝ても覚めても、と言つては語弊があるかもしれませんが、常に国政のことも念頭に置いていらつしやるはずでございます。靖国神社の社殿に立ったときだけは、その瞬間は国事のことには忘れなさいと言う方がむしろ無理じゃないかと思つて、それよりもむしろ国政に行けば、自分のことをさておいて、それよりもむしろ国政、国事、内政、外交すべてがスムーズに国民のために行われるように神様にお祈りするというのがむしろ自然な心情であつて、総理としては恐らく、新聞記者からそういう質問があつたんだらうと思つて、で、正直にお答えになつたんだらうと思つて、この一事をもつて、これが公的行為であるというふうにきめつける原因にはならない、かように思つてございまして。

○野田哲君 いまいみじくも長官は、総理というものは寝ても覚めても、どこへ行つても国事のことには忘れられないと、こうおっしゃつたわけですか。つまり、これこそ三木総理大臣が言つた、閣僚というものはその地位の重みからして個人と公人の使い分けはできないんだと、こうおっしゃつたことだと思つて、個人の資格で行つたのであれば、個人のこと、三枝夫人の長寿を祈るんならそれでいいんです。記者団に発表したのはみんなこれは国事のことじゃないですか。

〔委員長退席、理事原文兵衛君着席〕

いいですか、もう一つ言いますよ。神社新報という新聞があります。これには「靖国神社「公式参拝」の実現を」と、こういうことで大きく報道されているわけですか。四月二十二日に挙行される靖国神社春季例大祭に、総理大臣が堂々と公式参拝するよう政府に働きかける、こういう運動をやっているわけですか。

つまり、総理の行動というものは、この神社新報で報道されている、全国代表者会議で要請をした靖国神社の大祭に公的な参拝をしてもらいたいという、こういうことに対してきたえたものなんです。あなたが、あれは私的だ何だと言ったって、受けとめる方は、総理が公的に参拝された、こういうふうな受けとめているんです。だからこそ総理あるいは閣僚というものは、こういう背景、バックグラウンドがあるからこそ、三木総理大臣が言ったように私的行為と公的行為の区別はできない、その重みからして、こういうことになるんじゃないですか。それをあなたは、いままでの三木総理の稲葉問題に対する見解あるいは吉國さんの見解——吉國さんは当時、三木総理大臣が靖国神社へ行かれたことについて、誤解があつてはいけないので事前周知徹底をして、あれはプライベートなことだ、こういうことだからあれでよかったんだと、こう言っているんです。今度は関係団体が、公的に今度は参拝してもらうんだということを全国的に運動を起しているわけですよ。まさにそこへ総理の行動が起ったわけですよ。客観的に見ればこれは公的参拝という形が出てくるんじゃないですか、しかも何を折ったのかと言えば、いろいろ国事のことを折った。こういうことになってくると、客観的に見れば、憲法二十条が規定している国の機関は宗教行事に関与してはいけない、これを踏み出していることにはなりませんか、いかがですか。

○政府委員(真田秀夫君) 憲法二十条三項は、ただいまおっしゃいましたが、これはやはり、国の機関として宗教的行事に関与してはいけないということでございまして、私人として行うことはむしろ憲法が保障していることでございますので、何を折ったかによってその行為が公的行為になるという理屈はどうい私は理解するわけにはまいりません。と申しますのは、先ほど申しましたように、国務大臣は神社へ行つた場合には、もう自分と奥さんの長寿しか祈つてはいけないとか、あるいはもつとひどいことになれば、公私の区別はつけられないんだからということ、公的地位にある期間は在任中神社へも行けない、お寺へもお参りできないというような妙なことになるわけでございます。そういう結果になるような考え方はとても私はとることはできないと、それはどこまでも私的な行為であることがむしろ自然なものでありまして、神様の前で宗教心のあらわれとしてお祈りをささげるわけでございますから、これは特段の事情がない限りは、これはもう私人としての行為であると見るのは、

通常自然な素直な解釈でございまして、それは三木総理のもとにおける当時の稲葉大臣が自主憲法制定会議においてになったのとはバックグラウンドが違う、こういうふうな御理解願いたいと思います。

○野田哲君 私はバックグラウンドは同じだと思つてですね。ある日、暮夜ひそかに世田谷の私邸から、だれも知らない間にすつと行かれたんだつたら、あるいはあなたの言うように個人としての宗教心のあらわれだと、こういうことが言えるかもわからぬけれども、その日の行動は、宮中での総理としての行事、それからそのまま行かれていた。

(理事原文兵衛君退席、委員長着席)

しかも、そのバックグラウンドとしては、こういうふうなこの大祭には総理に公的な参拝をしてもらおうじゃないかという要望が起こっているわけだからね。そういうバックグラウンドを考えれば、これはあなたの言うように、私人としての宗教心のあらわれというような素直な解釈は私はどうしてもできない。これはあなたとの論争、平行線ですらから、私はこれは非常な疑問を持つていけると、こういう点を明らかにして、これら一点これは厚生省に、あわせて法制局長官に伺いたいと思つておりますが、先日の朝日新聞の報道によると、靖国神社に本人——本人は亡くなつてゐるわけですから、遺族に無断で韓国人や、それから台湾人を合祀しているということについて、ずいぶん勝手なことをするということ、抗議の声が上がつているといふ報道が大きくされているわけですが、これを見ると、この合祀のための名簿を厚生省の援護局から提供しているという報道がされているんですが、これは厚生省、事実なんですか。

○政府委員(河野義男君) 援護局におきましては、戦没者に関するいろいろな事項の調査の依頼を受けておるわけでございます。戦没者に関する資料は、厚生省、それから都道府県の援護の主管課におきまして保管整備されておるわけでございます。靖国神社から戦没者の氏名あるいは遺族、あるいは戦没の日とか、あるいは状況、そういったことについて照会があるわけでございます。これにつきまして厚生省あるいは都道府県で応じておるわけでございます。これは靖国神社に限らず、あるいは戦友団体とか、あるいは遺族会あるいは個人、そういったところからの照会につきましても応じておるわけでございます。

○野田哲君 厚生省という国の機関が、靖国神社という宗教団体の合祀という行事に名簿を提供するということ、これは国の機関が宗教行事にかかわつていふことになりませんか。

○政府委員(河野義男君) 厚生省としましては、靖国神社がどなたを祭神として、あるいはどういふふうにお祭りされるか、そういった内容につきましては一切関与してはいたしません。いまして、ただ戦没者の身上に関するいろいろな資料について照会がありました場合に、業務に支障のない範囲におきまして協力申し上げておると、それから、他の宗教法人から同様な依頼がありましておると、それから、そのような協力はいたすわけでございます。

○野田哲君 それじゃこれは私からお願ひしておきたいと思つてますが、靖国神社で合祀をしたというこの外国人の戦没者の名簿、これを資料として提供してもらいたいと思つてますが、いかがですか。

○政府委員(河野義男君) まあ台湾の方、あるいは朝鮮の方で戦死された方、戦中に靖国神社に合祀されているということは私も承知しておりますが、現在外国人でどういふ方が合祀されているかということ、私ども承知しておりませんし、また資料もございません。

○野田哲君 あなたは靖国神社の方からの要求によって資料を提供したと言っているんでしょう、名簿を。それが私にはなぜ承知してないという答えになるんですか。

○政府委員(河野義男君) 先ほど申しましたように、私どもが提供した資料で、どういふ方がどういふ手段で、あるいはどういふ方法で合祀されお祭りされているかということは、私ども関係しておるわけございませんので、その意味におきまして、その事実について資料を提供することは困難であるというふうな申し上げておるわけでございます。

○野田哲君 合祀の確かに扱いは靖国神社でやるわけですが、これは新聞報道によると、一蓮託生全部やっていると、こうなつておるわけですから、だから台湾人、韓国人等、いまだ本国籍にない人たちの戦没者というのはわかるわけでしょう。それを出してもらいたいというんです。

○政府委員(河野義男君) 先ほど繰り返して恐縮でございますが、合祀されている方がどなたであるかということ、私どもの手元にはございませんけれども、台湾の元軍人軍属につきまして、戦没された軍人軍属につきましての資料は、完全ではございませんけれども、その限りにおいては私ども手元に持つておるわけでございます。

○野田哲君 それを出してもらいたい。

○政府委員(河野義男君) 非常に膨大な資料でございまして、戦没者が今次戦争で、正確な数字はちよつといまはつきりした



記憶がございませんが、二百数十万あるわけでございますが、その中から台湾人である元日本の軍人軍属につきまして資料を抽出すること、相当な労力と、あるいは時間が要するわけでございまして、いま援護局の仕事を考えて場合に、直ちにそういった資料が出せるかどうか少し検討させていただきまして上御返事したいと、かように考えるわけでございます。

○野田哲君 それは私のところへもう一遍、どの部分が必要かということはいいますから出してください。いいですね。

○政府委員（河野義男君） 具体的に御指示がございましたら、検討いたします。できるものは御協力申し上げます。

○野田哲君 真田長官に法律的な見解を伺いたいと思うんですが、あの新聞を見ると、靖国神社の池田権宮司というんですか、あの人の見解としては、台湾人あるいは韓国人の遺族から合祀を取り下げてもいいという申し出に対して、池田宮司は合祀の取り下げには応じられない、こういうふうな答えられているというふうな新聞で報道されているんですが、この合祀の取り下げには応じられないという宮司のこの発言が、もし事実であるとすれば、これは憲法二十条の禁止をしている特定の宗教の強要ということになりますか、いかがですか、これは。

○政府委員（真田秀夫君） 事実関係が前提になりますか、これは。さきりしたことは申し上げかねる次第でございますけれども、その朝鮮なり台湾の出身の戦死者の遺族の方から、靖国神社の宮司さんでございまして、合祀を取り下げたいと言われたときにそれを断ったかどうか、それは私よく知りませんけれども、いざにいたしてもこれは私人間の行為でございますので、憲法二十条三項がこれに適用があるとは私たちは解釈いたしておりません。それは民事間の問題として裁判所で処理していただくよりほかにしようがないと思います。

○野田哲君 憲法二十条は「何人も」と、こう言っているわけですね、「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」こうなっているわけですね。池田宮司の発言が事実だとすれば、この何人も強制されないというこの宗教上の行事、儀式を強要していることになりはしませんか、こう言っているんです。

○政府委員（真田秀夫君） 法律上の見解を申せというお話でございますので、私は先ほどのように憲法の解釈を筋道を立てて申し上げた次第でございます。実はその憲法のいわゆる自由権、宗教の自由、信教の自由、この自由権というのは一体だからだれを保護するかという点がそもそもその出発点でございます

すが、この憲法の第三章に書いてある基本的人権のうちの特に自由権なるものは、これはやはり国家権力からの自由、これを憲法が保障しているのだというのが、これがわれわれの考えであり、また最高裁判所も、御承知の例の三菱樹脂事件で私人間の行為には憲法は直接適用してない、もしそれが争いがあれば、それは民事法の不法行為なり、あるいは刑法の罰則に当たれば刑事罰なり、そちらの方で処理すべきことであるというふうな言っているわけでございまして、憲法二十条とは関係がない、かように結論するわけでございます。

○野田哲君 そうすると、二十条の場合には国家権力によって強制してはいけない、こうなっているわけですね。だとすれば、いまのいろいろ議論が起こっている靖国神社を国家の神社としてという議論があつて、法律でも何回か出された経過があるわけですが、もしああいう形で、国で護持をする神社ということになった場合にはこの条項は明確に適用されて、靖国神社に祭られるのはいやだという者に対しては、これは全部取り下げに應じなければならぬ、こういう解釈が成り立つわけですね、その点はいかがですか。

○政府委員（真田秀夫君） 例の靖国神社国家護持論という問題がございまして、何度か国会にも法律案として提出されたことがございまして、これは私もよく知っておりますが、問題はその中身でございまして、宗教性を帯びたままいわゆる靖国神社国家護持という線を打ち出すことは、これは憲法第二十条と、それから八十九条の両方に違反すると思えます。それから、仮にそういう法案ができた場合に、いまおっしゃったような合祀を強制するかどうかということにつきましては、これはまたそのできた法案の中身でございまして、まさか国が直営で神社を設営するというふうなことはちよつと考えられませんので、そういう点じゃなくて、むしろ国が、そういうもし国家護持ということになって、これはもちろん仮定の話でございますが、国家護持ということになって監督権を持つということになれば、その監督権の行使としてそういう合祀の強制のようなことが起こらないように見張る、よく監督権を行使して見張るということはあるかと思えますが、それは何とせよ仮定の問題で、でき上がるかもしれない法律の中身を見た上でないと私の最終的な確定的御意見は申し上げることはまだ尚早でございまして、この際は控えさせていただきますと思います。

○野田哲君 午前の質疑の中で総理の行動についてわかっておれば御説明願いたいと思います。

○国務大臣（稲村左近四郎君） 二十一日午後三時半より宮中において春の叙勲に関する内奏を行い、四時半前後に靖国神社に参拝された後官邸に帰られたわけであります。そのときの使用した車は官用車でございます。

○野田哲君 随行ですが、私が承知しておるところでは、あなたの方は公的の行為ではないと言ったら、荒船さんということにしておきましょうか、行政管理局長官をやっている荒船清十郎さん、郵政大臣をやっておられる服部さん、労働大臣をやっておられる藤井さんと、つまりこの三閣僚が随行された、こういうふうな承知をしているんですが、その点はいかがですか。

○国務大臣（稲村左近四郎君） 随行というのではなく、そのときに偶然にこう出会ったというか、同伴したと、こういうことであります。

○野田哲君 大変忙しい分刻みの日程をこなしておられる各大臣が偶然九段坂で出会ったと、こういうことだそうでありまして、世間に向かって、総理と行政管理局長官、労働大臣、郵政大臣、こういう職務にある方が行をともにされて、靖国神社の鳥居をくぐったと、これはどう見たって世間では偶然とは考えませんよ。そうして、この四人の私的な行為が偶然期せずしてそこに時間が一致をし、行動がともになったとは世間は思いませんよ。これは客観的にはどう見たって政府の総理大臣以下閣僚が打ちそろって靖国神社に参拝をしたと、客観的に見ればそういうことじゃないですか、いかがですか。

○政府委員（真田秀夫君） 事実関係に関するところでございまして、私がお答えしてしかるべきものかどうか自信はございませんけれども、ただいま総務長官が御説明になりましたように、総理の随行ではなくて、たまたまそこで一緒に同伴して御一緒に参拝されたということでございますが、恐らくは、四方とも非常に信心深い方でございまして、靖国神社の例大祭を機会に私的行為としての参拝をされるということは、決してそう不思議なことではないというふうな存じます。

○野田哲君 事は憲法の思想、信条、宗教上の自由という問題にかかわることですから、私はそんな説明では納得できませんよ。しかし、その問題だけで時間を費やすのもしよせんは平行線ですからきょうはこれで打ち切りますけれども、そういう説



明では国民は納得しませんよ。このことだけは指摘をしておきたいと思えます。この問題は終わります。  
(略)

【五一七】第八十四回国会参議院内閣委員会会議録  
第十五号(昭和53年6月1日)

(発言者) 野田哲(委員)

荒船清十郎(国務大臣(行政  
管理庁長官))

【発言順。敬称略】

○野田哲君(略)

最後に荒船長官に一つだけ、これは政府委員の方から予告は  
いってないと思うんですが、あなた自身の問題ですから端的に  
お答えをいただきたいと思うんですが、四月二十一日に荒船長  
官は靖国神社へ行かれたわけですね、いかがですか。

○国務大臣(荒船清十郎君) 参りました。

○野田哲君 どういう資格でどなたと行かれたわけですか。

○国務大臣(荒船清十郎君) お答えいたします。

私も遺家族の一人でありまして、弟が大東亜戦争中戦病死し  
ております。したがって、なおまた私は九段の衆議院の宿  
舎に住まっております。で、幾日ということは覚えておりませ  
んけれども、毎日議会に出てくる時には必ず靖国神社で自動  
車からお入り、拝殿までは行かないでもお参りしております。  
そういう趣旨でございます。

○野田哲君 四月二十一日にはどなたかとお会いになったで  
すか、お会いというよりも一緒だったんですね、これは福田総理、  
それから服部郵政大臣、藤井労働大臣、こういう閣僚の方々と  
御一緒だったようですね。

○国務大臣(荒船清十郎君) 総理はおりました。あとはよく覚  
えておりませんが、十四、五人おられたと思っております。絶  
えず参拝しておりますから別に他意はございません。

○野田哲君 写真載っていますね、総理の後ろに荒船長官がモ  
ーニングに威儀を正して。

○国務大臣(荒船清十郎君) いや、モーニング着ておりませ  
ん普通のです。

○野田哲君 服部郵政大臣、藤井労働大臣、福田総理、こうい  
う方々とはどこで合流されたんですか。

○国務大臣(荒船清十郎君) お答えします。

社務所と思っております。総理は宮中に参内した帰りだとい  
うのでモーニングを着られておったと思います。ほかの人は服  
装覚えておりません。私もこのままふだんのかっこうござい

ました。

○野田哲君 これは、社務所で合流されたのは、時間、場所等  
打ち合わせをして合流されたんですか、それとも偶然そこで一  
緒になったんですか。

○国務大臣(荒船清十郎君) お答えします。

私も遺族会の会員の一人ですから、二十一日はひとつお参り  
をするようにどうしようというから、時間があればお参りを  
いたしますと、こういうつもりでお答えしました。ちょうど総  
理は宮中からお帰りだということで一緒に参拝いたしました。

○野田哲君 そうすると、総理と長官と郵政大臣、労働大臣と  
いうのは、偶然にそこでばったり出会われたんですか、それと  
も社務所で時間を打ち合わせしてお会いになったわけですか。

○国務大臣(荒船清十郎君) 別段打ち合わせをしたわけではご  
ざいませぬ。二十一日になるべく大ぜいでお参りしようとい  
うことを日本遺族会から話がありました。富んで参画いたしたわ  
けでございます。そのとき総理が宮中からの帰りだというので

モーニング着ておいでございまして、なるほど総理大臣は偉  
いものだなあ、モーニングぢやんと着てきているがわれわれは  
こういうかっこうでちよつとまづかったかなあ、こういうよう  
な気もいたしました。それは事実でございます。

○野田哲君 遺族会から大ぜい参つてくれということですが、  
あつたということですが、あなたが四月二十一日に靖国神社へ  
行かれた、これは資格はどういう資格になっているんですか。

○国務大臣(荒船清十郎君) 別段資格はありません。荒船清十  
郎で参りました。ちょうど私も九段の宿舎往復しておりますか  
ら、別に資格も何も靖国神社へ年じゅう参りに行きますから、  
別段資格をどうということはありません。一個人でございます。

○野田哲君 長官は、自民党のこの何か英霊にこたえる何とか  
という会の何か役を、副会長か何かなさっているんじゃないん  
ですか。

○国務大臣(荒船清十郎君) 何も役はないと思えますが、以前  
は党内の靖国神社国家護持の委員や何かしておりましたが、い  
まは何もしておりませぬ。

○野田哲君 この問題についていろいろ国民の間にも賛否の意  
見があるわけですが、いろいろこの問題について報道され  
れているもの、情報に接すると、この四月二十一日に長官が、  
まあ荒船清十郎個人だということですが、いざにいたしまし  
ても荒船さん、それから藤井勝志さん、それから服部さん、そ  
れぞれ閣僚ですけれども、この方々が靖国神社へ行かれたのは、

いま長官が言われた自民党の靖国神社国家護持の問題を審議をしている会の会長か副会長か、そういう役職にあるということでは報道されているわけですが、憲法二十条では国家機関と宗教とはかかわってはいけない、こういう規定があるわけです。したがって閣僚の役職についておられる方々は、少なくともそういう靖国神社をどうしようかという目的を持った組織といえますか、団体といえますか、自民党の役職、これからは外れるべきだと思ふんだし、長官はいま何にもやっていないと、こういうことであれば、私はそれなりにそれで了解をしておきたいと思うんですが、閣僚の地位にある方々は、そういうある政治目的を持った役職にはつくべきでない、こういうふうに考えるんですが、この点いかがですか。

○国務大臣（荒船清十郎君） 私はそういう役職につくことはよくないと思っております。だからいまそういう役職にはなっておりません。ただし、私は戦争中私の郷里で村長をしておりました。戦争が始まる前及び戦争中、そうして毎朝のように出征する軍人を送り出しました。後のことは心配するなと、村のことは。あなたの家族も村じゅうも後顧の憂えないようにやりますから、しっかり国のために働いてきてもらいたいということとを毎朝兵隊が出るたびに送り出してきて、その出征した人たちの多数が戦死をしております。そういう意味もありまして、私は靖国神社の英霊に対しましては、代議士であるとか大臣であるとかということとを離れまして、神社の前を通るときには自動車をとめて毎日あそこでお参りをしてくる、これが私の日課でございます。したがって、遺族の問題あるいは靖国神社国家護持の問題等は現在何も役員ではございませんけれども、英霊に対しましては、村長をしていて送り出した兵士多数戦死をしているということについて責任感を持っております。また、戦争中私の兄弟が全部出征をいたしました。六人、陸軍、海軍に出征いたしました。出征軍人の家族というものがいかに悲惨なものかという非常に悲しい経験を持っております。そのうちで一番下の弟が戦死をしております。そういうようなことで、靖国神社には毎朝出てくるときは必ずお参りをしてくることが日課でございます。たまたま、幾日になるかわかりませんが、けれども、総理と一緒に参拝したこと、靖国神社へ参拝したことが悪いことだとも何とも、そういう感じは持っておりません。当然の国民としての義務のような気持ちであります。しかし、まあ行政管理庁長官という立場ですから、遺族会の役員だとかなんとかそういうことはやっておりません。それは慎んでおり

ます。

以上でございます。

○野田哲君 閣僚については、かつて稲葉法務大臣がある会合に出席をしたことが非常に大きな問題になった経過があつて、そのときに、閣僚という地位の重みからして公私の区別はつけられない、こういう積明を総理大臣が本院で行つて了解をされている、こういう経緯もあるわけでありまして、いまの長官の説明で私はこの場のこの問題については了解をいたしますが、先ほど来の行政機構改革の項目としての地方事務官問題、これはいままでのやりとりからして、私は政府の扱い方には非常に一貫性を欠いている、実際にこれから二年間ということである務を進めていこうとする政府委員の方々の説明を聞くと、国会での総理や関係大臣の答弁されていることとはかなり姿が変わってくるんじゃないか、こういう印象を受けるわけでありまして、また機会を改めて、関係大臣のいらつしやるところでこの扱いについてはただだしてまいりたいと思ふんですが、少なくとも、これは三十三年間経過をした中で、国会でも何回も議論の間に取り扱つていくことでありまして、国会でも何回も議論の間に取り扱つていくことでは、国会で議論され、総理を初め関係大臣が答えておられる、それから踏み外すことのないような措置をとるべきではないか、ぜひそうあるべきだということとを要望して、きょうはこれ以上の質問はできませんので私は終わります。

【五一八】第八十四回国会衆議院内閣委員会議録第二十六号（閉会中審査）（昭和53年8月15日）  
（発言者） 岩垂寿喜男（委員）  
稲村佐近四郎（国務大臣）（総理府総務長官）  
【発言順。敬称略】

○岩垂委員 公務員給与の問題ではございませんが、総理府総務長官がおられますので、先ほどの理事会の御理解をいただきながら、一言要請を行いたいと思ひます。  
きょうは、終戦から三十三年の記念日を迎えたわけでありまして、この日はいわば平和日本の新しい歴史の出発点とも言うべき意味を持つていふと思ふのであります。

〔小宮山委員長代理退席、高島委員長代理着席〕

戦争の犠牲と平和の意味を問い直す日とも言うべきだろうと思ふのであります。この日に当たつて福田総理が靖国神社を参拝されるということださうであります。私も、戦争の犠牲者に対する慰霊を一般的に否定するものではないと思ひます。しかし、事が内閣総理大臣が正式に靖国神社に参拝されるということについては、承認することができません。なぜなら、三木前総理の発言でございますけれども、閣僚という地位は非常に重い地位だから、個人の資格と閣僚の資格というものを併用していることは困難であるということとを国会でも述べられておられるのであります。福田総理は個人の資格で参拝をなさるということださうでありますけれども、これは三木前総理の発言を待つまでもなく、詭弁だと言わなければなりません。いまさら憲法第二十条の規定を待つまでもなく、憲法違反というか、憲法に抵触するおそれがあるということをわが党が正式に申し入れをしてまいりましたことは御承知のとおりであります。私も、真の慰霊というのは、戦争を二度と繰り返さないという平和の誓いを国民的に、そして政府の行為としてもそれを誓い合つていくということとなければなりませんし、また原水爆の被爆者に対して国家補償の立場に立つた被爆者援護法の制定や戦争犠牲者に対する戦時災害援護法の制定などを含めた措置が必要であるということとを申し上げてきたわけでございます。

その意味で、総務長官から総理大臣にというのも少し変でございますけれども、せつかくの機会でございますので、この際改めて、これから恐らく武道館に総理府長官も行かれると思ひ



ますから、首相に対して、参拝を中止願いたいという発言があったということを正式にお伝えをいただきたいものだと思います。

同時に、総理府総務長官として、これからこの種の問題について、日本の憲法の立場、そして閣僚としての地位の重さというものから考えてみて、個人の資格というものと安易に使い分けてその種の行動に出ないようにこの際注意を喚起しながら発言をおきたいと思えます。

総務長官の一言の御答弁を煩わしいと思えます。

○稲村国務大臣 御指摘の点であります。きょうは靖国神社で全国戦没者慰霊大祭が行われることになっております。これは十四時三十分。

総理の問題に触れたわけでございますが、総理は純粋な個人的な立場でこの戦没者慰霊大祭に参加をされるというふうになっております。

○岩垂委員 私の言葉をお伝え願えるわけですね、総務長官。

○稲村国務大臣 御趣旨はよく承っておりますが、ちょっといま発言を間違えました。総理は十四時三十分には個人的な立場で参加されません。ただ、閣議が終わった後、いまごろ参加されておられる、こういうふうにご訂正をさせていただきます。

○岩垂委員 委員会での発言の趣旨を総理に正式に伝えていただきたい、そのことを要求いたします。

○稲村国務大臣 御指摘の点につきましては、間違いなくお伝えをいたします。

【五一九】第八十四回国会衆議院内閣委員会議録第二十七号(閉会中審査)(昭和53年8月16日)

(発言者)

岩垂壽喜男(委員)

安倍晋太郎(国務大臣(内閣官房長官))

茂串俊(説明員。内閣法制局第一部長)

鈴木康雄(委員)

真田秀夫(説明員。内閣法制局長官)

松本善明(委員)

局長官)

局長官)

局長官) [発言順。敬称略]

○岩垂委員 (略)

官房長官がお見えになりましたので、もう時間もぼつぼつでありますから、締めくくりに入りたいと思うのですが、きのう私は本委員会、総理大臣の靖国神社参拝について憲法二十条の規定に抵触するおそれがあるから中止されたいということを総務長官に要請をいたしました。これに対して総務長官は、あれは私的な参拝だと答えられたわけでありまして、けさの新聞を見ると、参拝を取りやめになるどころか、閣僚が随行して総理大臣の肩書きで記帳をしたということが報道されております。これに対する安倍官房長官の正式な御見解を承っておきたいと思えます。

○安倍国務大臣 昨日確かに福田総理が靖国神社に参拝をいたしましたわけでございますが、この件については、私もかねがね総理大臣の靖国神社参拝を行う予定であるが、これはあくまでも私人としての参拝であるということをおっしゃったわけでございます。きのうの参拝は私が申し上げましたように、あくまでも総理大臣としてではなくて、私人としての参拝であったわけでありまして、この靖国神社への参拝は本来個人の宗教心をあらわす行為であります。したがって、特別国の責任で国の行事として行うことがなければ、その参拝は私人としての立場で行われたと解すべきものでありまして、その限りにおいてはもちろん憲法違反ではない、こういうふうにご確信をいたしております。

○岩垂委員 かねてからこの問題は国会でも取り上げられてきましたし、問題にされてきたわけでございます。

内閣法制局がこの問題について「神社、仏閣への参拝は原則として個人の宗教心の現れであり、憲法二〇条三項の宗教的活動にはあたらないが、公の資格で参拝するのは同項に触れる」ということを述べながら、だから私人でいい、こういうふうになつたと思うのですけれども、公の資格とは何だというやりとり、これは新聞にも出ておりますけれども、こういう見解を示していますね。「もともと内心の問題であり、本人の心次第であるため、外形的な要件を総合的に判断すべきである」として、特に公用車を使用しない、二つ、玉ぐし料を国費から出さない、三、記帳には公職の肩書きをつけない、四、なるべく閣僚など公職者が随行をしないということをお内閣法制局の見解として国会でも答弁をしておられるわけですが、このことを知っておられて、この四つの項目の中で、玉ぐし料だけは別としても、三つの項目について問題のある行動だということを知っておられて参拝をなすかどうか、この点をお尋ねをしておきたいと思えます。

○安倍国務大臣 あくまでも私人としての立場であるから差し支えない、こういう判断で総理が参詣をいたしましたわけでありまして、後で聞いてみますと確かに玉ぐし料も出しておりますがこれは福田越夫個人としての玉ぐし料であることは当然でございます。

同時に公用車につきましては、昨年も公用車を用いておりますが、これは警備その他の関係で、私用等にも使う場合もあるわけでありまして、警備上の観点から、あるいは緊急連絡等の場合にも備えて公用車は使ったわけでありまして、

さらに記帳につきましては、内閣総理大臣の肩書きをつけて福田越夫ということでご記帳をいたしておられるわけですが、これはその地位にある個人をあらわす場合にしばしば行われる社会的慣習と見られております。これまでの歴代の総理大臣もしばしば内閣総理大臣の肩書きで記帳をいたしておられるわけでございます。この肩書きを付して記帳したことのみをもって公的参拝の証左と見ることは無理ではないか、こういうふうにご考えております。

また閣僚の同行につきましては、確かに私は同行をいたしましたわけでありまして、これは随行ではなくて同行でありまして、たまたま一緒に同行した、こういうことでもあります。

○岩垂委員 安倍さんらしくないまことに三百代言みたいな言い方なんです。そうでしょう。警備の関係があるから公用車で行ったというのは、まさに警備の事情ということだけで公式な

法制局の見解というものを踏みにじっているのですよ。そうでもしよう。内閣総理大臣の肩書きについても、ここまではつきり述べられているのです。それをそういうふうに述べる。それは随行じゃない。これが随行じゃなくて何なのですか。多くの閣僚を引き連れて、しかもそこから武道館に乗り込まれたということも含めて言わなければならぬ。

前の総理大臣の三木さんは国会で、個人の資格と閣僚の資格というのは、閣僚の地位の重さから見て区別することは困難だというふうにはつきり述べておられる。そして御自身も参拝に当たって一週間で戻って自分の私用の車で参拝をされた。そのこと自身も、私は総理大臣の私的参拝ということについても問題指摘をせざるを得ません。しかしそこでも世論というか、やはり謙虚な姿勢があつたと私は思うのであります。にもかかわらず堂々と参拝をして、しかもいまの答弁というのは何としても私は納得できません。こういう行動について、けさの新聞も含めて報道されたことについていささかも反省する気持ちはないというふうにお考えですか。

○安倍国務大臣 これは前々からも言っておりますが、あくまでも福田総理の私人としての立場で靖国神社に参拝するということでございまして、その筋を通したわけでございますから差し支えないことではないか、こういうふうにお考えます。

○岩垂委員 私は、明らかに憲法二十条に違反するおそれがあるということも申し上げました。英霊を祭る意味というの、きのうも言いましたけれども、いろいろな方法がある靖国神社に参拝をする、そういう行事というのにはやはり取りやめていただきたいというのが私の要求でございました。簡単に無視されたことは事実であります、いまやはりこの問題というのには相当尾を引く問題だろうと私は思うのです。ですから、少なくとも官房長官は、これだけ社会的な問題になっている事情について、あるいは法制局の見解があるという事実に基づいて、あるいはあなた自身が参拝に参加しているという、そしてそれは随行ではないと言つてみたところで、結局総理大臣に官房長官が随行したということを否定することはできない。それらのことについて軽率であつたことまでは言わなくても結構ですが、やはり意識的にやつたというふうには考えざるを得ないという立場に立つて反省を願いたい、このように思います。その点での御答弁をいただきたいと思つてます。

○安倍国務大臣 先ほど申しあげましたように、福田総理大臣私人としての参拝でございますから、これまでの慣

例というふうなこともあるわけでございますし、私はこの限りにおいては差し支えないことではないか、こういうふうにお考えいただけます。

○岩垂委員 内閣法制局の明確な見解があるのですよ。それをあるいはお知りにならないで行つたんだろうと私は思うのです。そして後で、いま官房長官が読み上げられたように、事務当局がつつまを合わせる言葉をつづつて、あなたがいま読んでいるんだらうと私は思うのですよ。問題はここなんです。やはりこういう事態を重視しない、あるいは国民に対するさまざまな感情というものを全く逆な方向にすることをなすつて、そして平然と憲法を無視していくというか、軽視していくというやり方をなさつていく、その姿勢が防衛問題についても栗栖発言を生み出しているのではないだろうか、私はこんなふうには言わざるを得ないのです。

いまもう官房長官忙しいところを飛んで来られたわけですから、私の質問時間もやつてまいりましたから、この辺で質問はやめますけれども、この点についての見解を最後に、法制局おられますか。——この前の答弁をあなたはお変えになるおつもりかどうか、この前の答弁が正しかつたというふうにお考えになっていらつしやるかどうか、その違いだけ承つておきたいと思つてます。

○茂申説明員 お答え申し上げます。

この前の答弁と申されますのは、恐らくことしの四月二十五日の参議院の内閣委員会におきます野田委員に対する真田法制局長官の答弁であるというふうには推察しておるのでございますけれども、真田長官のお答えといたしましては、靖国神社の参拝につきまして、あくまでも総理の場合であつても私人という立場で、いわば宗教心のあらわれという形で参拝されるということは、これは毫も問題がないわけでございます。ただ特別な事情がある場合、たとえば国の公費をもつて玉くし料を差し上げるとか、あるいはまた特別に国の責任で国の行事として参拝をされるというような場合であればともかく、そのような特別な外形的な事情が伴わない限りにおきましては、まず私的な行為であるというふうにお考えよいか、あるいは、こういう答弁をされておるわけでございます。したがうわけで、先ほど安倍官房長官の御答弁とびつたりと合うわけでございます。

○岩垂委員 ごまかしちゃだめなんです。議事録になつていない言葉をいまあなたは適当に解釈して物を言つていたんじゃないんで、なぜ四項目を私が細かく言つたかといえ、真

田法制局長官が答えているからなんです。それを部下であるあなたが適当につつま合わせをしているというのは、法制局というのは一体何のためにあるのですか。事が起こつたときにその都度解釈を変えていくために法制局というのはあるのですか。政府の行為を合法化するためのつつま合わせをするために法制局というのはあるのですか。冗談じゃないですよ。こういうやり方で既成事実を一つ一つ積み上げていく、これは超法規的なものです。こういうことを政府が強く反省をすること、そしてやつぱり日本の民主主義とか——きのうは八月十五日で敗戦記念日です。終戦の記念日です。このことをもう一遍問い直していただきたい。それは日本の新しい歴史の出発点とも言われるべき、将来に向かって日本の平和を誓ひ合う、そして平和のあり方というものを問い直す、同時に戦争によるところの犠牲というものを一体われわれがどう考えるべきかということ、ここには見解の相違があることは私も知つています。知つていますが、そういう問題を改めて問ひ直す機会が八月十五日ではないかと実はきのう総理府総務長官に私は申し上げた。にもかかわらずこういうことを簡単にやつてのける、この無神経さ、ここをやはり問わざるを得ません。

もう時間が来ましたから、私はやめますけれども、法制局の答弁は率直なところ許せませんよ。これは安倍官房長官あなたも、総理の問題だけでなしに、あなた御自身も参拝をされて、そして肩書きつきで記載されたわけなんです。これはあなた自身が、たとえば八月の初めに日本基督教団の諸君がお目にかつたときにそのこともつきり言つておられるはずなんです。それは覚えていらつしやると思つておられますけれども、こういう不安がある中であなたがあえてなすつたということについての責任というものが、あるいは反省というものをこの際素直に承つておきたいものだ、こんなふうにお考えです。

○安倍国務大臣 確かにいま岩垂委員から御指摘がございましたように、靖国神社の総理参拝に關しましては、その前にいろいろな団体からの参拝は取りやめるべきであるというふうな御要請がしばしばあつたことは事実であります。したがつて、私といたしましては、総理の参拝につきましては慎重を期さなければならぬ、こういうことで法制局等とも打ち合わせた結果、私人としての参拝ならば差し支えない、こういう結論が出ましたし、前例等もいろいろと調べた結果、私人として参拝をしないという結論が出ましたので、事前に私人として参拝をいたしませんということを申し上げて、その結果として昨日の参



拜ということに相なったわけでありませう。もちろん私自身もい  
わば戦中派に属するわけでございますし、八月十五日の意義は  
身をもって体験をいたしております。そういうことで毎年一回  
は靖国神社に参拝をいたしておるわけでございます。また  
ま總理が参拝される機会をとらえて私も同行して参拝したわけ  
であります。

(略)

○鈴切委員 (略)

さて、私は実はきょう取り上げるつもりではなかったわけ  
すけれども、終戦記念日の昨日十五日、福田總理を初め安倍官房  
長官、中川農林大臣、稲村總理府総務長官が靖国神社に参拝し、  
記帳に内閣總理大臣福田起夫と肩書きをつけ、三大臣も官職名  
をつけて記載されたと報道されておりますが、これは事実です  
か。事実であるかどうかということだけ聞かしてください。

○安倍國務大臣 福田總理大臣以下閣僚が靖国神社に参拝を  
いたしました。あくまでも私人として参拝をいたしましたわけであり  
まして、これは事実であります。

○鈴切委員 内閣總理大臣福田起夫、そして三大臣も官職名を  
つけられた、これは事実ですね。

○安倍國務大臣 事実であります。

○鈴切委員 私は、私人とか公人とかいうことを実際にここで  
論議してみたつて始めの問題なんです。それはなぜかとい  
うと、この宗教という問題は心の問題ですから、あなたがどう  
いうふうに思っていたかということとはこっちはわかるわけな  
い。だから、それよりも大切なのは、果たして憲法第二十条に規  
定されているところの信教の自由というその点において、客観  
的に見て、国民が見ておかしきというふうに判断された場合に  
おいて、これは私人であるか公人であるかということについて  
実は判断される問題なんです。あなたは、私は私人で行きまし  
たと言うに決まっている。そんなことを私はお聞きしたくもな  
い。

ただ問題は、そういうふうなことが非常に問題になるので、  
法制局の方では実は御存じのとおり、先ほどもお話がありまし  
たように、私人か公人かの資格という問題については、一つは  
公用車を使用しない、あるいは記帳には公職の肩書きをつけな  
い、あるいは玉ぐし料を国からは出さない、なるべく閣僚など  
公職者が随行しないということと私人と公人の立て分け、これ  
はどこまでもやはり客観的に見ての問題になるわけですが、そ

ういうことを取り決めたわけですね。

いま私がお聞きしたいのは、要するに私人か公人か、私は私  
人の立場で行きましたとおっしゃっても、この四つの中で、た  
とえば公用車を使用したかどうかの問題、それからあるいは記  
帳に公職の肩書きをつけたということは、これはわかりました。  
玉ぐし料を国から出した、これは出さなかつたか、こちら  
が一つわかるわけがないので、そんなことを論議してもしよ  
うがない。それからもう一つは、やはり總理大臣に随行されて  
いった方々、あなたは随行と先ほどおっしゃいましたね。私もた  
また總理大臣が行かれるので随行していった、こうおっしゃ  
つたでしょう。「同行」と呼ぶ者あり、同行か、同行、こうお  
つしやつた。これを見ると、もう明らかにこれは公人としての  
資格をもつて参拝したというふうな客観的に実はとられるわけ  
であります。国民はそう思っているのです。だから、そういう  
ことになりましたと、これは大変に憲法二十条に抵触すると同時  
に、あなたも御存じのとおり、國務大臣並びに国会議員は憲法  
を遵守しなければならない、そういうのに抵触するんじゃない  
ですか、その点はどうなんでしょう。

○安倍國務大臣 今回の福田總理の靖国神社参拝につきまして  
は、事前に私からも公表しておりましたが、私人として福田總理  
大臣は靖国神社に参拝をすると言っておるわけでありまして、  
その発表どおり私人として参詣をした。その場合にももちろん  
いろいろ憲法上の問題もありますから、法制局とも話をしたわ  
けであります。私人として参拝をする場合は差し支えない、  
こういうことで参拝をされたわけでありませう。私も毎年参拝を  
しておりますから、總理がちょうど参拝をされますので、それ  
に同行したということでございます。

なお、公用車を使つたということは確かにそのとおりであり  
ますが、これは警護等の関係もございませうし、總理大臣の場合  
は、そうした私人的な行為をする場合でも公用車を使う場合も  
あるわけでありませうし、これは差し支えないのではないかと、こ  
ういうふうな思っておるわけでありませう、全体的には、あく  
までも事前に発表もいたしておりましたし、總理も私人としての  
参拝ということで行っておるわけでありませうから、私は、もう  
どういふ角度から見ても私人以外ではない、こういうふうにか  
考へます。

○鈴切委員 公用車を使うのはあれだとおっしゃるけれども、  
実際これは公私混同だ。もし私人であるとするならば、国民が  
そういうふうな受け取る心配があるのではないだろうかという

ふうな思ふならば、少なくともそういう配慮はあつてしかるべ  
きではないのか。

そこで、法制局長官にお聞きしたいのですが、こういうふう  
なことはまことに喜ばしいことだ、結構な話だ、そう思いで  
すか。これは憲法二十条の立場から言いますと、客観的に見て  
こういうふうなやり方はまことに結構だとあなたは思いで  
すか。

○真田説明員 問題は、憲法二十条第三項の国の機関が宗教活  
動をやつたことになるかならぬかということだろうと思うので  
すが、私人としてお参りになるということは一向差し支えない  
ことなので、それを、記帳の際に内閣總理大臣という肩書きを  
おつけになったからこれは公的であろうとか、そういうふう  
に決めつけられるのがどうも私は腑に落ちないのです。

つまり神社にお参りするとかあるいはお寺にお参りするとい  
うのは、もともとが個人の宗教心のあらわれでございますから、  
特にそれを国の行事として行つたのだという何か、たとえば閣  
議決定をやつて内閣を代表して行つたのか、あるいはそう  
いうふうなことがあればこれは別でございますよ。そういうこ  
とがない限り、これはもう個人の行為、つまり私的行為として  
見るというのがむしろ自然な受け取り方でありまして、車が公  
用車であるとか、ほかの大臣も一緒に伴つて行つたとか、そう  
いうことをあげつらつて、だから公的の行為ではないか、憲法違  
反ではないか、九十九条違反であるかとかいうようにおっしゃ  
ることがどうも私は腑に落ちないというような感じがするの  
です。

ことしの四月に参議院の内閣委員会でもぜひお答えし  
たのですが、そのときもいまの公用車の問題とかいろいろ出ま  
して、その一つとして、福田總理大臣が靖国神社の例大祭にお  
参りになつて何を祈つたかというふうな新聞記者から問われて、  
そしてそのとき總理は、それは日中問題がうまくいくようにと  
かあるいは成田の問題とかいろいろ政治向きのことを祈つて  
きたとおっしゃつたので、それ見ろ、それだからこそこれは公  
的な行為と言わざるを得ない、私的な行為としてお参りになつ  
たのなら、自分が長生きするようにとかあるいは三枝夫人が長  
寿を保つようにということをお願いするのなら話はわかるけれ  
ども、そういう国事をお祈りしたなんということから見て、公  
的ではないかというふうにおっしゃつた節もあるのですが、そ  
ういう一つ一つを取り上げまして、だからこれは公的だと言  
うのはおかしいので、もともとが神社にお参りするというのは私

人の行為なんですよ。

私人の行為ですから、玉ぐし料はやつぱりポケットマネーでお出し願わなければ困るので、公費をお使いになつちや困りますというふうには私は申し上げておるのです。それから公用車の話も、これはいま官房長官もおっしゃいましたけれども、総理ともあられる方ですと警備の問題もあります。そしていつ何とき急用があつてスケジュールを変更してほかの方へ回らなければいかぬということもあり得るわけです。だから靖国神社の手前まで行つたら乗り捨ててタクシーで行きなさいというのも少し実情に合わないものであつて、乗用車が白ナンバーだからどうというふうなことをそんなにあげつらう必要はないのだからどうというふうな考へておられます。

むしろ私は基本的には、神社にお参りするというのは私的行為だと思つておられますから、望ましいとか望ましくないとかいふのではなくて、これは大臣であられようと総理であられようと、在官中は神社へお参りしたら公私混同になるからやつていけないということになると、かえつて憲法二十一条第一項が保障している信教の自由がその間奪われるというふうなことになるので、そういう公私混同をあげつらつて憲法違反になるのじやないかというふうな感覚は私は持つておりません。

○鈴切委員 法制局長官は法の番人なんです。だから、現内閣あるいはこういう憲法の問題については厳密にこれを判定しなくちゃならないあなた、常に内閣に伴つて拡大解釈をする、そういう役目を負つておられる感じがしてならぬです。あなたの御答弁はただけだかというふうには私思ひます。

実は十五日の日に政府主催による第十六回全国戦没者追悼式が天皇、皇后両陛下の出席のもとに日本武道館で行われた。私も公明党を代表して出席させていただきました。けれども、これは全く宗教色はない。しかも、ひとしく平和への決意を新たに国民こぞつての式典として、国のために戦死された方、すなわち靖国神社に祭られている方も含めて、あるいはまた戦争のために犠牲になられた方々の追悼をさせていただいたわけでありまして、政府は、みずからの主催する全国戦没者追悼式だけでは不満足というふうな思われ、そして靖国神社に行つたのですか。

○安倍国務大臣 戦没者追悼式というのは政府の行事で、これは総理大臣以下全閣僚が公式に参列をしたわけでございます。靖国神社に対する参拝は、いま法制局長官が申し上げましたよ

うに、総理大臣としての公式な参拝ということではなくて、総理大臣福田赳夫としての個人としての、私人としての参拝でございます。したがつて、他の閣僚と一緒に参列しようとか、こういう呼びかけをして行つたわけではもちろんありませんし、福田総理の個人的な宗教心に基づいて行かれたわけでございますから、ちつともその間には矛盾するものはない、こういうふうな考へます。

○鈴切委員 いずれにしても、これは国民がこういうふうな問題について客観的に判断する問題でありますから、少なくとも国会においてこういう問題が取り上げられたということ自体についてはやはり大変に問題を今後に残すものであろう、そう思うわけでありまして、安倍官房長官、大體質問の方はそういうことで終わりましたからお帰りになつて結構です。安倍官房長官も御存じのとおり、福田内閣総理大臣の女房役として間違ひのなきようにやはりいろいろと考へていかなければならぬ立場だから、そういう意味においては今後やはり十分に慎重を期してやつてもらいたい、こう思ひます。結構です。

（略）

○松本（善）委員 やはり有事という問題を考へます場合には、私は再々申してありますが、朝鮮で米軍が戦争をするというときに、日本が戦禍に巻き込まれないということが、最も重要な日本の国民の安全を守るのだというふうな思ひます。そういう意味で、その有事立法を考へるといふよりも、日本の外交方針、政治方針そのものの問題だと思ひますけれども、これはなかなかこの一回の審議では終わらないと思ひますので、いまの問題はこの程度にして、官房長官に靖国神社の参拝について伺いたいと思ひます。

再々問題になつておりますので、ダブらないようにして伺いたいと思つたのですが、官房長官参拝に行かれたわけですが、これはやはり識者のいろいろな批判が大きいです。憲法との関係も問題ですが、やはり太平洋戦争が侵略戦争だということについての反省がないのじやないか。これは、この靖国神社は、戦前陸海軍両省の所管で軍国主義の精神的支柱の一つとなつたわけですよ。天皇のために死ぬということが、軍人としての誇りなんだ、そういうことの象徴としてあつたわけでしょう。そういうところへ、だからこそその憲法との関係もあつて、公的な形で参拝してはいかぬ、そういうことになつておるのだと思つたのです。あなたも、いや私人だ私人だということ盛んに公

人としてやつたのではないのだと言つて弁解をしておられるけれども、私はあなたに伺いたいのは、なぜ公人として行つてはいけないということになつておるのか、あなた自身この太平洋戦争についての反省をどう考へておられるのかということについて、あなたのお考へを伺いたいと思つたのです。

○安倍国務大臣 靖国神社の参拝につきましては、もちろんこれは私人として行つたわけでありまして、私は私なりに、松本さんもそうでありまして、私もいわば戦中派で、大戦の惨禍といふのは身をもつて経験をしたしております。そういう経験を踏まえて八月十五日という終戦記念日を思い、平和に徹した日本が二度と再びこういう惨禍を受けるような戦争に巻き込まれてはならない、こういう私自身の基本的な立場、そうしてまた私自身のこれはもう個人的な宗教心というものから個人として参拝をいたしましたわけでございます。それ以外の何物でもございません。

○松本（善）委員 先ほど来のあなたの答弁でいきますと、私人として同行して行つたのだから別に随行して行つたわけではないのだという理屈でいきますと、玉ぐし料だけ払わなければ、内閣の大臣全部が公用車を連れて行つて、いや個人としてたまたま一緒に行つたのでと言つても、そして大臣として記帳して帰つてきても一向に差し支えないということに、理屈としてはそうなるのです。ただ、それをやつてごらんください。これは靖国神社にやはり公的な性格を与えたということになりまます。幾ら私人だと言つて弁解したつて、今度の場合だつて靖国神社に公的な性格を与えたということを受け取つておる人たくさんあると思ひます。私は、実際上そういうことをねらつておるのだというふうな言つたにさへ思ひます。官房長官、全閣僚がそういうふうなあなたに言つたような理屈で、行つてもいいということになりますよ。それでいいのですか。

○安倍国務大臣 閣僚が私人として個人の立場で行くわけですから、これは昨日は数閣僚が行きましたけれども、全部の閣僚が行つたわけでありまして、そういう事態が起こるから起らないかは今後の問題でしようけれども、しかし個人の立場として行くわけでございますから、これは一向に差し支えないわけでありまして、私が参拝をする場合においても、ほかの閣僚に対して一緒に行こうとかあるいは閣議等で総理大臣が行くからというふうなことを発言したわけではないわけですが、あくまでもこれは私人という立場でそれぞれの判断に基づいて行つたわけでありまして、それ以上のものじやないわけでは



ね。

○松本(善)委員 憲法の二十条は、宗教団体が国から特権を受けてはいけないというところが一項、それから国側の機関が宗教的な活動もしてはならぬということもあり、いまのような形で私人だと言っけれども、全閣僚が行くというようなことになれば、これは明らかに何か特権が与えられたような感じになりますよ。私は憲法との関係で考えるならば、やはりそういうことは当然に配慮をして、私人として行くなら私人らしく注意をして行くというのがあたりまえじゃないかと思うのですが、そういう配慮は、大臣はしないのですか。

○安倍国務大臣 今度の靖国神社の参拝については、福田総理が参拝をするという予定を立てておったわけでありますが、それに関連をして各方面からいろいろな私に対する要請等もあつたことは事実であります。したがって、そういうことも踏まえて、私は事前に記者会見等で総理大臣が行く予定になつておるけれども、これは私人である、そういう私人の立場であるということをはつきり申しておるわけでありまして、その点につきましても「憲法の問題もあるわけですから、憲法は守らなければなりませんし、憲法に抵触するという事態が起こつてはならないわけでありまして、法制局等とも打ち合わせた結果、私人として参拝することは差し支えない、こういうことで総理大臣の参拝が決まったわけでありまして、したがって、総理大臣がちょうど参拝をされるその時期に私もおつたものですから、私も同行して参詣をいたしました、こういうことであります。

○松本(善)委員 私人としてというふうに言われるので、私聞くのですが、先ほど廊下で、一緒に行つた森官房副長官にあなたは宗教何だと言つたら、仏教だと言う。あなたの宗教は何ですか。

○安倍国務大臣 私も仏教です。

○松本(善)委員 そういうことだと、あなた自身一体靖国神社を宗教と見ているのですか、どうですか。

○安倍国務大臣 私の個人的な立場から言いますと、われわれ戦争に参加した者として靖国神社というものに対する崇敬の気持ちはいまも変わっておりませんし、私自身もそういう立場で毎年参拝をいたしておるわけでありまして。

○松本(善)委員 私は長官のお考えとしても聞きたいのだけれども、靖国神社は公的な性格を持った宗教あるいは国家的な宗教というふうに見る考えはありませんか、あなたの中に。私は、本来に私人としての宗教心ということであれば、そういうよう

な戦争反対の気持ちをもし持つならば、そんな形では表現されないと思ふのですけれども、あなた自身にそういう考えはありませんか。靖国神社は公的な性格を持った宗教だとか、あるいは国家的な宗教だというような感じがありませんか。

○安倍国務大臣 私は、靖国神社が神道であるとか神道でないとかいうことではなくて、私にとりましては、いわば宗教を超えた、これはわれわれと一緒に戦つた多くの同胞の英霊が祭られておる社である、こういうことで、いわば自分が仏教を信じているとか、あるいは神道を信じているとかいうことを超えた立場で、靖国神社に対しては非常に崇敬の心で参拝を続けておるわけです。

○松本(善)委員 それが問題なんです。靖国神社はもうはつきり宗教団体なんです。あの人たちは、宗教団体でないと言つたら、そうでない、宗教団体だと言ふのです。そういう宗教団体である神社に、大臣がそういうような考え方で出かけていくということ自体が問題なんです。私は、そういうようなことがいわゆる憲法二十条の立法趣旨に反する方向、言葉で言えば脱法行為というような形で行われているということを本当に憂慮いたします。それが先ほどの有事立法なにかとの関係でなされていくということも憂慮をするわけです。時間がありませんので、それ以上の追及はいたしませんけれども、そういうやり方には反対なんだということをはつきり申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。

【五二〇】参議院内閣委員会(第八十四回閉会後)会議録第二号(昭和53年8月17日)

(発言者)

山崎昇(委員)

安倍晋太郎(国務大臣(内閣官房長官))

稲村佐近四郎(国務大臣(総理府総務長官))

真田秀夫(説明員。内閣法制局長官)

野田哲(委員)

〔発言順。敬称略〕

○山崎昇君 いま報告ありました人事院勧告について質問をいたしますが、それに先立ちまして、一、二点であります。官房長官と法制局長官に、一昨日の福田総理の靖国神社参拝について、二点だけお聞きをしておきたいと思ひます。

本来なら官房長官からその経過について正式に報告を求めめるのが筋道であります。時間が余りありませんので、きのうの衆議院の議論あるいはその他の報道等で、もう行つたことは事実でありますから、その点の正式報告は省略をして一、二点聞きたいと思ひます。

そこで官房長官に聞きますが、あなたも官房副長官も行かれたそうでありまして、そのほかに閣僚でだれが行つたのか、それから政府・与党ではどんな方々が行かれていのかお聞きをしたい。

○国務大臣(安倍晋太郎君) お答えをいたします。

一年目の靖国神社の参拝につきましては、福田総理が参拝をいたしました。私もそれに同行いたしましたわけでございますが、その他の閣僚はそれぞれ個々に参られたわけでございまして、詳細ははつきりつかんでおりませんが、新聞等で拝見をいたしますと、総務長官あるいは農林大臣等が参拝をされた、こういうふう聞いております。

○山崎昇君 重ねてあなたに聞きますが、福田総理は去年も行かれたそうでありまして、あなたも去年行つたと思ひます。それから総務長官も今度行かれたそうですが、一体総務長官になるまで、あるいは官房長官に就任するまで、あるいは福田さんで言えば総理大臣になる前に、一体靖国神社に行つたのかどうか、知つておればひとつあなたから聞きたい。それから総務長官からも、

あなたは以前に行つたのか、行かないのかお聞きをしたい。

○国務大臣（安倍晋太郎君） 私は、いわば戦中派ということで大戦にも参加しておる、そういう経験もあるわけでございます。そういう自分のこれまでの経験を顧みまして、靖国神社の参拝は毎年欠かさずに行つておるものであります。

○国務大臣（稲村左近四郎君） ちょうど私も戦争に参加しております、まあそのときの戦友はことごとく靖国神社で会おうというのが合言葉でありました。そういう意味から、戦後も早いものでございまして、一回も欠かしたことなく、わが戦友の英霊というか、冥福を祈ると、こういう意味で、どういう雨のときも戦後一回も欠かしたことなく参拝をいたしておりました。

○山崎昇君 いま官房長官と、それから総務長官は、自分の経験から毎年行つておるといふ説明でありました。ところが、私どもの承知しておる限りでは、三木さんにいたしましたも、岸さんにいたしましたも、歴代の総理大臣は、総理大臣という肩書きがつくと無理して私的行為というオブラートに包んで何かとそり行くようでありましたが、しかし総理大臣をやめるのとほとんど行つてないというのが私の掌握だと思つた。三木さんだつて、総理大臣のときには大変物議を醸しましたけれども、こと行つたかと言えは行つてない。だから、少し極端な表現になります。靖国神社の参拝というのは、これは肩書きが行つてゐるんであつて、内閣総理大臣が福田赳夫であつたら三木武夫であつたら、あるいは岸信介であつたら、そんなことは余り関係がない。総理大臣という肩書きがあれば行くし、なければ行かない、ここに私は一つの問題点がひそんでゐると思つてゐるんです。そういう意味では、憲法上でこれだけ世の中が疑義があると、またいろいろな宗教団体からいろいろ指摘をされてゐる時期に、なぜこの肩書きがつけば行つてつかなきゃ行かないのか、この辺のことについて、もう少し私はやはり政府としては、事憲法上の問題であるだけに慎重を期すべきではないか、こう思つてゐるのです。しかし、この問題はきのうのかなり衆議院でも議論された問題でありますから、私のきょうの本命は給与でありますから多くのことを申し上げませんが、少なくともそういう意味で言うならば軽率だと思つた。

あわせて私は法制局長官に聞きますが、三木さんのときも、私的か公的かなかなか区別したい、そこで私的という問題をどう把握するかというんで、一つの材料としてあなたは四つの点を挙げてゐる。それはもうあなた自身御存じのとおりであり

ます。しかし、その四つの点がいまあなたによつて否定されたら、これは一体どうなつていくんだらうか。私は法律の解釈というのは人の行動によつてそう変わるものではないと思つた。たゞ、時によつては多少の変化はあることもあると思つたが、やつてゐることは何にも変わりないのになああなたのとられた態度が変わつていくということについては納得できない。したがつて、いまもあなたはあの四つの点についてそれとおりに聞かないと考へてゐるのか、まずその点法制局長官に聞いておきたい。

○説明員（真田秀夫君） お答えを申し上げます。

内閣総理大臣その他公の職にある方が、神社あるいは寺院にお参りになると、その場合に私的であれば全く問題がないと、それから公的の場合には憲法二十条三項との関係で問題が生ずるのであるというのが基本的な考へでございます。それでその私的、公的の区別はどうしてやるんだというようなことに關連いたしました。ただいまおつしやいましたのによりまして、何か私が私的、公的の区別の基準として、つまり私的であるための要件としてはこの点が必要なんだということで四つの条件をいままで示してはなないかといふふうな御感觸の御質問でございます。私的であるための要件といふ意味で四つの点を挙げたというふうなことはございません。先日何かある新聞で、法制局の従来から私的に行つてゐるための要件としての四条件に照らして、今回の福田総理の御参拝は外れてゐると、したがつて憲法上の問題であるといふふうな趣旨の記事がございましたけれども、これはかなり事実と反するのでございまして、私の方は、いままで申し上げておりますのは、やっぱり私的であれば問題ないんですけれども、ただ一般に受け取られる方が、あれはおかしいではないかといふふうな疑義を持たれるとこれはまた心外でございますので、そういう疑義を避けるためにはこういう点は配慮していただきたいと、こういう点を配慮して慎重にやつていただく方が望ましいといふ趣旨で幾つかの点を指摘しておるんでございまして、それを外れたから直ちに公的だといふレッテルを押さなきゃいかぬといふふうな、そういう意味合いで申し上げてゐるわけではございません。

まあ一例を申し上げますと、乗用車の件なんかございませうけれども、乗用車として官用車を使つちやまずいじやないかといふか、それはなるべく避けた方が望ましいんだといふ趣旨のこととは申しておりました。おりまして、しかしこれは官用車をお使いになると絶対それはもう言い逃れができないのかといふ

と、もちろんそういう意味じゃございませんで、それはもうもともと私的か公的であるかといふ実はその実体が問題なんでございまして、私的であるかといふためには、それはその疑いを避けるために公用車はなるべくお使いにならぬ方がよろしいと、こういう趣旨で申し上げてゐるわけでございます。総理大臣ともなれば、それは警備の問題もございまして、警備の都合の問題もございまして、それからまた、いつ何とき突発事故が起きて、スケジュールを途中で変更してほかの方へ行かなきゃならぬということも考へるわけでございますから、そういう点も勘案いたしますと、常に公用車じやない私用車を用いなければ憲法上の問題になるといふふうな趣旨で申し上げてゐるわけではございません。

ただ、玉ぐし料の点は、これは多少ニュアンスが違ひまして、もともとが、私たちは私的な資格で御参拝願うといふふうにしてお参りしますから、私的な行為について公金を玉ぐし料としてお使いになるのはこれは困る、これは避けていただかなきゃ困るというふうな申し上げてお参りします。

今回の御参拝につきましては、内閣の官房の方から私の方へ御相談がございまして、いま申し上げましたような意味合いで幾つかの点の御注意を申し上げた、意見を申し上げたというのが実態でございまして。

○山崎昇君 少なくとも法制局長官は、やっぱり私的行為としての一つの基準といひますか、考へ方として疑義がある、だからこういう点は注意した方がよからうといふ、あなたの説を仮にとつたとしても、そういう形であなたは出されたわけではなう。したがつて、三木さんはやっぱり内閣総理大臣といふ肩書きを書かなかつた。それから車も自分の車を使つた。党の車を使つたのであつた。それから、使つた。あるいは同行者もやらないこと、そうすると、あなたのいま言われた、少なくともこういうことをしなければ疑いがありますよといふあなたの考へ方は、一つ一つ全部外れたら疑いが出てくる、国民が納得しない、それはあたりまえの話だ。いまの公用車の問題でも、総理大臣が公用車以外使つたのは何となく警備上おかしといふ。じゃ三木さんは使つて何でもなくて、福田さんが私用車を使えば何か警備上の問題が出てくるのか、もし警備上の問題があるといふならば、それは警備上の問題として十分な配慮をすればいいことなんだ。だから、少なくとも法制局長官として法の解釈なり運用をやる場合に、あなたが絶えずそういう形で拡大解釈するといふことは問題があると思つてますよ。少なくとも、国民









きょうはもう間に合わないと思うんですが、できるだけ近い機会に。そのことをお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) この靖国神社の総理参拝につきましては、御承知のように事前に、先ほど申し上げましたように、総理大臣に靖国神社に参拝してほしいという要請が各方面から出ましたし、また反対に、福田総理の出席は——出席といっても、あるいは私人という立場においてもなかなか判別しがたい面もあるわけだから、これは参拝をすべきでない、こういう御意見といいますが、反対の要請等もしばしばありまして、私自身がそれを受けております。そういういろいろな方面からの御意見も受けまして、この際やはり福田総理が靖国神社に参拝をするということになれば、その立場を明らかにしておかなければならない、こういうふうな判断をいたしまして、私は記者会見をいたしまして、私人として参拝をする予定であるということも明確に申し上げ、法制局とも相談もいたしまして、私人なら差し支えないということでもございましたからあの参拝ということになったわけでございます。その際に、玉ぐし料等も差し出したわけですが、これはあくまで総理のポケットマネーでございます。まあその他、公用車を使った、あるいはまた肩書きをつけて記帳したという点はあるわけでございますが、これは法制局長官から申し上げましたように、差し支えないと、こういう判断をやったわけでございます。あくまでも今回の靖国神社の総理大臣の参拝は私人としての立場で行われたわけでございます。その点については憲法に触れるものではないと、こういうふうな確信をいたしております。

また、いろいろと国会でしょっちゅう問題になることでございますので、先ほどからお話がありましたように、それでは私人としての立場、あるいは私人としての立場はどういうふうなものであるかということにつきましては、いろいろの御質問等も踏まえて、法制局とも相談をいたしまして、政府としての考え方を統一して、機会を改めて申し上げます。政府としての考え方を統一して、機会を改めて申し上げます。

【五二一】第八十五回国会参議院内閣委員会会議録  
第二号(昭和53年10月17日)

(発言者) 松垣徳太郎(委員長)

野田哲(委員)

安倍晋太郎(国務大臣(内閣官房長官))

真田秀夫(政府委員、内閣法制局長官)

【発言順。敬称略】

○委員長(松垣徳太郎君)(略)

この際、安倍内閣官房長官から発言を求められておりますので、これを許します。安倍内閣官房長官。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 内閣総理大臣その他の国務大臣の地位にある者であつても、私人として憲法上信教の自由が保障されていることは言うまでもないから、これらの者が、私人の立場で神社、仏閣等に参拝することは、これまでも、このような立場で靖国神社に参拝することは、これまでもしばしば行われているところである。閣僚の地位にある者は、その地位の重さから、およそ公人と私人との立場の使い分けは困難であるとの主張があるが、神社、仏閣等の参拝は、宗教心のあらわれとして、すぐれて私的な性格を有するものであり、特に、政府の行事として参拝を実施することが決定されるか、玉ぐし料等の経費を公費で支出するなどの事情がない限り、それは私人の立場での行動と見るべきものと考えられる。

先般の内閣総理大臣等の靖国神社参拝に関しては、公用車を利用したこと等をもって私人の立場を超えたものとする主張もあるが、閣僚の場合、警備上の都合、緊急時の連絡の必要等から、私人としての行動の際にも、必要に応じて公用車を使用しており、公用車を利用したからといって、私人の立場を離れたものとは言えない。

また、記帳に当たり、その地位を示す肩書きを付すことも、その地位にある個人をあらわす場合に、慣例としてしばしば用いられており、肩書きを付したからといって、私人の立場を離れたものと考えすることはできない。

さらに、気持ちをお互いにする関係が同行したからといって、私人の立場が損なわれるものではない。

なお、先般の参拝に当たっては、私人の立場で参拝するもの

であることをあらかじめ国民の前に明らかにし、公の立場での参拝であるとの誤解を受けることのないよう配慮したところであり、また、当然のことながら玉ぐし料は私費で支払われている。

以上が内閣総理大臣等の靖国神社参拝についての政府としての統一見解でございます。

○委員長(松垣徳太郎君) それでは、これより質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○野田哲君 ただいまの官房長官の見解であります。まず前提として承っておきたいと思うんですが、八月十五日の参拝の前に、これは前回の内閣委員会でも私の質問でお答えになつていらっしゃるんですが、あの参拝の要請があつたこと、その要請については、これは総理としての公的参拝の要請があつた。このことは間違いありません。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 参拝の要請並びに参拝をすべきでないという要請等がごもごも政府に対して行われたわけであり、参拝の要請については総理大臣として参拝をしてほしい、こういう要請でございます。

○野田哲君 総理大臣として公的に参拝をしてほしいという要請があつて、しかも総理は当時の新聞報道で公的でも構わない、こういう発言があつたということが新聞に報道されているわけでありまして。だからこれは公的参拝の要請にこたえたという客観的な条件が整つていっていると思うんです。

そこで伺いますけれども、ただいまの見解は、一九七五年五月三日内閣の当時の稲葉法務大臣が自主憲法制定国民会議に出席されたことが非常に問題になつた。その際三木総理の見解というのは、閣僚の地位の重みからして公私の区別はつけられない、こういう見解を表明をされて、その趣旨が一応確認をされて稲葉問題の決着がついたわけです。こういういきさつがあるわけでありまして。

それから、翌年の八月に三木総理が靖国神社へ参拝されたことについて当委員会でのことについての質疑が行われておるわけですが、そのときに吉國法制局長官の発言の趣旨は、稲葉法務大臣が前年自主憲法制定国民会議に出席をしたことについては、これは法務大臣稲葉修という形で紹介をされたから大変問題になつたんだ、今回のこの三木総理の参拝については公用車も使っていない、公職者を随行させていないし、記帳も公的な肩書きをつけなかつたと、そういうことで稲葉法務大臣が法務大臣稲葉修として紹介をされた、このことと態様が違つてい

る。そういうことで、公用車を使わなかったことや、あるいは公職者を随行させなかったことや、公的な肩書きをつけなかったことよって、私人としての三木武夫という立場を明らかにしたんだ、こういうふうな答弁をされているわけでありませう。これらの見解といまの官房長官の見解は全く相反した形になっているんですが、そういたしますと、私が先ほど稲葉法務大臣の問題に絡んでの三木総理の発言、あるいは三木総理が靖国神社に参拝されたことに対する私的参拝であるという立場で幾つかの条件を挙げられている。これはそれぞれ国会の場で公式に発言をされているわけでありませうけれども、この三木総理の見解や吉國法制局長官の見解をいまの見解は全面的に変更される、こういう内容になっているんですが、そういうことなんでしょうか。

○国務大臣（安倍晋太郎君） 先ほど総理大臣の先般の靖国神社参拝は公的なものではないかと、こういうお話でございましたが、総理大臣の靖国神社参拝に当たりましては、事前に私から公の席におきましてこの福田総理大臣の靖国神社参拝は私人としての立場で参拝をするものであるということを確認いたしました。しておりませうから、したがって福田総理の靖国神社参拝というものはあくまでも私人としての立場で行われたものであるということでございます。

なお、稲葉法務大臣、当時の法務大臣の自主憲法制定会議への出席と、この靖国神社参拝とはおのずからその性格は全く異なるものである、こういうふうな私としては判断をいたしておりますが、その間のことにつきましては法制局長官から見解を申し上げさせていただきます。

○政府委員（真田秀夫君） 内閣総理大臣の靖国神社参拝の問題に關しましては、野田委員からの御質疑を受けましてことしの四月の二十五日、それから八月の十七日二度にわたって私から詳細に御説明申し上げたとおりでございます。先ほど来、稲葉元法務大臣の自主憲法制定国民会議への出席の際の当時の三木総理大臣の御発言等を引き合いに出して、そしてその場合の政府の説明と今回の靖国神社に対する福田総理の参拝とはどう違うんだ、政府の説明はおかしいではないかとというふうな趣旨のことを御質問になりましたが、そのときにも私申し上げたつもりでございますが、もともと神社仏閣への参拝というのは、これは私人としての信仰心のあらわれでございます。原則としてこれは私人の行為と見るのが普通の常識、素直な見方であって、特に国の行事として行うとか、玉ぐし料を公費で出すと

かというふうなそういう特別な事情がない限りは、むしろこれは私人の行為として、憲法で言えば第二十条の第一項の信教の自由を保障している。むしろそちらの方の問題として考えるべきものでありますから、軽々に「軽々に」と言ったら語弊があるかもしれませんが、たとえば公用車を使つたとか、肩書きに内閣総理大臣という官職名を記したからとか、そういう一つ一つのことをとらえて上げて、そして神社参拝は、それは憲法二十三条三項違反ではないかというふうな言われるのは、かえって私の方から言いますと心外に思うくらいでございます。ただいま申しましたような特別な事情がない限りは、神社に参拝することも、お寺にお参りになることも、これは本当に御本人の御自由であつて、むしろこれは保障してさし上げなければ憲法違反になるということすら言いたくないでございます。

それから稲葉大臣のときの当時の三木総理大臣の御説明は、それはつまり法務大臣としての地位の重みから、公人と私人との使い分けは困難であるという表現になっております。それであるから、当時三木総理大臣とされましては自分の内閣は憲法改正はしないというところを方針にしている、その三木内閣の閣僚が自主憲法制定国民会議というところへ出席をされて、そして法務大臣という名前で紹介をされて、そのまゝ別にそれに対してお答えもなく壇上に座つておつたんじゃないかと、そういうようなことがあつて、結局三木内閣は憲法改正の意図がないのにかかわらず、その閣僚の一人がそういう席上に出ることは、それはいかにも国民に三木内閣が憲法改正の意図があるんじゃないかという疑いを抱かせるおそれがあると。したがって、そういうことは慎んでほしい。自分が内閣総理大臣である限りは、今後は現職の国務大臣にそういう憲法改正の会議に出席するようなことはさせませんということを委員会御発言がありまして、それである問題はそれで決着がついたと、かように私は理解しております。

それで、神社の参拝と政治問題を論ずるという集会に出るということとは、これはやはり本質的に問題が違うわけでございます。政治問題を論ずる会議に出るということは、これは公的な立場で十分出席することが考えられるわけでございます。が、神社仏閣への参拝、そういうものは先ほども申しましたように、事柄の性質上、本来的にこれは私人の行為であるのを見るのが素直なんであつて、特別な事情がない限りは公的だといつて憲法違反云々を問題にされる筋合いではないというふうには私は考えている次第でございます。

○野田哲君 心外なのは私の方です。あなたが心外じゃないのです。私の方が心外なんです。いいですか。

今回統一見解を求めたのは稲葉問題の決着をつけたときの三木総理の見解、つまり閣僚の地位の重みからして公私の区別はつけられないんだと、こういうことで、法務委員会、それから当委員会大きな議論があつて、この三木総理の発言で一件落着をしたわけなんです。それから吉國法制局長官は、やはりこの委員会三木総理の靖国参拝と、それから当時の稲葉法務大臣の問題を引き合いに出して、私人であるということの立場を明らかにするために公用車も使わなかった、あるいは公職者の随行もつけなかった。記帳も総理大臣という肩書きは外して記帳した、こういうことで私人としての立場を明らかにしたんだ、こういうふうな吉國さんは説明をされているわけです。それと今回の八月十七日の法制局長官の見解がそれと異なっているから私は統一見解を求めたわけなんです。あなたはいま稲葉法務大臣が当時出席をされた自主憲法制定しようとする会議、つまり政治的な問題を論ずるとすると、福田総理が靖国へ参拝をしたのはおのずから性質が違うんだ、こういうふうな説明があつたわけですから、いま靖国神社のあり方をめぐつてどういうふうな議論が動いているか、あなたは承知されていないのです。靖国問題の扱いは、まさに政治的な問題なんです。靖国法制定という大きな動きがある。これと靖国参拝というのは無縁ではないわけです。まさに政治的な問題なんです。これをいまそういうふうな説明をされることは、私どもとしては納得できない。だから結論として、この問題だけ長々とやつておるわけにいきませんから伺いますけれども、いまの見解というのは稲葉問題を処理をされた三木総理の発言、それから三木総理自身の靖国参拝についての吉國法制局長官の当委員会での発言、これを全面的に変更される内容になつておると思んですが、そういうふうな受けとめざるを得ないと思つたのです。なぜそういうふうな、わずか三年の間に政府の見解がこうも変わったんですか。その理由を伺いたいと思つたんです。

○政府委員（真田秀夫君） 当時の稲葉法務大臣の自主憲法制定国民会議への出席の場合の問題と、それからことしの八月の福田総理大臣の靖国神社への参拝と、この問題二つについては私たちの考え方がそんなに真つ向から違うというふうには考えておりませぬ。その理由を申し上げます。

まず、当時三木総理大臣が法務大臣としての地位の重みから、



公人としての行為と、私人としての行為とは使い分けがむずかしいというふうにおっしゃいました。その真意は私がよく考えてみますと、それは本来的にその行為が私人としての行為か、公人としての行為かは区別がつかないというのではなくて、はたから見ても、世間の人から見ても、あるいは国民が見ても法務大臣という地位にある人が、そういう場所にお出になると、そうするとそれは公的立場でお出になったのか、私的立場でお出になったかの判断がつけにくいんだと、こういう意味だろうと思うのです。問題は、そのお出になったその行為そのものの性格なんであって、国民あるいは第三者が見てもその区別がつかないかどうかということと、これは実は面が違わなければならないので、当時の三木総理大臣のおつもりでは、それは法務大臣としての地位の重みから非常に区別がつかないから、それで国民をして三木内閣が憲法改正を考えているのではないかというような疑念を起させるおそれがあると、そこで今後はそういうことはさせませんという御発言になったわけなんです。ところが、神社参拝の話は、これは先ほど来申しましたように、政治問題を論ずる場所じゃございませんので、これはそこでいろいろ神仏に対して祈念をするというのことがその本質でございまして、私的行為であるのと見るのが素直な立場でございまして、そういうふうには私には考えております。で、当時の吉國前法制局長官の説明も、なるほどそれは三木総理大臣が靖国神社に参拝されましたときには、それは公用車は使わなかったとか、あるいは記帳についても官職名は番がなかったとか、いろいろな事例を申し上げております。しかし、それと同時に、実はそれは国民のそういう誤解を、つまり公的な資格で靖国神社に参拝したのではなからうかという疑念があると困るので、それでそれを払拭するために当時の井出官房長官がやはり前もって、三木総理大臣の靖国参拝はこれは私的なものであるということを中心としてPRをしてあるんで、国民の疑いはこれで心配がないと、その上さらにそういう自動車の使い方とかあるいは記帳の仕方についても三木総理大臣はこういう手だてをおとりになったんですと、こういう説明だったわけなんです。結局、国民のその疑念を晴らすといいますが、疑いがないようにするというのが実は問題なんであって、事柄のその参拝行為それ自身が私的なものであるということについては私と吉國前長官との間に意見の相違は全くありません。

○野田哲君 公人と私人の使い分けは閣僚の地位の重みからし

て困難である、こういうことは、それが行く先が自主憲法制定国民会議であろうがどこであろうが、これは行く先を選んで言われた言葉ではないはずで、閣僚の地位の重みからして公私の使い分けは困難であるというものは、これはすべての場合にやはり閣僚というものは公私の使い分けはできないんだと、こういう見解である。私は理解をしております。

それから、あなたは靖国がいま国政の場でどういう議論になっているか、どういう底流があるかということをごまかさず承知されていらないとは思われないのです。これは最も承知された政治的な問題になっているわけですよ。そこへ三木総理の参拝のときは違った対応で参拝をされているということは、明らかにこれは国民にとっては疑惑が起きているわけです。だからこそ官房長官のところにも要請なり抗議もいつているし、私もこれは問題にしているんです。だから、いまこの問題、また機会を改めて私は問題にしたいと思っております。できればこれで終わりますけれども、いま官房長官が読み上げられたもの、これは文書にして提出をお願いしたいと思うんですけれども、そのことをお願いしてこの問題についての質問は終わりたいと思うんで、委員長、しかるべく御配慮をお願いしたいと思います。

○委員長(松垣徳太郎君) 官房長官。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 文書にして提出をいたします。

【五二二】第八十七回国会参議院予算委員会会議録  
第十六号(昭和54年3月27日)  
(発言者) 野田哲(委員)  
町村金五(委員長)  
山下元利(国務大臣(防衛庁長官))  
長官)  
【発言順。敬称略】

○野田哲君 防衛庁長官に最後まで一回伺いますが、この前の山口の地裁における、自衛隊員で亡くなった方の奥さんが提起をされた護国神社合祀の問題、これが判決が出たわけですが、この判決についてどういうふうに受けとめておられますか。

○委員長(町村金五君) 野田君、時間が参りました。

○国務大臣(山下元利君) 山口地方連絡部が宗教的活動に当たる行為をいたしましたと思いませんので、この判決はまことに意外でございました。そのように考えております。

○野田哲君 あと一言。

意外ということですが、判決が出たわけですが、端的に、上告するのもしないのか、どういう考え方に立っておられるのか、これを伺いたいと思うんです。

○国務大臣(山下元利君) いま私がこの判決について意外と考えておりますと申しました点について御推察賜りたいと思えますが、しかし、控訴するか否かにつきましては、法務省と十分協議した上結論を出したいと、かように考えております。

○野田哲君 一言だけ。

未亡人が、自分の信仰上の立場から、そういうことはやってほしくない、というふうな主張されているわけだし、そのことで数年間もその信念で法廷でがんばってこられたわけですから、やはりこの意向というのは尊重されるべきだと、このことを強く指摘をし、まあ大平総理大臣も聞くところによるとキリスト教徒であるということでありまして、総理だつてその心情はわからないはずはない。これがわからないようだつたら総理のキリスト教徒というのはにせだと思わんです。ひとつよく考えていただきたいと思うんです。

終わります。(拍手)

【五二二】第八十七回国会衆議院内閣委員会議録第八号（昭和54年4月19日）

（発言者）

上原康助（委員）  
大平正芳（国務大臣、内閣総理大臣）  
真田秀夫（政府委員、内閣法制局長官）  
柴田睦夫（委員）  
〔発言順、敬称略〕

○上原委員（略）

総理が、今回の、この二十一日ですか、靖国神社の春の例大祭に御出席するということは、これはどういうわけで御出席するのですか、参拝するのですか。私人ですか、公人ですか。

○大平内閣総理大臣 私人として参拝するつもりでございます。

○上原委員 なぜ公人としては参拝できないのですか。

○大平内閣総理大臣 政府の行事として参拝するという事になりますと、やや問題になりかねませんので、私の考えとしては、私人の自由意思といたしまして参拝するということは憲法上何にも差し支えがないものと考えております。

○上原委員 公人として参拝した場合は問題になるというのはどういう問題になるのですか。——だめだ。総理大臣に聞いています。総理大臣に……。

○真田政府委員 委員長のお許しを得まして、私からお答えを申し上げます。

国の公務員が公の資格で神社仏閣に参拝することについては、憲法二十条三項との関係が一応問題になるのですが、単に参拝するだけならば憲法違反の問題は起きないのじやないかという考え方もございます。それから、参拝することだけでもやはり憲法違反の問題が起きるのだという見解もございまして、あるいは参拝をして、そして神社であれば祝詞を上げてもらい、おはらいをしてもらうというような儀式を伴う場合に限って問題になるのだという考え方もございますが、政府としては、最もかたい立場、解釈をとりまして、公人としての参拝はやはり憲法二十条の三項の規定上問題があるから、従来から私人として参拝していただくという一貫しておるわけでございます。

○上原委員 この点は、これまでも議論がなかったわけじやな

いわけですね。私たちは、政府のなさっておられるいろいろな事とかあるいは靖国問題、元号問題、そのほかにもいろいろございまして、果たして現行憲法というものの精神なり理念というものを、まともにといますか、条章的に条文を素直に理解をするあるいは解釈をするというような姿勢なり態度というものをとっておられるとするならば、いまのような行為というのは出てこないと思うのですね、どう考えても。ここに国民が非常に疑問を持っておられる、不安を持っておられる根本があるんじゃないでしょうか、総理。

承るところによりますと、総理は信仰を持っておられる、クリスチャンのようです。個人の信条といいますが、信仰の自由を曲げてまで靖国を参拝しなければいけない、しかも、公人という立場で明らかに憲法に抵触するおそれありと御自分も認めておられるし、法制局長官もそう言っておられる。それを、大平総理が靖国へ行かれる、あるいは何かの行動をとるといのは、これは私人ではないはずなんです。国民の目に映る態度というのは、だれだつて、あなたの顔というのは日本国を代表する一国の総理大臣と見るはずなんです、新聞に出るお名前にしても、靖国へ行かれる行動はして、そこを私人であるという立場で、しかも御自分の自由まで曲げてやるという、失礼な言い方ですが、それほどあなたは決断の弱い男ですか。おやめになったらどうです。

○大平内閣総理大臣 政府の行事として参拝することには若干問題になりかねないものがある。明らかに違法であるという説もあれば、そうでないという説もあるというように、いま法制局長官が説明したとおりでございます。したがって、従来政府はそういう公人としての参拝は差し控えようという態度に終始してまいりました。私として参るわけでございまして、そういう立場をとって参るわけでございまして、きょう始まったことではないのであります。このことは憲法違反に問われるというようなものでは私はないと考えます。憲法を尊重するがゆえにそういう立場をとって参ることを御理解いただきたいと思っております。

○上原委員 どう見たって自家撞着ですよ。苦しい御答弁、御心境のほどをお察しいたします。そこがやはり国民の目から見て総理大臣あるいは政府がいろいろやっておられることに対する強い疑問じゃないでしょうか。私人として参拝される、私

はそういうことにはならないと思っております。そこで、先人がやったからおれもやるんだということもどう

かと思うのですが、悪い例は直すというのはいいことだと思つたのですが、従来四つの、玉ぐし料を国費で出さない、記帳には公職の肩書きをつけない、公用車は使用しない、公職者を随行しないというのがこれまでの政府の苦し紛れの見解だったような気がいたします。しかし、このことも前福田総理によって破られましたね。今回は随行とか、内閣総理大臣大平正芳というふうな御記帳をなさるのですか。そのあたりはどうなるのですか。それから、ほかの閣僚なども御一緒に参拝なさるのか、その点もお考えを聞かせておいていただきたいと思つてます。

○大平内閣総理大臣 私が私人としていたすわけでございまして、そういったことは私人の判断にお任せいたします。

○上原委員 しかし、総理大臣はお偉い方なのでそういう御答弁もいいたと思うのですが、それはどうなんですか、おごりの政治というのは大平さんは一番おきらいだと私は聞いています。それが、いまの御答弁は非常に権力者の御答弁ですね。私人として行かれるにしても、仮に官房長官とか閣僚が随行して行かれるとするならば、当然それは国会の問題にされるようなことではないでしょうか。あなたの御判断に任すわけにはいかない面も場合によっては出てくるわけですか。お一人でいられるのですか、公用車を利用なさるのですか、記帳はどういうふうになさいますか、私は具体的にお尋ねしているのです。

○大平内閣総理大臣 随行は秘書官だけと承知いたしております。それから車は公用車を使わせていただきます。これは私が私用車を使うにいたしましたとしても、警備の都合上どうしても公用車にしてくれという警備上の都合がございまして、公用車にせざるを得ないと考えております。記帳は従来の慣例によってやりたいと思っております。

○上原委員 時間もあれですから、私は何も公用車で行かれるとかそういう細かいことを問題にしようとは思っていないのです。従来、政府はそういう見解を持っておつたが大平総理はどうですかということをお尋ねしたのであって、それよりなお本質的な問題があるということを御理解をいただきたいと思つておるのです。

そこで、あと一点だけ、後の八百板先生のお話とも関連いたしますので、お聞かせいただきたいのですが、亡くなられた保利前議長が、解散権のあり方について大変重要なといふことが、意味深い御見解を持っておられたということが新聞などに報道されて、この御見解には同調する向きが多いわけですが、要するに具体的に言いますと、内閣の助言等によって解散権の乱用を



やるなどということを非常に強調しているわけですが、大平総理はこの保利さんの御見解なりあるいは解散問題を、何か総理大臣の専管事項であるかのようによく強調されているのですが、憲法との関係あるいは天皇の国事行為との関係、こういう問題等についてどういう御見解を持っておられるのか、お答えを願いたいと思います。

○大平内閣総理大臣 保利さんの御見解は貴重な御意見として承っておりますのでございます。すなわち、衆議院の解散権はいやしくも乱用すべきものではないという御趣旨と承知いたしております。私は、全くそのように心得ておるつもりでございます。

○上原委員 そうしますと、靖国もうでをなさって解散をする、そういう立場には大平内閣はない、大平総理はそういうお考えはないというふうに理解していいですか。

○大平内閣総理大臣 そのことと解散権の問題とは事柄が違うものと承知しております。

(略)

○柴田(陸)委員 大平総理は、靖国神社の春季例大祭に参列されるという御意向を明らかにされましたが、靖国神社にはA級戦犯も含めて戦争犯罪人が合祀されておることが明らかになりました。この事実を知っておられるかどうか。また靖国神社の参拝は、ことし一月の伊勢神宮参拝も含めて、憲法の政教分離の原則に反するもので、決して個人の宗教に対する態度の問題ではないと考えるわけですか。中止すべきであると思いますが、いかに考えていらっしゃるのか。二点についてお伺いします。

○大平内閣総理大臣 A級戦犯が合祀されたということは、私、先ほどお答え申し上げましたように私人として行動するわけではございませんで、いささかも憲法上問題になるようなことではないと承知いたしております。

【五二四】第八十七回国会衆議院内閣委員会議録第九号(昭和54年4月20日)

(発言者)

山花貞夫(委員)

三原朝雄(国務大臣(総理府総務長官))

真田秀夫(政府委員。内閣法制局長官)

山本悟(政府委員。宮内庁次長)

〔発言順。敬称略〕

○山花委員(略)

きのうも大平総理に対する質問で一部出ましたけれども、この十九日に東条英機元首相らA級戦犯が靖国神社に昭和殉難者として合祀されていることが明らかになりました。きのうの夕刊の各紙はこの問題を大変大きく取り上げています。それは同時に、国民の関心がそれだけ強いということのあらわれでもあると思います。新聞の中には各関係者の意見が出ておりまされども、たとえば靖国問題についてこれまで取り組んでこられた木村知己先生などは、

「宗教家としてはたとえ戦犯の人であつても死者を丁重に葬ることは当然なことだと思ふ」としながらも、「靖国神社に合祀する、ということは、普通の宗教的な供養や追悼とは全く性格が違う。戦争で死んだ人を「神」にし、多くの国民におがませることになる。とくにこれまで残されてきたA級戦犯の人を靖国神社にまつるといふのは、戦争責任を解消することにつながり、歴史の逆転という動きで重大な意味がある」と意見を述べておられます。多くの国民が感じている問題点を指摘していると思ひます。

また、靖国神社には戦没者遺族からも抗議の趣旨での電話がたくさんかかってきている、こういう内容も指摘されているわけでありまされども、昨日、大平総理は、こうした状況のもとにおきましても来る二十一日、春季例大祭の参拝はやめないうちにお答えになりました。

まず、総務長官に伺いたいのですけれども、この東条英機元総理らが合祀されているという事実は、従来から知っておられたでしょうか。それを知ったのは一体いつだったでしょうか。

それを知った中で、今日これだけ関心を集めているこの時期に総理が靖国に参拝するということにつき何らかの配慮をしようとすることは、相談されなかつたのでしょうか。

以上の点について、総務長官に伺いたしたいと思います。

○三原国務大臣 お答えをいたします。

靖国神社に合祀されるそうした手続、あるいはそうした資格と申しますか、そういうものについては、私はつまびらかにいたしておりませんし、このことは靖国神社の氏子の方々の中でそういうことを審査されるのではなからうかと私は想像いたしておるわけでございます。そうした合祀される資格というようなものについては、よく承知をいたしておりません。

なお、東条さんが合祀されておるといふことは、きょう初めて私も承知をいたしたところでございます。きのうでございませぬか、そういうお話を承って、承知をいたしておるところでございます。

次には、大平総理が今回の祭典にお参りになることについて君はとめないのか、何か作為を起こさないといいことではないと思いますが、全く大平総理個人の信念と申しますか、そういうものに基づきますことと申しますし、特に総理がそういう行動に出られることをとめようというような行為を私がいたす考えは現在のところございません。

○山花委員 靖国神社側は、こう言っています。すでに二十年前にも前に合祀については決まっていたけれども、国民感情として適当な時期を選ばべきだということと今日まで待っていたというのであります。

いまこの時期にこの問題を明らかにするということは、まさに国会において元号法案が審議されている時期、まさに今日の元号法案を一つここで大きく利用している、こういうような動きと見られる。これがこの経過から見て、われわれは明らかだと思ひます。大平総理は、イデオロギーなどとは関係ない、そして、そういうことについての懸念はないと答弁されてきたけれども、しかし、現実にはこういう問題が起こってきているわけですか。

しかも、ついせんだってでありますけれども、三月二十二日、山口の地裁が自衛隊合祭拒否訴訟におきまして、憲法二十三条三項の政教分離に関して画期的な判決を出しました。国としては争う方針と伺つてはおりますけれども、まさにそうした時期である。となれば、首相の参拝は再検討すべきではないでしょうか。先ほど来の御説明では、私人としての行為ならいと説明

されているわけですが、主観的に私人と考えたとしても、客観情勢がそれを私人と認めない、まさに今回の首相の参拝については、そういう客観情勢があるということではないでしょうか。かつて三木内閣の時代に、稲葉法相が改憲を主目的とした集會に出席したことに關して、三木総理は、個人と閣僚との資格は區別することができないという趣旨の答弁をされた後、政府の統一見解も出ました。それから福田総理の時代、建国記念日の政府後援から始まって、靖国神社参拝が、従来の客観的条件を取り外して、私的行為だということで強行され続けました。たとえば今回の場合でも、全閣僚が打ちそろって公用車に乗って随員を連れて参拝したとしても、たまたまそこで私人が落ち合ったということならば、先ほどの御説明によれば、それはあくまでも公式ではないという理屈になると思います。主観的な基準だけで判断することはできないのではないのでしょうか。この点について、総務長官のお考えを伺いたいと思います。

○三原国務大臣 お答えをいたします。  
元号法案審議に結びつけて、諸般の出来事と関連があるという御見解でございますが、私はそういうことを毛頭考えておりません。また、そういうような元号法案の審議と時期的に軌を一にいたしたからといって、そういうことが考えられて、計画されて行われたのだというようにすることは絶対ございませんので、御理解を願いたいと思っております。

次に、私は、総理の参拝なり閣僚の方の靖国神社参拝というのは——私自身もこれで毎日運動を兼ねてお参りをいたしておりますが、それは国家のために身を命をささげられた方々に対して感謝の気持ち、お祈りの気持ちで参っておるわけでございませぬ。それが旧憲法につながり、あるいは新憲法に違反するとかいうようなことは毛頭考えておりません。私は、現憲法をあくまでも守らねばならぬという気持ちでございますが、しかし、国家のために命をささげられた方に敬虔な祈りをささげるといふことは、今日生き長らえておる者としてやるべき措置ではないかというところで、宗派を超えてそういうものは私は行っておるところでございますが、総理の心境もそうした心境であろう。ただ、言われますように、総理大臣であるという地位というようなものがあるという考えられるかもしれませんけれども、総理自身の心境はそういうもので、すべてを超えたという祈る気持ちでお参りになるのではなからうか、そう受けとめておるわけでございます。私自身、そうした御心境の総理をいまとめようというようなことは考えておりませぬ。

○山花委員 長官は、私の伺った問題をすりかえておられる、そう思います。

法制局長官に伺いたいと思いますが、問題は、憲法二十条三項、政教分離の原則にかかわる問題であります。

政教分離の原則に關しましては、たとえばアメリカ合衆国の連邦最高裁判所の判例におきまして、いわゆる国家の影、あるいは外観性の理論、国家の影が背後にある場合には問題が生ずる、こういう、ほぼ確立された判例理論がありますけれども、長官は、この政教分離に關するアメリカ連邦裁判所の判例について、どのように理解されているでしょうか。まさに、今度のような大平総理の参拝などは、この理論からいって違憲のそしりを免れないのではないのでしょうか。長官の御意見を伺いたいと思います。

なお、長官も、私人ならばよろしい、こういうことなのか、この点についても、念を押して伺いたいと思います。

○真田政府委員 憲法二十条三項と、国家公務員が公式に神社仏閣にお参りすることとの關係については、きのうの当委員会において説明を一通りいたしました。重ねて申しますと、ただお参りするだけならいいではないかという意見と、それから、お参りすることは一切憲法二十条三項に照らして問題があるのだという意見と、またその中間の意見として、おほいを受けたら、祝詞を上げてもらったり、神官が立ち会ったり、そういう行為を伴わなければならないのだという中間説といえますが、いろいろあるわけなんですけれども、政府としては最もかたい見解をとります。公務員が公の資格で神社仏閣にお参りをするのは、やはり憲法二十条三項に照らして問題があるという考えで一貫しております。

ただし、私人としての場合には、これは憲法のタッチするところではありません。ありませんというか、むしろそれも禁止することになりますと、総理大臣なり国会議員の方なり、あるいは私でもいいのですが、職にある間は神社仏閣へお参りしてはいかぬということになってしまふのでありまして、それではかえって憲法の信教の自由を阻害することになる、逆の結果になるのではないかと考えます。

それから、先ほどの三木総理大臣のお言葉で、法務大臣としての地位の重みから、公の立場と私の立場とは區別ができないのだというふうにおっしゃったことがございます。先ほど御指摘になったとおりですが、私、それを合理的に考えますと、それは第三者から見ると、公の立場か、私人の立場かの區別がな

なかつけがたいぞという御趣旨だろうと思っております。

〔唐沢委員長代理退席、委員長着席〕

もともと実態的に區別がつかないのだということになると、先ほど申しましたように、総理大臣の職にあられる間、あるいは国会議員であられる間、あるいは総務長官であられる間は、公私の區別がつかないのだから、憲法二十条三項の問題が起きるから、もう一切神社仏閣にお参りしてはいけないというような結論にどうも理論上なりそうなるものですから、三木元総理の御発言の趣旨は、第三者から見て、法務大臣、国務大臣という地位の重みによって公私の區別はつきにくいから、それで今後は慎みなさいよということをおっしゃった趣旨だろうと私は解釈しているわけでございます。

○山花委員 最後の問題点、時間ですので伺いたいと思いましたが、総務長官と長官のお話を伺いますと、私人の資格ならばよろしい、結論はそこに尽きると思えます。もしそうだとするならば、天皇が靖国神社に参拝することについても、公式参拝ではなくて私人ならばよろしいということになるのでしょうか。この点について長官から伺いたいと思っております。

○真田政府委員 陛下が靖国神社にお参りになるのは、もちろん私の立場でお参りになってのことだと私たちは理解しております。

○山花委員 要するに、一天皇が私的な立場ならば、春季例大祭あるいは八月十五日に参拝することも違憲ではない、全く二十条三項の問題は起こらないというのが長官の解釈でしょうか。もう一つ、宮内庁の方には、天皇が私的な資格で靖国神社参拝をする予定があるかどうか、あるいはそのことについてこれまで相談された経過があるかどうか、御両所に伺いたいと思っております。

○真田政府委員 私に対する御質問につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

○山本（悟）政府委員 天皇陛下の靖国神社への御参拝につきましては、戦後八回ございます。日本国憲法になりましたから、二十七年を最初にいたしまして七回やはり私的なお立場で御参拝になっております。

○山花委員 八月十五日という日にちで、私、伺ったのですが、その点いかがでしょうか。

○山本（悟）政府委員 いままでの過去の例におきましては、八月十五日はございません。八月十五日は、たしか厚生省が主宰して、政府の行っている慰霊祭の方に御出席になつておられると思



います。

○山花委員 これまで質問を終わりますけれども、いまのお話を伺いますと、問題は天皇の国事行為、私的行為、それと公的行為に係る部分ですけれども、私的行為という理屈がつくなら八月十五日の参拝を含めて自由である、こういうことになってくるわけでありまして。われわれは、まさにそうしたいことが、元号法案が通つたらこの八月十五日にあるのではないかという点を心配するわけでありましてけれども、これまでの幾つかの問題点から出てきましたとおり、まさに全体のそうした動きの中で、天皇を賛美する思潮の潮流の中心にあるのが、私たちは元号法案だと思っております。われわれの基本的見解については、この法案については過日飛鳥田委員長が大平総理に申し入れたとおりであります。元号が事実たる慣習であるとすれば西暦も事実たる慣習である。したがって、その使用を法律で強制することなく国民の自由な意思に任せるべきなのであります。これまでの討論の中で総理は、政治的な利用について否定され続けましたけれども、実際には政治的に利用しようとする動きがこれからたくさん出てくるのではないか、そういうことを懸念せざるを得ません。話題となりました最高裁元長官の軍人勲論賛美の発言に国民は不安を抱きます。先ほど質問がありました、国会に参考人として出ただけで脅迫状もどきものが送られてくるという事態の中に元号法案の正体を見る気がいたします。われわれは、この法案について撤回を要求して、私の質問を終わります。

【五二五】第八十七回国会参議院社会労働委員会  
議録第五号（昭和54年4月24日）

（発言者） 片山甚市（委員）

加藤紘一（政府委員、内閣官房副長官）

河野義男（政府委員、厚生省  
援護局長）

【発言順、敬称略】

○片山甚市君 政府が雇用関係を中心として、雇用関係というのは、国すなわち天皇であります。雇用関係を中心として、国内が戦争の真つただ中であつて爆撃をされておつても戦場でない、機銃掃射をされておつても戦場でない、こういう考え方がなければ日本列島など歯舞、色丹、択捉、国後など返せなどというようなことを言わなくてもいいのであります。日本の国土に住んだばかりにやられたのであります。当然私は、大臣がそうおっしゃつておられますが、国の責任でこれらについてのいゝゆる責任をとるべきだと思つておられます。

そこで、内閣にお伺いいたしますが、実は、戦没者が合祀されているのを靖国神社と言ひ、その分社に護国神社があるようであります。クリスチャンである大平総理にお聞きしたいところでありまして、大平総理はおいででありませぬから関係の方から総理にかわつて答弁を願ひたい。でなければ大平総理をお呼び願ひたいんですが、四月二十一日に、いゝゆる靖国神社といふものに参拝されたのであります。私は、参拝の方法について公用車を使つたとか、私的でないとかあるとか、御本人の信仰と矛盾しておるかどうかなどということも考えておられます。それはどうでもいいことですが、極端に言へば、しかし心配されたことは、戦没者に対する敬虔な慰霊といふか慰めといひますか、という気持ちも表現したものでないかと思つておられます。それはどうも考えで総理大臣は行かれたんですか。おもしろ半分には、ちょうど花も咲いておるからいい調子だから行かれたんですか。

○政府委員（加藤紘一君） いま片山先生おっしゃいましたように、大平総理が先般靖国神社を参拝いたしましたことは、政府としての行為ではなくて、あくまでも大平正芳氏個人の気持ちで行つたものでございます。したがつて、政府としてもまた内閣としても、この行為に特に論評する立場ではございませんが、

総理の個人的な気持ちをいろいろお伺ひいたしております。先生がおっしゃいましたように、戦争のために、また国のために命を落とされた方にかねがね感謝の気持ちと、そして哀悼の気持ちを表現したいという気持ちがあつたところに、春の例大祭でございますので、それを機会といたしまして敬虔な気持ちで祈りをささげたというのが大平自身の気持ちと聞いておる次第でございます。

○片山甚市君 クリスチャンだから、やおよろずの神は拝まなくてもマリア様を拝みになつたらいいんでしようけれども、それよりもというは人間だということはおわかつた、人間大平、よろしいですね、それはそれはよろしい。それなら一体敬虔な慰霊の気持ちというのは何かということですが、国が戦争を遂行した際に、戦傷病者を初めいゝろんな人がおられますけれども、あなたは大臣と同じように若いからわからぬけれども、戦陣訓というのがありますね、あつたんです。いゝゆる「生きて虜囚の辱を受けず、死して罪禍の汚名を残すこと勿れ。」、兵隊といふものは捕虜になるな、死ぬというところで、そのかわり死ぬときには兵器は絶対敵に渡すな、保存せよ。三八銃といふ銃があつたがそれを拝ませぬ。わからぬけれども、あなた方みたいな人にはわかりませぬ。ぬくぬくと育つておるんだから、タケノコみたいな。だからわからぬけれども、とにかく「死して罪禍の汚名を残すこと勿れ。」ということがあつたんです。いゝゆるそういうようなことで戦争がやられたにかかわらず、その結果われわれは、日本の国の中で空襲を受け国土を守つてきた、そういう人についての身分は、天皇とその時分の国民といふのは親子の関係でなかつたんですか。あなたは勉強してなかつたからわからぬでしようけど、昔は天皇は親でありいゝゆる国民は子供であると、こういうように言つていたように思ひますが、それはどういふように思ひますか。自分が命令して戦争に行つて人殺しをした人間だけが子供で、家を守つた、いゝゆる国土におつた者に対してはそんなつもりはありませんか。敬虔な気持ちで死んだ人にお参りに行つたんですからね、尊敬しますよ。そんなら生きておる人間がお参りしますから、それに対しては敬虔な気持ちはないですか。

○政府委員（加藤紘一君） 橋本厚生大臣はたしか昭和十二年のお生まれと記憶いたしておりますけれども、私の場合には昭和十四年でございます。したがつて、より戦争の記憶といふものは定かでないといふことは先生御指摘のとおりであります。しかし、戦争の非常に悲惨であつたといふことは、私たちも、当

時幼稚園でございましたけれどもおぼろげながら知り、そしてその後の記録映画等で私たちも戦争はいやだなあとという単純な気持ち、印象を持ったということも戦後のわれわれの育った時期の経験でございます。

さて、先生がいま、終戦前の天皇陛下と、それから戦争に行かれた人、それと私人との関係はどういう関係であるかという御指摘でございますが、雇用関係であったのではないかと御指摘もございしますが、その点についての政府としてのきちっとした解釈というのは、その担当の方からお答えいただくことにしたいと思います。

○片山甚市君 いや、総理大臣が来ておるつもりで話しておるんですから、担当は要りません。

大体、私は天皇というのはインキだと思う、それだったら言葉悪いけど。親子の関係だと思はう、その時分は。ですから、新憲法ができてから後の問題は、それは国民が主権在民です。それから、天皇をどうするかということはこの国会で決めることと、それからそれは別でありませうけれども、使い分けをしておると、いわゆる雇用関係というのは政府が雇用了たのであって、天皇の命によりというのは軍隊なんです。それは橋本厚生大臣はお知りになりませぬけれど、びんたを張るんでも三八銃でぶち殴るのも、何をしても天皇の名によりと。いまよぼよぼになっていきますけど、あの人が元氣なときに今上陛下と言いつつ、馬に乗っておるときの絵を見たらわかるとおり、その名前だけ出せばやれたんです。ですから私に言わせれば、あなたにはもうお答え要りませぬ。できません人にしたってしようがないですよ。そんな頼りないものをよこしてくれと言っているんです。ちゃんとしたものにしてくれようがないんです。これ以上聞きません。

そこで、戦没者に対しても同じように戦争遂行責任をわびる、いやもう済まなかつたというつもりで行ったのかと思つたら、また、広島原爆の碑に書いてあるように、二度と過ちは繰り返さないといふ前に誓い、憲法九条を守り抜いてやる、日本の国の平和を守りたいと参拝されたものでなくて、もう一度やっばり戦争をやつてみたい、こういうおつもりだと考えてよろしゅうございますか。

○政府委員（加藤紘一君） 総理が、まあ私人としてはありませぬけれども、再び戦争があつた方がいゝというふうにして参拝したということは絶対ないと思つております。

○片山甚市君 ごりつばな御答弁をただただ感謝します。

去る日であります、靖国神社に帝國主義戦争の責任を負うた——これは極東軍事裁判がありまして、日本から言つたら、何だアメリカのやろにやられた、連合軍にやられたと思つておるようですが、A級裁判の人たち十四名が合祀されたという報道を去る十九日明らかにされました。国は事前に知つておつたと思ひますね、どうです。

○政府委員（加藤紘一君） 政府及びどういふ情報が入つたか、総理自身は、あれはたしか共同の記事であつたと思ひますけれども、その記事が出て初めて知つたと聞いております。

○片山甚市君 知つておつたと、にもかかわらず、これは二十一日に参拝をしておりますけれども、これは帝國主義戦争でございますましてわれわれ日本の国が侵略戦争したあれです。日本の国を守る戦争じゃないんです。満州国をつくつたり華北へ行つて戦争してきたんです。日本の国を守るのが自衛ですよ。ABC包圍陣で、アメリカやイギリスや、いわゆるチャイナ——シナやオランダ、ABC包圍陣によつて経済で制約、いまのちよど東京ラウンドみたいなものだ、包圍されておる、これを突破させないかぬということから始まつたこととは違ひないのでありますが、そういうような理由で、立つたということでは東條英機という人が総理大臣としてやりましたね。天皇はロボツトだつたのかわからぬ。これは責任も感じないでしょう。しかしこの人たちは責任とつておるわけです。ですから、いまお聞きするんですが、このような人が祭られたことについて当然だと思つておるんですか、それじゃ。

○政府委員（加藤紘一君） 靖国神社にそのA級戦犯の人が合祀されたということは、先ほど言いましたように、共同の報道で初めて知つたわけですが、しかし靖国神社自体がどの方を合祀されるのかどうかということについて政府がいろいろ判断申し上げることはできないと思つております。

○片山甚市君 ありがとうございました。これから国営とか、国が何とか靖国神社をしたいなどは寝言にも言わぬようにしてください、そのかわり。勝手なことをいひかげんに言わぬようにせいで。いつもですね、そちらの方に並んでおる自民党さんの方から突き上げられてきたことにして、うまいこと言うて、私たちは死んだ人たちは祭ると言うけれど、戦争して死に損のうて、ピストルを撃つて、大体です、大将がピストルを自分で撃たんで、変なところを撃つて死に損のうて、またアメリカに絞首刑になつたやつに頭下げにいくというばかがある

かと言ふんだ。私が言うのは、大体気に食わないですよ。個人的な名前挙げとると違ふんですよ。そういうことについて「生きて虜囚の辱を受けず、死して罪禍の汚名を残すこと勿れ」、おまえらわからぬだろう、大学出ておつても。ちゃんとおるんだよ。わしらやられてきたんだよ、飯食えぬほどつかれてきたんだ。どついた人間は年金もらわれへん、今度軍法会議にかかつて——聞きますが、軍法会議にかかつて殺された人間も祭られておるかここに、靖国神社に。聞くだけでいい、知つるか知らぬか、日本の軍法会議にかかつて殺された人間でも靖国神社に祭られておるかどうか聞いておる。

○政府委員（加藤紘一君） 宗教法人で、祭つてありますかどうかということはわれわれわかっておりません。

○片山甚市君 まあ知らぬこととしておこうということわかりました。国から軍法会議にかかつて殺された人間に年金が出ますか、遺家族に。これはわかるでしよう。敵前逃亡だ。

○政府委員（河野義男君） 軍法会議等にかかれた人、いろいろの態様ございませぬけれども、当時の事情を勘案いたしまして、それらの人々に対しましても援護法上の処遇はいたしております。べてみます。

○片山甚市君 よくわかりました。それじゃそれとおり十分調べてみます。

戦時災害援護法の提案趣旨の説明でも指摘しておりますとおり、国の姿勢は帝國主義戦争を遂行したものであり、そのため亡くなった者でも慰霊をするという立場であるということもよくわかりました。平和を願うことよりも、将来にわたつて軍事優先、また軍國主義復活あるいはそれを鼓吹するために今回そういうような態度をとられたものと考えます。いま言われたように、敵前逃亡、またそういうことで処刑された兵士に対しても遺家族に対するいわゆる手当を出されておるといふ確認をいたしましたからこれ以上突つ込みませぬけれども、私たちは、このようなことについては、今後戦傷病者に対する諸問題、遺家族に対する諸問題を論議するときに、もう一度改めて別の場所でお聞きをしたい。内閣についてはこれ以上追及いたしません。

（略）



（発言者）

横山利秋（委員）

古井喜實（國務大臣。法務大臣）

〔発言順。敬称略〕

○横山委員 始まります前に、法務大臣に少し、緊急にちよつとほかの問題で伺いたいです。これは法務大臣としてお伺いをするのです。

この間、東條英機外戦犯十四名が靖国神社に合祀されたことがわかったわけです。これは政治的な問題ですから、ほかの委員会でもいいと思います。特に法務大臣にお伺いをしたいのは、極東裁判というものに対する認識の問題と、それから法務大臣としてのお考えなんです。

私は、この機会に極東裁判の国際的法律上の立場というものを一遍見直してみたいわけですが、結局、アメリカ合衆国の設置の基礎はポツダム宣言である、直接の根拠はマッカーサー司令部の一般命令として公布された、そういう立場に立つておるものであります。よく俗説的に、勝った者が負けた者を裁判したのだからとか、あるいはその法的根拠がないからということと言う人がありますが、法務大臣としては、極東裁判について、それが勝った者が負けた者を裁判した勝手なものだとお考えになりましょうか。それとも、一定の国際法の立場あるいは占領軍司令官の命令という超憲法的な立場において行われたものであるから、極東裁判の判決というものは、日本国民としては是認し、受忍しなければならぬものであるとお考えなのかどうでありますか。

○古井國務大臣 大変むずかしい問題をお尋ねになって、少々当惑してはおりますが、極東裁判は連合国が裁判をやったわけでありまして、裁判をやることは日本も根本的には受諾した。だから、勝手に無関係にやったとばかりは誓えないのだと思うのであります。ただし、これは連合国がやったことなんであります。日本の国民として戦争犯罪を追究する、外国にはそういうこともあったようでありまして、そのことは日本の方では、極東裁判とは別問題で、ああいうふうにはやらなかったというわけですから、あれは連合国がやった裁判だ。

国民が戦争犯罪人の裁判というか責任追究をやることもできたのだからと思うが、これはそうはしなかった、こういうことではありますので、そこを一緒くたに考えてしまうことができるか、もう少しこれは理論的に詰めてみないといけないので、国民のやった裁判と、こういうことまではすくさま言えない、そこに微妙なものが残るのじゃないかしらんというふうには私は思っておるのでございます。

○横山委員 言葉を濁さないで、法務大臣らしい回答をしてもらわぬと困るのであります。

要するに、日本に関するポツダム宣言、降伏文書の授權によって発せられた連合軍司令官の命令によって行われたものだ。サンフランシスコ条約も同じことです。サンフランシスコ条約も結局戦勝国が勝手に決めたことだと言え言える。したがって、サンフランシスコ条約をわれわれは受忍をし、是認をする。

そうすると、極東裁判についても、その構成、その結果について、当然のことのように日本国民は受け入れた、国家も政府もそれを受け入れた、こう私は考えておったのですが、間違いですか。技術的な問題です。

○古井國務大臣 これは私も詰めてまで研究は十分しておりませんが、つまり、連合国が裁判をするということは日本も受諾して認めたのだと思うのですが、その裁判は連合国の裁判だと思ふのです。

でありますから、国民の戦争犯罪追究のための裁判ということにすぐなるかならぬか、法律の理屈みたいなことですけれども、あとは政治的な問題になるのではないかしらんというふうには、私はいまのこの時点では思っておるわけでありまして、

○横山委員 何か法務大臣は逃げておるような感觸を受けるのです。

私の言わんとするところを先回りをして逃げていらつしやるかもしれません。極東裁判は、ポツダム宣言受諾によって、それに基礎を置いて占領軍司令官が裁判をした。それはしかし、降伏文書、サンフランシスコ条約、そういうものから発しておる。したがって、私の結論するところは、極東裁判の判決で、戦争犯罪人として東條英機以下が指揮を受け、死刑を宣告され、処刑された。そのことについて、何かあなたは違和感を持っておられる。おれのやったことではないぞ、日本国民はあれを認める必要はないと言わんばかりの逃げ口をつくっているような気がするので、そうではないのですか。違いますか。

戦争犯罪人として宣告され、死刑をされた、それは日本国政府のあざかり知らぬところである、日本国政府は、そのことについては是認もしなければ受け入れもしないという感觸を、あなたは持っていらつしやるのでしょうか。

○古井國務大臣 もっと理論的に法律的に究明して、議論を詰めた上でないと、うかつには言えないと思ひますけれども、やった裁判は極東裁判なんであって、連合国の裁判なんであって、それをやることを日本は受諾してやったのですから、極東裁判、連合国の裁判としては認めなければならぬ。国民が戦争犯罪を追及するという意味の裁判は、また別個にやってもあるいはよかつたかもしれぬので、ドイツなどはそういうこともあるのじゃないかと思ふし、そこは観念的に一つのものになるのだろうか、もう少しこれは詰めてみなければいかぬ。

しかし、さらばと言つて、極東裁判というのは全然知らぬこととすよと、そのまま言おうというのではないのでして、少なくとも法律的事とはまだ十分究明して、足らないにしても、政治的にこれを日本国民としてどう考えるという問題はあるわけでありまして、逃げてしまふも何もあつたのではなくて、筋がそういうことになるのじゃないか、こういうことを申し上げておるわけなんです。

○横山委員 結論的に請えば、靖国神社に戦争犯罪人が祭られる、それに対して私どもがおじぎをする、それに違和感をどうしても私は覚えるわけですね。

だから、その違和感をあなたは覚えないような印象を与えておるのですが、そのことは極東裁判を受け入れない、あるいは人がやったことで、われわれはそれを受忍する、受け入れる必要はない、したがって、戦争をやった人間であるけれども、仏様になつた以上は靖国神社に祭られてもいいんだという道筋をあなたはおつくりになつておるのじゃないかという感じがするのですが、ほかの政治的な理屈なり何なりというのは、私は反対だけれどもわかるのですが、法務大臣として、その辺は筋を通した御答弁がいただけるかと思つたのですが、違いますか、私の言う理路整然とした——ポツダム宣言、降伏文書、マッカーサー命令、それによる極東裁判、それによる判決、処刑、戦争犯罪人、そういう一貫した論理性をあなたは認められないのでしょうか。

したがって、その一貫した論理性から言うと、戦争犯罪人が靖国神社に祭られるということについては、法務大臣としては少し異議があつてもいいのではないかと感じを持つたので

すが、ちよつと失望いたしました、そういうことですか。

○古井国務大臣 政治的にどう考えるかということについては、現にあれについて違和感を持った人もあるようでありまして、それからそうでない人も国民の中にはあるようでありますから、これはめいめい国民かどう受け取るかということでありまして、これは法務大臣という立場で言うのではない、一国民として、それじゃこれをどうお考えは思ふか、私はどう思ふかという、つまり政治的な考え方になるのじゃないでしょうか、理屈上は、だから、法務省はどう考えを統一しなければならぬかとか、そういうふうな……（横山委員「法務大臣は」と呼ぶ）法務大臣が考えることは法務省が考えることですよ。そういうものかどうかという点に、あなたの理屈にしては、少し理屈の詰まっていないところがあるのじゃないかというふうには私は思います。

○横山委員 私の方が……それはあなた、おかしいですよ。法務委員会というところは、適当な言葉かどうかからぬが、法の権威、そういうものが一つの柱になっておるところですね。法律的にどう考えるか、法律上それはどうあるべきか、法律の権威というものをどう考えるかという意味合いでは、極東裁判院についての法律的な地位、法務省の法務大臣として、法務大臣という、その立場というものは、極東裁判院に対する法的認識というものが理論的にあつていいのではないか、私はそう思うから、あなたに質問しているのです。

まあ、きょうは突然に質問したものですから、あなたも、それは国がやったことじゃないという逃げの一手で、最後の戦争犯罪人が靖国神社に祭られることについて、イエス・ノーも言いたくないものだから、政治的な御答弁をなさつていらつしやると思ふのですが、それはいけませんよ。結論はともかくとして、極東裁判院に対する国家的立場、その地位、その国際法的な認識、それによつて、極東裁判院については法務大臣として法律しこう考える、そういうものが私は当然伺えると思つたのですが、突然でございまして、ちよつと戸惑われたとするならば、この次までにひとつ検討しておいていただきたい、よろしゅうございますか。

○古井国務大臣 私の申し上げておるのは、お尋ねの点は、法律問題ではなくて政治問題だというふうに見える、こういうことを申し上げているのです。あなたは法律問題、ちよつとごつちやになつておるような気がして、法律問題のことじゃないかと私はこの段階で思つておるのです。政治問題としてどう考えるかということになるのです。その筋は混同のないように御了

解をお願いしたいと思います。

○横山委員 どっちが混同しているのかわからない。ですから私は、東京裁判、極東裁判におけるその国際法的な立場というものも整理をして出てきたのですよ。整理して出てきて、その国際法的な立場に誤りはないし、日本国民との関係は、降伏文書、講和条約、ポツダム宣言、それからマツカサ一命令、それによる裁判所の設置等々、超法規的といいますが、超憲法的に国民が受忍をする立場のものであるから、法律上これは誤りはないものではないか。その裁判所が行つた決定、執行について、あなたは何か法律上の答弁を逃げておられる。だから、その点をひとつ整理をしておいてくれ、こう言つておるわけでありまして。最後には確かに政治的かもしれない。政治的かもしれないが、政治的判断をする前に、法律的判断をまず明白にしなければならぬと言つておるわけでありまして、そのつもりで一遍御検討をいただいて、次の機会に伺いたいと思ひます。

（略）

【五二七】第八十七回国会参議院会議録第十三号（昭和54年4月27日）

○山中郁子君（略）

まず初めに、私は、本法案と深くかわる大平総理の靖国神社参拝問題についてたゞします。

大平総理、あなたはクリスチャンであることが広く知られております。ところが、その総理がなぜ自分の信仰に反してまで、また、何のために靖国神社に参拝されたのか、端的にお伺いしたい。

政府は、さきに、私人の資格とは、公用車は使わない、総理大臣として記帳しないことなどであるとの法制局の見解を明らかにしています。したがつて、今回大平総理が公用車を使い、内閣総理大臣と記帳したことは、公人として参拝したと断ぜざるを得ませんが、いかがですか。しかも、総理、あなたの行為は、靖国神社の宗教的行事に事実上国家的権威を与え、政府としてこれを擁護する明らかな政治的行為と言わなければなりません。憲法に規定する政教分離の原則に反するものではありませんか。総理の責任ある答弁を求めます。

さらに、今回、侵略戦争のA級戦犯十四名が靖国神社に合祀されたことが報道されましたが、それでも総理は参拝を強行されました。あなたの行動は、日本とアジアの数千万の人々を死に至らしめた侵略戦争の最高責任者として処罰されたA級戦犯を免罪するものであり、侵略戦争の肯定につながるものと言わなければなりません。総理はそういう立場に立たれるのですか。はつきり答えていただきたい。

そもそも元号法案が今国会に提出されるに至つたのは、三木内閣当時、内閣告示で行うとされてきたものが、元号法制化を天皇の元号化、憲法改悪の一里塚と位置づけ、内閣告示では強制力が弱いとする右翼勢力の要求に呼応しながら進めてきた結果ではありませんか。

こうした勢力の一つである神社神道関係者が昨年五月、天皇の元号化、自主憲法制定を掲げて政府に要請した際、当時の福田総理が、御意見はごもっともであるので検討すると答えています。その後大平総理自身も、「日本をまもる会」の代表の同様の要請に対し、同じように対応されています。このような政府の態度が彼らを激励してきたことは紛れもない事実であります。それを、改憲を意図するとか、特定の団体の要請にこたえ



るとかいうものではないなどと強弁するのは全くのごまかしではありませんか。しかも、それは、昨今自民党政府が推し進めている「君が代」の国歌化、有事立法、教育勅語や軍人勅諭の礼賛、「建国記念の日」への政府後援、さきに述べた総理大臣の靖国神社参拝などの露骨な軍国主義復活強化の路線によって裏づけられています。わが党は、この事態がまさに日本の将来を誤らしめる危険きわまりないものであり、政府の政治責任はきわめて重大であると考えます。総理の見解を伺います。

(略)

○国務大臣(大平正芳君) 最初に、私の靖国神社の参拝についてのお尋ねでございました。私は、国の犠牲になられた方々の霊に対しまして私人として参拝いたしましたものでございませぬ。私個人の信仰の問題は私にお任せいただきたいと思ひます。

【五二八】第八十七回国会衆議院外務委員会議録第八号(昭和54年4月27日)

(発言者) 寺前巖(委員)

園田直(国務大臣、外務大臣)

〔発言順。敬称略〕

○寺前委員 最近、靖国神社に東条英機などAクラス戦犯の十四人が昭和殉難者として合祀されているということが新聞に報道されました。そしてまた、一方、ことは出てませんが、靖国神社の国営化ということを意図する動きもありました。それから、最近、私的な参拝だという話ではありましたが、総理が参拝したことも事実です。こういう一連の事実を見るにつけて、いま反省の上にこの人権規約を批准し、確定をしたいと思いますというふうに動いているときに、こういう一連の事実についてやはり憂慮をするものであります。

そこでお聞きしたいのですが、外務大臣はAクラスの戦犯の罪というものをどういうふうにお考えになっておりますか。

○園田国務大臣 靖国神社に合祀された方々が戦争の難に殉じられた方だという意味から言えば、その難を起した人たちだと考えております。

○寺前委員 その難を起した人は、これは犯罪者として見ておられますか、どういうふうに見ておりますか。

○園田国務大臣 連合国が決定した戦争犯罪人という立場を変えてわが日本の立場からいっても、これはやはり罪を犯した人だと考えております。

【五二九】第八十七回国会参議院内閣委員会議録第七号(昭和54年5月8日)

(発言者) 野田哲(委員)

山本悟(政府委員、宮内庁次長)

山崎敏夫(政府委員、外務大臣官房長)

真田秀夫(政府委員、内閣法制局長官)

〔発言順。敬称略〕

○野田哲君(略) ところで、次の問題で伺いますけれども、菊の紋章がありますね。これですね。皇室の内規によると、十六枚の花弁の菊の花。これは一体どういう性格のものなんでしょうか。天皇家の紋章ということなんですけれども、具体的に正確にこれは一体どういう性格のものかお答えいただきたいと思うんです。

○政府委員(山本悟君) この菊の御紋章でございしますが、旧憲法下、明治憲法下におきましては、御案内のとおり明治元年三月に太政官布告などによりまして一般の使用が禁止されたこと、こういう事実があるわけですが、もちろん日本国憲法になりましたからそういうものは生きているわけじゃないと、こういう現状であろうと存じます。ただ昔から、そういった時代から菊の御紋章というのは皇室の御紋章として使用され、一般におきましてこれは皇室の御紋章というふうな認識というものはずっとあるわけでございます。宮内庁といたしましては、この御紋章がたとえ営利だとか宣伝だとかそういうものに使われるというのは余り適当じゃないというふうな判断をいたしました。そういう場合にはそのお使いになった方と話し合いをいたして、なるべくやめていただくという意味でございしますが、話し合いをいたしているのが現状でございます。

○野田哲君 靖国神社のとびらとか幕に使っているのは、これは同じものですか。

○政府委員(山本悟君) ちょっと私もつまびらかにいたしておりません。

○野田哲君 ここに写真もありますから見てもらえばいいと思うんですが、私の調査をしたところでは、これは同一のデザイン

ンのもが靖国神社のとびら、それから幕に使われていたわけですが、同一の物であるといつても、これはいまの説明によるとこれはかまわないということですか。

○政府委員（山本悟君） 従前でございますからこれは現憲法下ということじゃなくてその前でございますが、使用を許しました主なものといまして、軍隊関係のことは御存じのとおりでございますが、各種の紙幣、免許状、鑑札、大公使館、領事館、裁判所の庁舎、特定の社寺、学位記などにつきましては従前からその使用を許可しているというようなことでございまして、その後制限のあった時代において使用を許可したものにございまして戦後その後もかく新しく何か言うということはやっていないと存じます。

○野田哲君 まんじゅうのデザインとかお菓子（のデザイン）とかに同じようなものをつくってかなり苦情を受けて結局廃止させられた、こういうような事例もあるやに伺っているのですが、その点はいかがですか。

○政府委員（山本悟君） そういったものにつきましては、戦前はもちろん使うということも全然認めていなかったと存じます。それで、戦後に先ほど申し上げましたように法制的な意味ではなくなつたわけでございますので、そういう関係の方々がたとえばみやげ用としていろんなものにつけるとかいうようなことも計画され、あるいは現在でも行われておる部分もあるかもしれません。ことに営利を目的に使われるのは適当じゃありません。ことに営利を目的に使われるのは適当じゃないというふうな意味からそういうものはやめていただきたいというお話し合いをいたしておると存じます。

○野田哲君 そうすると、それはあくまでも当時者同士の相談なくということに受けとめられるわけですが、法制的な意味はなくなつたということを伺ったわけですか。

そうすると、外務省に伺うわけですが、これは一体どういう意味なんですか。パスポートの表紙にくっついている。それから各国にある在外公館、大使館なんかの正面にこれがぼつちり表示されていますね。これはどういう意味のことなんですか。

○政府委員（山崎敏夫君） この菊の御紋章が旅券の表紙または在外公館の公邸の玄関等に使用されておりますことはそのとおりでございます。この点につきましては、私の方で調査いたしましたところ昭和二十五年の法務省見解というのがございまして、菊の御紋章は天皇の紋章であり、天皇は国家の象徴である

から国家の紋章として菊の御紋章を使用しても差し支えないという見解が示されております。それでその見解を受けまして、国家の紋章として旅券の表紙または在外公館の公邸の玄関等に掲げておる次第でございます。

○野田哲君 ちよつと法制局長官、いないかな——法制局長官いま在外公館の入口とか、それからパスポートにこの菊の紋章がついている。これはどういう意味なのか、こういうふうな外務省に伺ったところが、その前の宮内庁の方は、これは天皇の紋章だと、しかしそれは法制的な意味はなくなつて、こうおっしゃつたんです。外務省の官房長は法務省に伺ったところ、これは国家の紋章であるからパスポートや在外公館に使えと、こういう法務省の見解が示されたというのです。これが国家の紋章だということはいつどういう形で決まっていますのですか。

○政府委員（真田秀夫君） 菊の御紋章は皇室の御紋章であらうと私は理解しておつたわけなんです。天皇は国の象徴であられるので、それで国の紋章として菊の御紋章を在外公館の庁舎に用いるということは一向差し支えないというふうな考えでおります。

○野田哲君 天皇の紋章が、天皇が国の象徴であるからパスポートとか在外公館で使うことは一向に差し支えない、こういうことですが、いま先ほどの外務省の官房長は国家の紋章だ、こういうふうな言われたいんじゃないんですか。

○政府委員（山崎敏夫君） 先ほど申し上げましたように昭和二十五年の法務省見解として菊の御紋章は天皇の御紋章であり、天皇は国家の象徴であるから国家の紋章として菊の御紋章を使用しても差し支えない。こういうことで国家の紋章としても使つてもよろしいということのお示しがありましたので、それに基づいてわれわれとしては使わしていただいております。でございます。

○野田哲君 これはちよつと飛躍があるんじゃないですか、菊の紋章は天皇の紋章である。そして宮内庁のあれでは法制的な意味はない。だから靖国神社にも使っているんだらうということとは言われなかつたわけですが、暗に容認されたような意味合いのことを言われたわけですか。それが今度は天皇は国家の象徴であるから、日本国の象徴であるからイコール天皇の法制的な意味合いもない菊の御紋章が国家の紋章イコールだと、これはちよつと私は飛躍があるんじゃないかと思うんですが、いかがですか、これは。

○政府委員（山崎敏夫君） 先ほど申し上げました次第でござい

ますが、菊の御紋章を国家の紋章として使つても差し支えないというお示しがありましたので使わしていただいております。この菊の御紋章イコールまたあるいは唯一の国家の紋章だということではないかと考えております。

○野田哲君 いまの山崎官房長のような解釈で天皇は国家の象徴である、その天皇の紋章が菊の紋章であるから、それはイコール国家の紋章として在外公館でも使う、パスポートでも使う、こうなつてくると、そういう解釈ならばこれは靖国神社のとびらに表示してある、あるいはまんな幕に使われている、これは政教、こつちが今度は政教分離、この精神に反することにはなりません。在外公館に国家の表示として使われるものが、そういう解釈が成り立つのであれば、靖国神社その他の神社に使われているのは、これは政教分離の精神に反するんじゃないですか。その点はいかがですか。

○政府委員（真田秀夫君） 憲法第二十条のことをおっしゃっているんだと思つても、二十条の第三項は、国の機関は宗教活動をやってはいけないという規定でございますので、靖国神社に、——私、事実関係知りませんが、靖国神社が宮内庁の方の御了解も得て使うということ自体は憲法二十条三項には触れないというふうな考えるわけでございます。

○野田哲君 そうではなくて、宮内庁が、靖国神社がとびらや幕にこれと同じものを使うことを了解している。天皇の名において了解をしている。こういうことであれば、片一方において在外公館が、あるいはパスポートが国家の紋章としてこれを使っている。それを宮内庁や天皇が靖国神社に表示することを了解しているとすれば、これは宮内庁や天皇、つまり憲法に定めてある国の機関である宮内庁や天皇が靖国神社に対して一つの特権を与えたことになりませんか。これは憲法二十条の「機関」として加わつたことになりませんか。いかがですか。

○政府委員（真田秀夫君） 先ほど申しましたように、私、事実関係をつまびらかにいたしませんので、よく事実関係調べました上で御答弁を申し上げたいと思つています。



【五三〇】第八十七回国会参議院内閣委員会会議録  
第八号（昭和54年5月22日）

（発言者）

野田哲（委員）  
塩田章（政府委員、防衛庁長官官房長）  
山下元利（国務大臣（防衛庁長官））  
真田秀夫（政府委員、内閣法制局長官）  
山崎敏夫（政府委員、外務大臣官房長）  
三原朝雄（国務大臣（総理府総務長官））  
山本悟（政府委員、宮内庁次長）  
富田朝彦（説明員、宮内庁長官）  
【発言順、敬称略】

○野田哲君（略）

北海道の例ですけれども、旭川市に北海道護国神社というのがあって例大祭を六月ごろにいつもやられておるわけです。これにやはり北海道の部隊やあるいは幹部の人が例年参加をしておるといふ記録、報告が来ておりますが、これは許されることですか、どうですか。

○政府委員（塩田章君） いま具体の旭川のことについては承知いたしておりますけれども、先ほどもちょっと申し上げましたように宗教的行事に参加してはいけないということはそのとおりでございます、くれぐれも注意しているところでございます。

○野田哲君 くれぐれも注意をしておると言うけれども、ちょっとも注意されてない。昨年の場合も、六月四日から六月六日まで、北海道護国神社の例大祭が開催をされておる、これに部隊として自衛隊が参加をしている具体的な例があるわけです。そして、あわせて旭川の駐とん地では、この六月四日から六日の間に、六月の四日、五日の二日間、これを護国神社の例大祭協賛行事として、そういう看板を掲げて駐とん地祭りというのを開いている。これは宗教的行事にかかわらないということが

明確に言えますか。あるでしょう、例大祭協賛駐とん地祭り。こういう事例がたくさんありますよ。いま北海道の例を挙げたわけですが、この行為はいかがですか。

○国務大臣（山下元利君） 宗教的活動につきましても、私どもといたしましては、宗教的色彩を帯びた行事に自衛隊の音楽隊、ラッパ隊等が参加することは宗教的活動に關与したことになるので、厳に慎むべきであるというふうなことで申しておる次第でございますが、その趣旨は十分徹底いたしておると思っております。野田哲君、そうすると、北海道のこれに参加をした部隊というのは自衛隊法を逸脱している、こういう行為だということですね。

○政府委員（塩田章君） いま御指摘の、昨年の旭川の行事そのものを私ちょっと承知いたしておりませんので、旭川の経緯につきましても、いまちょっとお答えいたしかねますけれども、先ほど長官が申し上げましたように、宗教的活動についての注意は当然しなければならぬわけですから、もしそれに違反しているようなことがあれば、それは注意せねばいかぬと思っておりますけれども、いまお話しのないわゆる駐とん地祭りというのは、これはまあ各駐とん地でやっている駐とん地祭りということ自体は宗教行事と、あるいは宗教的活動ということにはならないというふうなことを考えております。

○野田哲君 駐とん地祭りというのは、単なる駐とん地祭りであれば、私もそれはそれで別に問題がないんですが、護国神社例大祭協賛という看板を掲げているとすれば宗教的行事に参画をしている、こういうことでしょうか。

○政府委員（塩田章君） その辺はよく実態を調べてみたいと思っておりますけれども、要するに護国神社のお祭りのあるときに、要するに駐とん地の祭りをすること自体は、やはり駐とん地の祭りの中身が宗教的活動でなければ、私はそれは構わないんじゃないかと思っております。

○野田哲君 協賛ということを掲げているというんです。

○政府委員（塩田章君） その協賛といいますが、要するに時期的にお祭りのある日に、神社のお祭りのあるときにやるという意味においては協賛かもしれませんが、問題は駐とん地祭りの中身が宗教的活動しているかどうかということではないかと思っております。そういう点で、実態はよく調べてみますけれども、そういうことは十分注意しておるはずだと思います。

○野田哲君 市民に対して呼びかけをするのに、護国神社例大祭協賛ということで呼びかけをしておれば、宗教的行事に参加

をしておることじゃないですか。

○国務大臣（山下元利君） 事実関係、私も協賛とかいうことについてはいま初めて伺ったわけでございますけれども、自衛隊の行為自体が問題でございます、あくまで自衛隊の行為自体が宗教的活動を慎むことになっておりますので、その指示のとおりやっていると思うわけでございます。

○野田哲君 まあ、長官の方はいいですよ。そういう詭弁を幾らやりとりしたって始まらないですよ。もうちょっと、北海道の状態でどうであったか調査をして報告してもらいたいと思っております。

○国務大臣（山下元利君） はい。

○野田哲君 じゃ、結構です。

この前の紋章の問題について、何かけさの新聞を見ると、政府・与党連絡会議でも話題になったようですが、見解を承りたいと思っております。

○政府委員（真田秀夫君） 見解を申し述べることでございますが、紋章と申されましたのは、前回の野田先生の御質問の続きだろうと思っておりますので、結局菊花御紋章のことだろうと思っております。で、前回、靖国神社の正門のとびらなり、あるいは何というんですか、まん幕に菊の御紋章がついていると、これは憲法二十条に照らして問題ではないかという御質問がございまして、私の方で、実は突然の御質問でございまして、で、事実を取り調べてその上でお答え申し上げます、ということでは実は当委員会が入ったと、こういう経過でございまして、そこで、この菊花御紋章についての法制は一体どうなっておりますかと申しますと、菊花御紋章は実は明治元年の太政官布告で一般の乱用禁止という法制がございました。それから明治七年の太政官達で、官幣社国幣社の社殿の裝飾等には使つてよろしいという法制がございました。で、これらの菊花御紋章に関する法制は、私たちの解釈では、昭和二十二年の暮れをもって実はもう失効しておるといふふうには見ております。現在すでに失効しておるわけでございますから、靖国神社に限らず、国が菊花御紋章の使用を禁止したりあるいは許可したりするといふような法律上の根拠が実はないわけでございますので、仮に靖国神社が菊花御紋章を使つていようとどうしようと、別に憲法二十条の第一項後段に言う、国が宗教団体に対して特権を与えているというふうなふうには実は評価できないというふうにわれわれ考えるわけでございます。

○野田哲君 だから、あなたの見解はいまわかったわけです。

二十二年、新憲法施行のときに、従来の紋章の法制については失効したと、だから使ってもいいんだと、こういうことですね。

そこで、外務省の官房長はこの前の質問のときには、菊の紋章は天皇の紋章だから、で、天皇は日本の象徴であるから、現在の憲法でも象徴であるから、これは日本の象徴であるから、現法務省から受けて、このパスポートや在外公館の入り口に使っているんだと、こういう見解があつたわけですね。あなたはいま、法制的な根拠はなくなっているんだから、靖国神社で使おうとどこで使おうと、そんなものは禁止する措置はないんだと、いわゆる私的な、公的でなくなったわけですね、これは紋章が。で、外務省の方は国家の紋章として使っているんだと。この見解の違いについて説明を私は求めておるんです。

○政府委員（山崎敏夫君） 前回の委員会におきまして私がその趣旨の答弁をいたしましたことは事実でございますが、そのときは手持ちの資料で申し上げたわけでございますが、若干正確を欠いておりましたので、この点は改めて御説明させていただきます。

菊花の御紋章がわが国の紋章でないということは、先ほどの法制局長官の御答弁でも明らかなおりでございまして、この点は外務省としても十分承知しておるわけでございますが、従来の国際慣例上、在外公館におきましても、また旅券の表紙にも自国を示す何らかの紋章が用いられる場合が多いわけでございます。そこでわが国といたしましても、従来からこの慣例に沿って菊花の御紋章を使用してまいりましたこと等の事情を考慮して現在も使用させていただいております。

○野田哲君 いまの法制局長官の見解とそれから外務省の方の見解、これ両方承りますと、現在はこの菊の紋章というのは法制的な根拠が失われているからだれが使ってもいいんだと、禁止する措置はないんだと。つまりこれは、靖国神社が公然とあの紋章をつけられるということは、公的な天皇の紋章ではなくなっている、私的な紋章だと、こういうことになるわけですね、あなたの説明によると。それを今度は在外公館あるいはパスポートで国家の紋章のような形で使っている、これはちよつと問題じゃないですか。片一方は国家の表示として使っている片一方は私的なだ。外務省が在外公館やパスポートに使えるんだしたら、当然これは宗教団体である靖国神社では使えないはずなんです。靖国神社でも使える私的な紋章であるということになれば、これは在外公館やパスポートの表紙には使うべきじゃないんじゃないですか。どうなんです、その点は。

○政府委員（真田秀夫君） 先ほどお申し上げましたように、菊花御紋章についての使用に関する法令の根拠は現在ございません。ましていわんや、菊花御紋章が日本国の標章であるというような法令はございません。したがって、おっしゃいますように、在外公館の庁舎なりあるいはパスポートの表紙にこれを使つておることについては多少の違和感をお持ちだろうと思つておることにしてはどうかと思つておるわけですが、先ほど外務省の官房長からお話がありましたように、そういう在外公館なりパスポートにはその国の標章あるいはそれに類するようないかなるものマークをつけるというのがどうも一般の国際的な慣例のようでございますので、その慣例に従つて使つておるというのが実情だと聞いております。したがって、私が申し上げましたことと外務省からのお答えとは少しも矛盾しているとは存じません。

○野田哲君 国の紋章ではないとあなたがおっしゃるわけでしょう。だから、たとえば天皇の車にはこの菊の紋章の旗が前に掲げられますね、掲げられるでしょう、宮内庁どうですか。そうすると、いまの法制局長官の答弁でいくと、私が参議院の車に乗るときに、あの前にこれと同じ旗を掲げて走つても差し支えないと、こういう論法になるわけですね。そういう性格のものがない、なぜ国家の紋章を在外公館やパスポートに使うことが慣例になつておるから使つておるんだということになるのですか、これはちよつと論理の飛躍じゃないですか。

○政府委員（真田秀夫君） 先ほど申しましたように、菊花の御紋章が日本の国の標章であると思つておるわけではございません。一般の国際的な慣例といたしまして、ある国の在外公館なりパスポートの表示としてはその国の記章があればもちろんそれをつけます。それがない場合にはそれに類するようなものをつけるというのが一般の慣例であるというふう聞いておりますので、決して私は国の紋章だというふうには言ひ切つておるわけではございませんので誤解をなさらないようお願いいたします。

それから、野田先生がお使いになる車に菊花の御紋章の旗をおつけになつても一向法律的には構いませんが、一般の人ははなはだ奇異に感ずるのではないかと思つておる。

○野田哲君 私が使つてもいいようなものをどうして国家の紋章に類するものとして使えるんですか、外務省で。そこが私はおかしいじゃないですか、こういうことです。結局、私的な紋章ということになつておるわけでしょう、私的な紋章になつておるものをなぜ国際的な国の紋章として使つておるのか、こ

こを私は伺いたいのです。

○政府委員（山崎敏夫君） 先ほどお申し上げましたように、旅券の表紙とか在外公館の門頭には何らかの自国を示す紋章を掲げる必要がございますので、現在国章が制定されておられません現状におきまして、従来使われていたものを使わせていただいております。

○野田哲君 だからそういうやり方は、外形的な印象としては、明治憲法の当時のように、天皇が外交の責任者であり、天皇のもとで外交が行われている、こういう印象をあつた在外公館やこのパスポートを見ればだれだつてこれは印象を受けますよ。つまり憲法の国事行為、この中では天皇は外交権持つてないですね。ところが、紋章については依然として天皇のいま私的な紋章になつておるものが使われている。これは制度としては改めるべきじゃないですか、いかがですか。

○政府委員（山崎敏夫君） 先ほど法制局長官の御説明にもありましたように、特に禁止すべき法令的な根拠もないということでございますので、国際的な慣例として何らかの紋章が実が必要でございます。

○野田哲君 そこでそうなつてくると、特定の神社などがかつて使用を許されて靖国神社も使つておる、その神社にも掲げられている紋章が、在外公館やあるいはパスポートに使われているということになると、これは天皇の憲法上の立場というものがおかしくなつてくるんじゃないですか。私的な紋章だから宗教団体が使つても構わない、許されておる、そういう私的な紋章が公的な場面に使われている、これは説明がつかないんじゃないですか。天皇が片一方においては特定の宗教団体に対しては使わしておる。それを指摘すればそれは私的な紋章だと、私が使つてもいいんだ、しかし多少奇異に思われるでしょう、こういう程度の話なんです。それが今度は片一方においては全く公的な在外公館の真つ正面に掲げておる。これはまさに公私混合じゃないですか、いかがですか。

○政府委員（真田秀夫君） そんなにそう詰めてお考えになる必要はないのであつて、天皇の国事行為はこれはもう憲法に明記、列挙してございますので、それが公私混同ということになる、あるいは天皇の外交大権が昔の明治憲法時代の天皇の統治権に近づくとかいふふうにお考えになる必要は毛頭ないんで、在外公館の庁舎なりあるいはパスポートに表示してあるのは先ほど来申し上げておりますように、何らかの国の紋章あるいはそれ



に類するようなものをつけるというのが一般の慣行でござい  
ますので、そういう沿革なり慣行に従ってつけているというふう  
にお考えいただければ非常に結構だと思います。

○野田哲君 だから、法制局長官も外務省もやはりいま私的な  
紋章になっているこの紋章を慣行として使っていると一言いなが  
ら、やはりこれは天皇の紋章という認識のもとで使っているわ  
けでしょう。国をあらわす紋章ならば、国際的にいえばこれよ  
りも桜の花が富士山の方がよっぽど日本だということには印象  
づけられるんですよ。公的に使っても構わない、私的な神社な  
んかで使っても構わない、こういう理屈がいまの憲法上から成  
り立ちますか。突き詰めて考えなくてもいいじゃないかという  
そんなあいまいなもんじゃありません。片一方は在外公館とい  
う日本を代表する大使館等に掲げてあるのですよ。片一方は  
天皇は関与してはならないという宗教法人が使っているんで  
すよ。どう考えたってこれは矛盾じゃないですか。

○政府委員(眞田秀夫君) もし御疑問があれば、それはまた国  
の、日本国の標章はかくかくのデザインであるという法律でも  
おつくりいただければ、もうわれわれとしてはだれは法律でも  
それを在外公館の庁舎なりあるいはパスポートの表紙にかくと  
とははばからないというつもりでおりますが、現在そういう法  
律がありませんから、それで日本の国の標章に類するものとし  
て従来から菊花の御紋章を使っているという、ただそういう慣  
行上、沿革上の理由によって使っているというだけのことでご  
ざいます。

○野田哲君 総務長官、公的制度を担当している大臣として、  
いまの議論どうお考えになりますか。

○国務大臣(三原朝雄君) 菊花の御紋章が、その沿革におきま  
しては昭和二十二年の十二月三十一日の時点において法的な性  
格というものは一切消滅をいたしました。それから先は結局、  
いろいろ法制局長官なども申しておりますように、全く法的な  
裏づけはございません。そこで沿革的にいま外務省におきまし  
てもあるいは神社等におきましても、それをそのまま事実とし  
て、あるいは慣習——事実たる慣習ということになりますか、  
そういうことで使用が続けられておるということでございま  
す。それをいま野田委員は国家的なものとするものというよう  
なもので考えてまいる場合に、外交機関というものは国家的な機  
関に引き続いてそれが使用されておるといふようなところであ  
るような私的な神社にも使われておるといふようなところであ  
るので、この点については整理をしてみるのは必要はないかとい

指摘であるわけでございます。その点につきましては、いま  
まそれを一挙に検討を加えるべきかどうかという点については  
もう少しひとつ私自身も勉強をいたしたいと思っておりますし、こ  
こではつきりしたこの問題について検討 調査を進めますとい  
うことを率直に御回答できるまでの準備ができていないこと  
をお許しを願いたいと思うのでございますが、しかし確かに御指  
摘ございましたように、公的な機関、私的な機関に、そういう  
ものが使われておるといふ事実を見て一つの問題点はないのか  
という御指摘については、十分私も受けとめて今後対処してま  
いらねばならぬなという考えでおるところでございます。

○野田哲君 それでは、この点はまた総務長官の検討された上  
での見解を改めて伺うことにいたしたいと思います。

(略)

○野田哲君 (略)  
そこで、午前に引き続き続いて天皇との関係についてい  
ま少し何  
つておきたいと思うんですが、宮内庁に伺いますけれども、勅  
使といふのはこれはどういう性格のものなんでしょうか。そしてあ  
わせて勅使が幣帛を献じ云々、こういうようなことをよく聞  
くんですけれども、これはどういう意味ですか。

○政府委員(山本悟君) 御質問の勅使という言葉でございま  
すが、現在、法令上の用語としてはないように存じます。実質的  
には天皇のおほしめしを伝えるお使いという意味が一般的に勅  
使という言葉で称されていると、かように存じております。

天皇のお使いとして出る場合でございまして、公的な性格  
を持った場合と私的な性格を持った場合と両方あり得るわけ  
でございます。ただいま御質問にございました勅使は幣帛を云々  
というように、これは祭祀関係におきまして幣帛——いわ  
ゆるお供えと申しますか、神社に対して差し上げる寸志でござ  
いいますが、そういうものを持って勅使が参る。こういうような  
ことも勅使のお参りになるときはあります。こういうような  
この場合、それじゃその勅使を出される行為は何かという  
いまの幣帛をささげるといふような場合には、これは宗教関係  
のものでございまして、いわゆる私的な行為といたしまして、  
しかもその場合におきましては、御案内のとおり、皇室が内廷  
費でもって祭祀関係の職員——掌典というのを私的使用人とし  
て雇いいたしておりますけれども、この掌典関係の者が勅使と  
して神社にお参りをしておられる。こういうようなことに現在取り  
扱いはなっております。

○野田哲君 藤樫さんという方がお書きになっている「皇室事  
典」というのがあるんですが、この皇室事典によると、勅使と  
いふのは「天皇の公式使者というわけで侍従、掌典などが使命  
をおびて公儀に臨む場合である。」と、こういうふうにか  
れているわけですが、これとはちよつといまの次長の答えは違  
うんですね。その点どうなんでしょうか。

○政府委員(山本悟君) その藤樫さんと言われる方の事典の  
あることを存じておりますが、そこに書かれておりましたのは、  
ただいまお読みになったとおりだと存じますが、その場合の  
公式なという意味は正式の意味だろつと思つて、したが  
つて、その正式の中身が、私先ほど申し上げましたように、  
いわゆる法律論といたしましての公的なものと、それから私  
的天皇という人のお立場としてのお使いと、この二種類があり  
得る。いまの祭祀関係での掌典等をおつかわしになるとい  
うのは、全く天皇の御行為としては、いわゆる法的には私  
的な行為としてのそれそれの神宮、神社への御差遣、しかしそれ  
は、やはり天皇としては、では正式に行つてこいということ  
でお使いとしてお出しになる、こういうふうなかつこうになら  
うと思つて。

したがつて、そういう意味から申し上げますと、いまそこで  
お読みになりました文と、私がただいまお答え申し上げました  
見方とは違ひがない。いづれも正式なものでございまして、そ  
の正式の中身といたしまして、いわゆる法律論としての公的な  
ものもあり、私的なものもある。たとえば災害がございました  
ような場合に御差遣になるといふような場合でございまして、こ  
れはもう当然公的な行為に基づいての御差遣、したがつて、そ  
ういふ場合には侍従が行くといふようなことが通例でございま  
す。そういうようなことになるといふようなことでございま  
して、いまの先ほど先生のおつしやいました幣帛をささげ云々の  
方は、陛下の私的な行為としてのお使いの御差遣、したがつて、  
それは私的に雇用されておられますところの掌典がつかさどつて  
いる。お使いの役になつておられる。こういう関係になるわけ  
でございます。

○野田哲君 私的か公的かということ、国民の方から見れば  
これはわかりませんね。だから、「神社新報」なんかを読むと、  
大きな見出しで、天皇の勅使が参拝され 幣帛を献じ云々とい  
うようなことが出てくるし、ことしの四月二十二日の靖国神社  
の例大祭のときにも勅使が行かれていますが、あなたの方の説明  
ではこの公的と私的というを使い分けているような説明

ですけれども、国民の目から見れば、これが公的であるか私的であるかということとはちつともわからない。勅使が行かれる、やはりこれを疑問に感じる国民もいるわけですね。この点は一体どうなんですか。勅使が行かれたということが大きく報道されると、やはり政教分離という憲法のたてまえ、一体、天皇——宮内庁は何を考えているんだろうか、こういう疑問が起きるんですけれども、そういう区別はあなたの方の説明ではいろいろされたけれども、国民の目から見ればちつともわかりませんが、その点はいかがですか。

○政府委員（山本悟君） 祭政分離の憲法の規定があるということとはもちろんそのとおりでございますが、また同時によく論議されるところでございますが、天皇といえどもやはりそれぞれ神社仏閣等宗教的なところに御参拝になることもあり得る。この御参拝になる場合は私的なお立場において御行動になるわけでありまして、はっきり申し上げれば、天皇といえども自然人でございますから、いろいろな御行為になる、その御行為についてどう考えるかというところは、それは法律論としてなればならないわけでございますが、この点はたびたび国会でも法制局長官その他から御答弁になっておりますように、いわゆる純粹の国事行為、憲法に定められました国事行為と、それから象徴たる天皇の地位からじみ出るところの公的行為と、それから純粹の私的行為と、やはりこの三つの種類がなければ説明がつかないんじゃないか、また事実そういう御行動になっているんじゃないか、こういうことに解釈としてずつと御説明がされてきているわけでございます、私もその意味ではまさにその三つの御行動があり得るというように存ずるわけでございます。陛下御自身でもやはり神社に参拝される、あるいはその他のところに行かれる場合があるわけでございます、それはやはり私的行為として御行動になっている。その私的行為としてみずから参拝されるかわりに、おまえ行って参拝してこいというのがまさに勅使の使命であろうと思えますが、そういう意味ではやはり勅使という言葉としてとらえる、要するに天皇の御命令によってお使いとして行くという御行動、そういう行為そのものが勅使であるという観念でとらえる限りにおいては、これは勅使でないということを示し上げるわけにもいかないわけでありまして、そういう意味では、やはりいろいろな公的な御行動にも勅使があり私的な御行動にも勅使があるということにならざるを得ないわけでございます。その意味では国民の方々にも陛下のいろいろなお立場によってその御行動について、い

ま申し上げましたように三つの種類の性格の御行動があり、それがあらわれて勅使というものにもいろいろな性格があるということとは御理解を賜るよりちつと考えようがないんじゃないかならうかというように存じております。

○野田哲君 この四月二十二日、靖国神社に勅使は行かれただけですね。この点はどうなんですか。

○政府委員（山本悟君） この四月二十二日、靖国神社の春季例祭、勅使御差遣になっております。行っておられます。

○野田哲君 宮内庁ではそのときには、A級戦犯を去年の秋に靖国神社に合祀をしたということは大々く新聞で報道されたわけですが、そのことを承知の上で勅使を派遣する措置をとられたわけですか。

○政府委員（山本悟君） 靖国神社に對しましての陛下の御参拝というのは戦後数遍行われているわけでございます、陛下はいつも戦争の犠牲となった人々のことを思って胸が痛むということをたびたび御表明になっていらっしゃるわけでございますが、そのような非常に自然なお気持ちから靖国神社にお参りになつていらっしゃる、このように存じているわけでございます。そういうようなことがございまして、やはり各年とも春秋の例大祭には御掌典として勅使として御代参をさせているというのが慣例として続いているわけでございます、本年におきましてその慣例のとおりの方が行われたということになつていましてございまして。

○野田哲君 いや、質問をしたことに答えていただきたいんです。A級戦犯が合祀をされていることを承知の上でそういう勅使を派遣する措置をとられたわけですか。

○政府委員（山本悟君） 当時新聞報道に出ていたことでございますが、その限りにおいては存じていたところでございます。

○野田哲君 そのことを承知をした上で勅使派遣、こういう措置をとられるということは、これは公的か私的かということ国民の目からはわからないわけですがね。公的であろうと私的であろうと、これはまた機会を改めて大平総理にも聞かなければならないことなんですか、そういう措置がとられるということとは、これはやはり国民の目からすれば相当数の者は、あの第二次世界大戦の侵略思想、これによって戦犯という指定を受け処刑をされたその人たちの行為をあの大きな戦争を引き起こしたことを、これを天皇自身が容認をしたと、こういう印象として映る場合があるわけですよ。これは大平総理の参拝についても同様のことなんですよ。そういう措置は天皇としてある

べき行為として考えておられるんですか。これは公的であろうと私的であろうと国民の側からすれば相当こだわりを感じる人もいるんじゃないですか。その点は全く考慮の対象にはならなかったんですか。

○政府委員（山本悟君） 先ほど申し上げましたように靖国神社の御参拝というなり、あるいは勅使の御代参というのには、先ほど申し上げましたような陛下のお気持ちと参拝するところから戦後も行われてきてまいつたわけでございます、その意味では基本的には同様なことと推察申し上げておられるところでございます。そういうような意味で今回のこの措置もとられたというように思っているわけでございますが、春秋二遍の勅使の御代参ということは戦後もずつと続いてきたことであり、本質的、基本的には変わらないんじゃないかとございまして、さような措置がとられたと存じているところでございます。

○野田哲君 つまりA級戦犯の人たちがあそこに合祀されていても全くこだわりは感じていないと、慣行は慣行としてやっていくんだと、こういうことなんですか。

○政府委員（山本悟君） いろいろの御意見があるところはその後経過からも存じているわけでございますが、ただいまのところではそういうことでまいつたということでございます。

○野田哲君 総務長官の見解を伺いたいと思っております。

○国務大臣（三原朝雄君） ただいま山本次長がお答えをいたしましたように、私、天皇の御心境というのは、戦争犠牲者に対するひたすら国民の犠牲に對してお祭りをしたいという、またお参りをしたいというお気持ちで参られたと思うのでございまして。ただ、いま野田委員が御指摘になりましたように、戦犯をあそこにお祭りしたこと自体の問題は、それなりに問題指摘をされるように問題意識を持っておられる方も相当あると思えますが、しかし天皇のお気持ちとしてはそうしたものを超えたと申しますか、そういう側面からでなくて、戦争の犠牲者を弔うというひたすらにそういうお気持ちでお参りになっておられるものであろうと思っております、私はそういう意味でこの問題については受けとめてまいつておるところでございます。その点については山本次長と同じような見解をとつておるところでございます。

○野田哲君 あの人は戦争の犠牲者ではないんですよ。加害者なんですよ。そういう人たちが合祀されているところへ総理大臣なりあるいは天皇が参拝されるなり勅使を派遣される、現にそういう行為については先日の参議院の本会議でも問題を



感じるといふことで他党からも質疑がなされていますし、私もやはり疑問を感じているし、相当数の国民が疑問を感じているわけなんです。憲法上の政教分離というたてまえからいってもあるいはあれだけ国民に犠牲を強制した、言うならば加害者です、そういう人たちに對して参拝をし敬意を表する、これはやはり第二次世界大戦のあの行為を容認をし免罪符を与える、こういう行為として私どもは映るわけです。それでもやはり今後ともそういう行動が続けられる、こういうことになるのなら、これはやはりそのこと自体が、その行為自体が国民の間に大きな政治的な議論を引き起こす、こういうことになりはしませんか。

○国務大臣(三原朝雄君) 私は靖国神社というのは国家の大きな犠牲者として命をささげられた方々がお祭りしてあるという、そういう私は神社であるという考えを持っておるわけでございます。その中にいま御指摘のように戦犯と銘打たれた方をお祭りすることがどうかという点については、これは私どもが神社総代なりならずでありお祭りしておられると思いますが、この点についてはいま野田先生が御指摘になったような一つの、私自身もこれは相当考える余地のあるものではなかつたかという、お祭りになっておられます現在におきましても、いまの時点でもお祭りすることについては、神社総代なりそういうものだろうと思えますけれども、そういうところでお決めたのだらうという結果になったと思えますけれども、私の靖国神社に對するイメージと申しますか受けとめ方は、国のために犠牲になられた方々をお祭りしてあるという立場で私は靖国神社を見てまいり、また参拝をいたしておるのでございます。そういう受けとめ方でございます。

○野田哲君 宗教団体ですからね、宗教団体自身がやられることとわれわれがこれ口を差しさむこと、これはやはり政教分離の精神に反するから、そこを私は問題にしているんじゃないんです。A級戦犯の人たちが合祀されたところへ、憲法上の定めである政教分離という定めがある中で、憲法上の地位にある天皇あるいはその代理の方あるいは総理大臣、そういう立場にある人が参拝することが現に国民の間に議論を引き起こしている、そのことが問題ではないですか、結果的に天皇の行為が非常なやはり憲法上の政教分離という議論を引き起こす行為になっている、この行為がやはりもうちょっと慎重であらねばならないことになるんじゃないかと、こういうふうには

考えているんですが、質問したことに対しての見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(三原朝雄君) 私の靖国神社に對する見方と申しますか、受けとめ方を申したのでございますが、靖国神社は国家あるいは民族のために犠牲になった方をお祭りしてある、またお祭りをされておる神社であるということでお参りをいたしておるのでございまして、その間にいま御指摘のございましたような戦犯を合祀したことに對する問題はあるいは残るかも知れません。しかし私は、靖国神社というイメージなり受けとめ方につきましては、国家のために命をささげられたというお社である、そういうふうな理解をいたしておるわけでございますが、直接の御回答にはなりませんけれども、そういう私は靖国神社を理解をし受けとめ方をいたしておりますので、まあいま言われますように、それが政教分離なり憲法とも関連をしながら天皇なり総理大臣等が参ることについて問題がありはしないかという御指摘でございますけれども、私はいま申し上げましたような靖国神社に對する私の理解とイメージというふうなもの、また総理大臣等もそういう御心境でお参りになっておるのではなからうかと思っております。

○野田哲君 どうもすりかえのような気がしますがね。別の問題で、宮内庁長官も見えたようですから伺いたいと思えますが、先ほど天皇の行為について、国事行為とそれから私的行為と、その間に公的行為と私的行為の間のおつしやつたわけですが、その国事行為と私的行為の間公的行為と私的行為、実はこれが往々にしていろんな面で利用されている向きがあるんじゃないかと思えます。ヨーロッパ旅行をされたこと、あるいはアメリカへ旅行されたこと、これは三つの区分から言えどどれに該当するわけですか。

○説明員(富田朝彦君) お答え申し上げます。ただいまお尋ねの昭和四十六年にヨーロッパに御訪問になつておられます、それから昭和五十年にアメリカに御訪問になつておられるわけでございますが、この御訪問は日本国の象徴である天皇が、皇后陛下とともにございまして、いわゆる国際親善のための外国儀礼の一つの形でございましてこの儀礼的な外国訪問、こういうことをなされたわけでございますけれども、これはもとより憲法に規定してございましていわゆる国事行為でないことは明らかでございます。しかしながら、象徴としての地位をお持ちになつておられる自然人たる天皇陛下が行動をされ

る、御行為をされるという折に、全く私人としての私的な御行為というのは当然あるわけでございますが、それ以外に象徴であるというお立場がにじむというような行為が当然ここに想定されるわけでございます、これをいわゆる公的行為というふうな学問上も呼ばれておるようにも考えますが、いまお尋ねのヨーロッパあるいはアメリカの御訪問は、いま申し上げたようなことから公的な色彩を有する行為でございます、したがって、これは国事行為ではございませんので、いわゆる憲法に規定する内閣の助言と承認というものは必要としないわけでございますけれども、しかし重要な公的な御行動でございますので、内閣の責任のもとにこれがとり行われるということ、それそれぞれの場合に閣議決定という形でこれを取り運んでおるような次第でございます。

○野田哲君 国事行為については憲法で例記をされているわけですが、その中でその国事行為でない私的行為でもない公的行為、この私的行為と公的行為の区分というのは一体どここの判断でどういう基準でなされるわけですか。

○説明員(富田朝彦君) 公的行為、いま申し上げましたように、象徴たるお立場がにじむということでございますから、そこにややこれの濃いものとや薄いものと、こういうものが出るのは当然のことであろうかと存じますが、私的行為というのは逆に非常に明らかでございます、つまり私的行為でないこの行為、それをまあ公的行為というふうな呼んでおります、また再三の国会での両院でのいろいろな機会にそういうことが答弁として申し述べられておると思うのでございます。ただ、公的行為というものは、やはりあくまでも内閣の責任のもとにとり行われべき行為であるということ、また憲法第四条に規定しておりますような、つまり国政にわたる権能を有せられない、こういうような意味合いの事柄も当然これは反映してまいらぬと思えます。また第一条の象徴であるというお立場、これを害さない、こういうまた行為でなければならぬ。こういうような一つの枠といいますか、そういう中で公的行為がとり行われる、かように私は考えておる次第でございます。

○野田哲君 植樹祭というのが毎年ありますね。これ天皇が参加されておるわけですが、これはやはり公的行為、こういうことと考えるといいわけですか。

○説明員(富田朝彦君) ただいまお尋ねの植樹祭でございますが、今週と申しますか、五月の二十七日、八日第三十回の植樹祭が愛知県下においてとり行われるわけでございますが、この

植樹祭につきましては、国土緑化委員会から両陛下へぜひこの植樹祭に御出席に相なりたい、同時に国土緑化という観点からいけば種をまかれる播種あるいはお手植えを皆と、そこに参加する人たちと一緒にひとつ植樹をしていただきたい、こういうような御要請がいつもございまして、すでに最初の回数はあるいはお出になれなかつたこともございましたが、三十回、二十九回まではほとんどお出になつてゐる。これはやはりいま申し上げましたような性格でございます。したがうして、そういう意味では象徴たるお立場からそういうような御要望に沿われてお出ましになる、こういうことでございまして、私どもはこれを公的な行為と、かように考えております。

○野田哲君 天皇の植樹祭、この公的行為について地元の地方自治体は大変なこれは負担をさせられておりますね、天皇が行かれるために。たとえば道路の改修、舗装その他ずいぶん負担をさせられているわけです。それはそれとして、昨年の植樹祭の場合を考えてみると、この植樹祭で高知県に行かれて、そして植樹をされる現場の途中で高知県の護国神社へ参拝をされている。公的行為の途中で神社に参拝される、これは政教分離の精神に少し問題を感じるわけですが、その点いかがですか。

○説明員(富田朝彦君) 昨年の春の高知県下での植樹祭の際に護国神社にお立ち寄りになったことは事実でございます。そこではお尋ねでございまして、この護国神社にお参りになりますのは、たしか昭和三十三年ごろから、たとえば国体でありますとか、たとえば植樹祭でありますとか、そういうような行事がその土地に行われました折に、いわゆるその植樹行事のほかにそれぞれの開催県におかれましてはいろいろな福祉施設あるいは教育施設等をぜひ視察をされたいと、こういう希望が非常に多く出るわけでございますが、そういうものを御視察なさりますますそういう道筋に当然おありになることが多いわけでございます。そして、そういう意味ではそこへお立ち寄りになってお気持ちを表せられるというのでございまして、これは、じゃ何の行為かといまお尋ねでございまして、これは私どもは陛下の私的な行為、かように考えて今日に至つております。ただ、その際また改めて宿へ戻りまして別立ての車というわけにもまいりませんで、いわば県内を御視察になられるために御乗車になつてゐる車が、いわばその近くまで参つて陛下をおおろしするということとはございまして。しかしそこに何かお供えというような意味でなされまことも、すべてこれは陛下のポケットマネーと申しますか、私的なお金の中から支出をされておられるわけ

でございます。

○野田哲君 これは富田長官、ちよつと私は詭弁だと思つてすよ。一般の公務員の場合は特別公務員であろうと一般の公務員であろうと、出張のために平常勤務の場所から、たとえば東京から広島なら広島へ行つて帰るまで、これが出張という行為で、途中でどういうことがあるとすべて出張ということにみなされているわけです。天皇は公的行為——植樹祭に参加をされるというの、これはやはり宮城——皇居を出発されてからお帰りになるまでの一連の行為が植樹祭ということに公的行為、私どもはそう考えるわけで、途中で護国神社の鳥居をくぐつて参拝をして鳥居を出るまでは、公的行為の間に私的行為がはさまっているんだというのは、これはちよつと私は通用しないと思うんですが。いま長官の言われたそういうことが、いろいろ天皇の行為がだんだん拡大をされていっている。公的行為というこの中で、本来は憲法上あるべきことではないことが、そういう行為の中でだんだん公然化していく、拡大をされていっている、そこに私は問題を感じているわけなんです。

で、今度の元号の制定というの、これもやはり、政府の資料を読むと、元号制定は国民統合の手段だというような意味のことが書いてある。やはり私は一連の背景というものを感しているわけなんです。まあこれ以上この問題は押し問答はいたしません、私どもはそういう問題意識をいま持っているという点を指摘しておきたいと思つております。

(略)

【五三一】第八十七回国会参議院内閣委員会会議録  
第九号（昭和54年5月24日）

(発言者)

村田秀三(委員)

清水汪(政府委員、内閣官房

内閣審議室長兼内閣総

理大臣官房審議室長)

真田秀夫(政府委員、内閣法

制局長官)

桧垣徳太郎(委員長)

三原朝雄(国務大臣、総理府

総務長官)

夏目晴雄(政府委員、防衛庁

人事教育局長)

安藤幸男(説明員、文化庁文

化部宗務課長)

和泉照雄(委員)

〔発言順、敬称略〕

○村田秀三君 次にお伺いいたしますが、これは先日わが方の野田委員も若干触れられたのでありますが、総理の靖国神社の参拝ですか、お参りいたしますか、この件についていろいろ議論をいたしました経過は私承知をいたしております。

そこで、大平総理自身のことでありまして、それから聞いてみなければ、やわからぬというお答えになるかもしれませんけれども、新聞記事を見る限りにおいては、総理大臣という官名を付して記載したというふうには書かれております。それから公用車を使ったということは、警護の関係でどうしても公用車を使つたというので乗つたと、こういうことであります。この際公用車の件は抜きにいたしまして、従来の参拝をいたしました総理大臣ですね、この方々は官名を記載しなかつたというふうには言われておりますが、今度初めて総理大臣という官名を記載したと言われるのでありますけれども、その真偽はどうでしょうか。

○政府委員(清水汪君) 事実の問題でございまして、とりあえず私から御答弁をさせていただきますが、現大平総理の四月の参拝の場合にどういふふうになされたかということでございますが、これは私どもも新聞に官名も付記されていたという報道がございましたことを承知してございまして、したがうして、それは事実はそのようなことであつたと承知をいたしております。



す。その点につきましてははたまたその参拝の直前に当たります。衆議院の内閣委員会において、総理が御出席になりました。審議の際に御質疑がありまして、総理御自身からも、その点についてどうするかという御質問に対してはたしか慣例により、あるいは私人の判断でというふうなお言葉を述べておられたと思います。

そこで、その前の方の問題でございますが、前内閣総理大臣の場合においても官名を付記しておられたというふう聞いております。

○村田秀三君 私がお伺いしたポイントは、前に総理大臣が御参りをいたしました国会でも議論されたことがございます。私人か公人かというのが主たる議論であります。官名を付してあるならばこれは公人として理解せざるを得ないんじゃないかというふうな法制局の見解なんかもあったやに私記憶するわけです。記憶違いであれば結構でございますが、前はどうかだったんでしょうか、前は、官名を付したのかどうか。

○政府委員(真田秀夫君) 総理大臣の靖国神社参拝に関しましては野田委員と実は去年福田内閣のときに、前総理福田さんが参拝をされました、その際に公人として参拝したのではないかと、公人として参拝したということがあるなれば憲法の二十三条項違反になるのではないかと御指摘がございまして、御質問がございました。そのときに公的な資格で参拝したのではないかと御論議の中に、いまの肩書きとして内閣総理大臣という官名を書いた、それから公用車を使った、あるいはそこでお参りをした何をお祈りしたかということを新聞記者の方に聞かれたら、それは国の安泰なり行政の、何と申しますか、円満な遂行をお祈りしたとか、そういうことをいろいろ挙げられまして、こういうことから見て——失礼しましたもう一つございまして、お一人でなくて他の国務大臣を何人か連れていかれたではないかというふうないろいろな事由を挙げられて、これらを総合してみればやはりどうして公人として、公的機関として参拝したということになるんじゃないかという御指摘がございました。

その御質問に対しまして私は、官名につきましては、これは日本の一般の社会生活における慣例として、だれでも私人としての資格で行動する場合においても官職にある者は官名を付する、それは国会議員の方から私が年賀状をいただく場合にみんな衆議院議員、参議院議員と書いてあるではないか、中には顔写真まで入っているではないか、だからといってこれが公的資

格で年賀状を出したとはだれも思わないではないでしょうかというところで反論をいたしました。それから公用車の点につきましては、これは総理大臣ですから警備の都合もございまして、いつ何どきスケジュールを変更してほかの場所にはせつけなければならぬというふうなこともあり得るわけですから、靖国神社の手前まで行って車を降りかえて、タクシードライバーは普通の車に乗らなければいけないというふうな、こういう理屈はむしろおかしいではないでしょうかというふうに申し上げました。

それから、ほかの大臣が一緒に行かれたことは、それはまあたとえて言えば一緒に取り合つて行くか、連れ立って食事に行くと同じことなんで、何も閣議で決めて、おれに随行しろというふうなことを決めて連れていかれたわけじゃなくて、靖国神社に参拝したいという、そういう信仰心の厚い方々が一緒に行かれただけのことであって、それを取り上げて、だから公的だということにはまいらぬでしょう。

それから、靖国神社の社頭で念願された事柄の中身が、「そういうことを聞いているんじゃないよ」と呼ぶ者あり。国の政治がうまくいくようにということをお祈りになることは、これはむしろ当然なんであって……

○村田秀三君 法制局長官なら長官らしくちゃんとはつきりと答えたらどうですか。

○政府委員(真田秀夫君) 靖国神社の前に行つたときだけは国事を忘れて自分自身の長命なりあるいは家族の健康だけを念頭に置いて祈れというのがむしろ無理なんで、そういうことをいろいろ申し上げまして、結局問題は私人として行かれたのか、公人として行かれたのかということ、行かれる前に官房長官が新聞記者会見の席上とかいろいろ席上で、これはもう私的な資格で行かれるんですよということを明らかにして、そして参拝されるわけですから、それから神社に納められるお金も公費をお使いになつちゃ困るので、それはポケットマネーでお出し願わなきゃ困るというふうな私の方からよく申し上げておきました。そのとおりやっていたら、どの点をとらえてみましても公の資格で行かれたというものではないというふうに私は御説明申し上げまして、野田委員もそれで実は御反論がなかったという経過がございまして……

○委員長(松垣徳太郎君) 政府側に注意をいたします。質問に対してお答えするように願います。

○村田秀三君 いまのだからだとした答弁は何ですか一体、ポ

イントをそらそうとして。私が質問しておるのは、私の記憶違いもあろうかと思うし、事実を知りたい、だから、総理大臣は官名を書いたというが、いままでの方々は官名を書いたのか、書かなかったのか、そこが知りたい、こういうだけの質問です。そして国会議員が参議院という官名と名前と写真を入れてその年賀状、私人か公人か、あなた一体何をいま議論しているんですか。そんなふまじめな答弁あります。事は憲法に關係して、靖国神社の問題です。国会議員が年賀状出すのと混同してどういう關係があるんですか。混同する方が頭がどうかしている、これは明らかに、常識的に考えても、それであつた法制局長官ですか。しかも關係のないことをだらだらとしゃべって、それどういう気持ちですか。そこをひとつ釈明してください。

○政府委員(真田秀夫君) 大平現総理が官名を書かれたのが初めてではないかという御質問がありましたので、実はそうじゃなくて、問題は野田委員から前総理の時代にすでにその問題があつて、そしてしかも、靖国神社についてはいまおっしゃいましたように憲法上の問題ではないかとおっしゃいますから、それで実は野田委員との質疑応答の中身を御紹介いたしました。そして憲法違反ではございませんという御説明をしたわけでございます。まして、決して余計なことをだらだらと言つたというつもりでは毛頭ないわけでございます。

○村田秀三君 あなたはそういうつもりがないかもしれないけれども、私ばかりじゃなくて、委員長だつてそう思つて聞いていたと思うんですよ。しかし、私はそのことが論点ではなかった、本当は。つまりは、私が記憶するところでは、公人か私人かの議論というのは、官名を書いたら公人であつて、参拝の場合です、いろいろ宗教上の立場の人から言わせれば参拝という言葉自体に問題があると、こう言う人も中にはおりますよ。がしかし、この際参拝と言いましよう。参拝をするときに総理大臣が官名を付したならばこれは公人であつて、それは信教の自由ですから、いわゆる職務上の地位を利用するすべての者を關係なく靖国神社に参りましてお参りすることは何も私も悪いとは言つておるわけではないんです。かつてはそういう解釈であつた。私は記憶している。それが今度は官名を書いてみれば年賀状と同じだということ、付会するにももう少し上手な付会の仕方があるはずだ、実際は。そういうふうな拡大解釈をどんどんどんどんしていつていつて。つまり憲法の解釈というもの自分の都合のいいように拡大解釈をしていつて、日にちがたつと態度が変わつていくというところに問題があるし、そし

てつまりは、そういう政府自体の姿勢があるとするればその姿勢と、先ほど来申し上げました憲法改正を目指すためには、大阪城の攻略じゃありませんけれども、外堀を埋めて、内堀を埋めて、そして本丸を崩すというような、そういう戦略構想と一致するわけですから、これは警戒をしなくてはならぬし、そういう立場でいわれるこの元号法案を審議しろ、早く通せというような圧力がかかっているのではないかと、こういう懸念を私は申し上げたわけでありませぬ。

会期延長となりました、これ二十五日。けさの新聞を見ると、五日あたりには何か成立するんじゃないかなどと予測記事が書かれておりますけれども、この前の会期ぎりぎりの際には、少なくとも、政府とは言いませぬ、この際国会の話でありますから。私が聞く限りにおいては他の法案は犠牲にしてもこの元号だけは何としても通したい、こういう強い希望があるという話を聞いております。でありますから、それほど無理してごり押ししてなぜやらねばならないかという背景には、つまりいまのような政府の姿勢に合わせてもって外の行動、この影響じゃないかと、こう思っておるものですか、いろいろいままでお伺いしておたわけでありませぬ、その点はどうでしょう。これは法制局長官の問題ではありませぬから、これは総務長官の問題であります。

○国務大臣（三原朝雄君） お答えいたしますが、総理大臣の靖国神社参拝の問題が最終的に指摘をされて、官名を書いたことが公的であるか私的であるかというような問題にも考えられてくるぞという、そういう点の御指摘等もあつたわけでございます。この点は過去において何回か国会の論議の場に出された問題でございます。国内における一般的な慣習として官名はそういうことで書いていく場合が多いでございますので、決してそれで公的な参拝をいたしたのでございませぬというふうな、大体そういうお答えをしまいたしておるわけでございます。

しかし、いま結論的なお尋ねをいたしましては、そうした事実行の次々の積み重ねが旧憲法への逆戻り、現憲法違反というふうなものにつなげてきやしないか、そういう点について十分検討すべきであるという御指摘だと思つてございませぬ。いま御指摘がございましたように、厳然としてすでに三十年以上経過をいたしております新憲法につきましては、これを守つてまいることは政府なり、あるいは公務員といたしましては絶対的な責任とも思つたわけございませぬ、そういう憲法違反の指摘を受けるような線にならないように私は注意をして対

処してまいりたいと思つ次第でございます。

（略）

○村田秀三君 防衛庁の方来ていますね。新聞で承知をいたしましたのでありますが、自衛隊の隊員が死亡いたしましたので、まあ靖国神社にございませぬ、地元の護国神社というところでありませぬ、そこへお祭りをしたと。これを知つたというのでありますから、遺族に断りなしにやられたように私は理解をするのであります。たまたまクリスチャンでございまして、大変に立腹なさつてまあ違憲訴訟を起したと、こう一言で私は言うのであります。その結果、これまた新聞でうかがつた限りでは、原告勝訴の判決が山口地裁で決定をいたしました、こういうふう聞いております。その詳細をちよつとお伺いしたいと、こう思います。

○政府委員（夏目晴雄君） ただいま御指摘の件は、四十七年に——元自衛隊員が殉職しまして、その隊員を、地元の自衛隊隊友会という組織がございませぬ、この隊員に基づきましてそのみたまを山口県の護国神社に合祀したというところがございまして、これが殉職者の奥様でありますところの方から訴訟になつて、去る三月二十二日に山口地裁の判決があつたわけでございます。

この件に關しまして簡単に申し上げますと、本件合祀につきましてはこの隊友会というところが発意し、また申請行為をして合祀に至つたというところでございまして、それに自衛隊が、地元の地方連絡部という自衛隊の組織がございませぬ、ここが共同で、その非常に重要な要素の、合祀に必要な行為をしたのではないかと、いわゆる憲法二十条の宗教的行為を自衛隊もしてゐるのではないかと、いふふうな判決があつたわけでございます。私どもの方では、自衛隊は隊友会の依頼に基づいてきわめて補助的なお手伝いをしたというにすぎないということから、去る四月四日に広島高裁に対して控訴をされているというのが現状でございます。

○村田秀三君 そうすると、これは合祀手続をとられたのは隊友会山口県支部連合会であつた、自衛隊としてはいささかも関係してないわけですか。

○政府委員（夏目晴雄君） 合祀の申請もしくはその発意というものはいまお話のありましたとおり自衛隊隊友会がやつたものございまして、自衛隊の地方連絡部が、その際、九州の各部

隊の現状はどうなつてゐるかというふうなことに對して隊友会の依頼に基づいて実情を調べたというふうな程度の協力とか、お手伝いをしているということございまして、この合祀の基本的な分について共同でそういう行為をしたという事実はございませぬ。

○村田秀三君 新聞を見ますと、その後判決が出されてその後控訴をしておるようでありますね。それには国と隊友会が、こうなつておりました、その点はどうなんでしょうか。

○政府委員（夏目晴雄君） 本件、山口第一審におきます被告は、国及び隊友会という両者が被告になっております。

○村田秀三君 そうすると、それはわかりました。これ隊友会の名義でなさつて自衛隊は法律的にはかわりがない、こういうことですか。しかし、その提訴された被告であるという立場で、したがつて、判決が出されたので国と隊友会が控訴をしたと、こういうことになるわけですね。その点はわかりました。

そこで、控訴いたしました理由と申しますか、まあ第一審判決に不満がある、不服があつたから控訴なさつたんだらうと、こう思ひますけれども、その不服とするところの問題点は那辺でありますか。

○政府委員（夏目晴雄君） 今回の判決は山口県の護国神社への合祀申請が、山口地方連絡部の職員が県の隊友会と共謀して実現した共同の不法行為であるというふうな判決がなされておるわけでございます。

先ほど来申し上げておりますように、この合祀の発意も申請自体もともに県の隊友会のみならずから行つたものでございまして、自衛隊がこれに關与したということではございませぬ。あくまでも合祀申請の準備段階における補助的な協力をしたにすぎないというふうなことから控訴しているということでございます。○村田秀三君 そうすると何ですか、判決の趣旨は了承をするが、しかし、自衛隊と隊友会が共謀して合祀したという、その共謀した部分について不服があるからと、こういう意味になりますか。

○政府委員（夏目晴雄君） 一口に言えば、国が共謀してその不法行為をしたというふうな御指摘がございませぬけれども、私どもは決して自衛隊の地方連絡部という組織が宗教活動をしたというところは認めてないわけでございます。そういうことはないというふうな確信しているものでございませぬから、その点が一つ、それからまだあと細かなことを申し上げますと、事実認定につきましてもわれわれの主張が入れられてないというふ



うなことも幾つか、何点かございます。

○村田秀三君 私もこれ経過を詳細にずうっと追って物を言っているわけじゃございませんので、共謀した事実があるのかどうか、協力したということが、何と云いますか相談をしたということにもこれなるわけですね、場合によりましては。まさに自衛隊としてこれは合祀した方がよろしいではないか、その手続は隊友会かやってはどうか、こういうような持ちかけ方をいたしますると、これは手続上の問題は別にいたしまして、主たる客体になると思えますね。その辺の絡みはどうなんでしょうか。

○政府委員(夏目晴雄君) 御承知のように、この隊友会という組織は国民と自衛隊との間のいわばかけ橋という役割りをなしております、日ごろから自衛隊のいろいろな問題についての御協力をいただいておりますし、国民に対する防衛思想の普及というような意味でわれわれとしては非常にふだんからお世話になっておるという団体でございます。一方、そういう方々の方からいろいろな相談というか、いま申し上げたような今回の合祀についても、日本の山口県以外の地域、たとえば九州では一体どういふふうになっておるんだらうというふうなことを聞かれる、それに対してお答えするかどうか程度は協力はいたしておりますが、決して私も自衛隊の方から合祀すべきであるとか、どうすべきであるというふうなことを申し上げたようなこととはならないというふうに承知しております。

○村田秀三君 法制局長官にお伺いいたしますが、いまのお話を伺っております、私も法律の専門家でございます、そしてまたどういふ答えが返ってくるものなのかという、その上にいろいろ議論しようと、こう思っておりますから、そこまでの細かいことは実は承知をいたさなかつたわけですが、提訴される方は共謀されてと受け取って提訴をしたと、その場合に自衛隊の方は、自衛隊としては別にそうしなさいと話を持ち込んだわけでもない、相談を受けたからいろいろと手続を教えたり連絡をしたりしただけにすぎないんだと、こういう関係のようでありませぬ。それが事実かどうかは、これ事実調査してみなければわからないのでありますけれども、しかしそうした関係が事実であったという前提に立って考えた場合に、それはどう判断されますか。私はもちろん法律家ではありませんけれども。

○政府委員(真田秀夫君) お答え申し上げますが、またよけいなことを言うとしかられますので、ごく簡単に申し上げますが、

これは係争中の事件でございますので、裁判外で私が公式の場でこうだこうだというような判断を申し上げる立場でないことはまず御了承願いたいと思えます。

もし仮に、これは事実認定の問題ですから私は確信を持ってお答えできる立場じゃございませんが、もし仮に自衛隊とそれから隊友会が一緒になって、そうして遺族の方の意思に反して護国神社にお祭りした、そのために遺族の方が非常に精神的な苦痛を受けたというようなことが、仮にそういう事実認定があったとすれば、これは共同不法行為になる場合もあり得るんじゃないかと私は思いますが、何せ事実関係に絡みますので、私が断定的にここで結論をはっきり申し上げるという立場ではございません。

○村田秀三君 まあそういう言い方で私もいいんですが、ただ、もう一つ抜けておられますのは、たとえば協力をした、相談を受けたから手続等を教えてやりましたという部分について、これは共同行為とみなすことができるのかどうか、共謀だと言えるのかどうかという点です。

○政府委員(真田秀夫君) 山口県の護国神社の問題はとにかく別といたしまして、これは不法行為の問題ですから一般論として申し上げますと、民法の七百九条の不法行為の問題ですが、これについて、本当に共同してやれば共同不法行為になりますし、それに不法行為者に対して関与しましてこれを補助するという関係になればやはり不法行為の責任を負うことはこれは理論上あり得ることでございます。

○村田秀三君 これはまあ議論してもちよつと結論を得るわけにはいかないんじゃないかと思えますが、補助した場合は共同行為になる、こういういま法制局長官の判断が示されたわけですね。だから補助したという、これなかなかその判断はむずかしいところだと、こう思うんですが、やはり自衛隊としてはそうして亡くなった方々を靖国神社なりあるいは護国神社に合祀されるということを念願しておることは間違いないわけでしょう。どうでしょうか。念願してないのかしているのか、そこだけをお答えもらえたい。

○政府委員(夏目晴雄君) 自衛隊としまして、隊友会が今回の事件については合祀の申請手続その他一切やったことごとくはありますが、自衛隊として殉職隊員を護国神社なりそういつたところへ合祀してほしいかどうかということについてはいままでも一切意見を申し上げたこともございませんし、私どもとしては国の立場からとやかく申すべき立場にございませんので、これは

隊友会と遺族との話し合いによつて円満に解決されるならばそれは結構であろうし、もし不本意に、遺族の意思にかかわりなくやられるというようなことであれば望ましくないではないか、こういうように一般的に思いますが、特に自衛隊として、防衛庁としてどうあるべきかということは申し上げるわけにはいかないというふうな思っております。

○村田秀三君 ちよつと議論外れますが、そうすると自衛隊としては念願も期待もしておらないと、これは自衛隊発足以来いわゆる遺族の自主的な判断なりあるいは自主的に活動している隊友会の判断に一切任せておつたと、こう言い切れますか。

○政府委員(夏目晴雄君) たびたびお答えしますけれども、自衛隊としては隊友会にそういうことを使喚したり、あるいはそのかしたり、あるいは強制したりというふうなことは一切ございませんし、遺族に対してもそういうような行為に出たことはございません。

○村田秀三君 そうしますと、法制局にお伺いしますが、手続上は、公式にはこれ隊友会独自の行為であつたと。しかし自衛隊がいろいろと補助したと、その補助の度合いというものが、自衛隊がそれを期待し念願しておるという場合と、全く切り離してそういうことは全然関係ない、聞かれたからただ答えたんだという二つのケースを例にいたしまして考えてみて、前者の方は共謀になると私は判断しますが、法制局の法律的な見解はどうですか。

○政府委員(真田秀夫君) 現に係争中の裁判所に係属中の事件について私がここで公の立場でどうこうと言うわけにはまいりません。ただ一般的に申しますと、不法行為につきまして民法の七百九条第二項というのがございまして、教唆者及び補助者はこれを共同行為者、つまり共同不法行為者とみなすという規定がございまして、これに当たれば当然に連帯責任を負うということになりまして、いまの山口の護国神社の事件がどうだというふうなことはとても私がここで言えるような性格のものではないと思いませんので、その点は御了承願います。ここで「教唆者及び補助者ハ之ヲ共同行為者ト看做ス」という規定がございまして、これに当たるかどうか、それからまず大もとの不法行為者がなければ話にならないので、不法行為者本人がまずおつて、それに対して教唆をした、あるいは補助をしたという関係があれば共同不法行為者として連帯責任を負うという関係になるという法理論は、こゝは私は申し上げることはできませんが、先ほど申しましたように特定の係争中の事件についてどう

だこうだという判断を公式にここで申し上げるわけにはとてもまいりません。

○村田秀三君 防衛庁に聞きますが、そうしますと、いまの説明によりますと、控訴したそれは、共同行為があつたからという判決があるのでそれについて控訴したんであつて、これは私新聞記事全部読んだわけじゃありません。判決整理をいたしまして三点でございます。

国が、まあ自衛隊ですね。奉斎について核心的な行為を演じており、政教分離原則に違反する。二、信教の自由は基本的人権であると同時に私法上の人格権を持つ。三、しかし個人を祭る自由は制止強制や公序良俗に反しない限り第三者にも認められる。こう三点に私整理したのでありますけれども、そうすると、いまおっしゃつておりますのはこの第一番目の問題ですか。

○政府委員（夏目晴雄君） もう一度整理して申し上げますと、まず、今回の判決が、本件合祀申請は山口地連の職員が県の隊友会と共謀して実現した共同の不法行為であるというふうな認定されている点が第一点。それから本件地連職員の行為は県の隊友会がやる仕事について準備段階において補助的なお手伝いをしたにすぎないことをもって、憲法二十条の他の宗教的・宗教的活動であるというふうな認定された点、その他個々の間接的な事実関係についての誤認といえますか、われわれの主張の取り入れられない点もございませぬ。そういったことを含めて控訴しているということでございます。

○村田秀三君 そうすると、この二番目以降の問題については別に問題はないと、自衛隊としてはさよう心得ると、こういうことになりましたね。

○政府委員（夏目晴雄君） 今回の被告が、御承知のように国と隊友会の両方になっております。私も国の立場としては、あくまでも自衛隊、隊友会が行つた行為について共謀で不法行為をしたという御指摘がありますので、まずその点ございませぬ。それに関連した幾つかの事実関係がございませぬが、そういったものの積み重ねが、今回の自衛隊の行為は個別的・積極的な、何といひますか、核心的な行為であつたというふうな認定されているわけで、私どもとしては納得できないということでございます。したがって、隊友会の立場と国の立場とはその争点が違うところがあるかと思ひます。

○村田秀三君 なかなかむずかしい問題でございます。まあその議論はそこまでしておきます。きょうは、現地の実情というものを私もよく知つておりませぬから。

ただしかし、何といひますか、共同行為があつたか否かというだけのことであれば、これは遺族と話をすれば解決をする問題であつて、別に再度控訴しなければならぬというふうな、ちよつとそこところは理解できないですね、常識的に考へて。

それからもう一つ重要なのは、これ隊友会と自衛隊が密接な日常の交流があるわけですね。あるいは自衛隊の希望なり、それを受け入れるというふうなそういう立場というものがあろうかと思ふんです。その場合に遺族が了承もしないのに合祀をした。合祀をして遺族から意見が出されて、恐らく訴訟を起こされる以前において、それは取り下げてもらいたい、こういうような遺族の願ひというのがあつたのではないかと思ひますね。それを強引に合祀しなければならなかつた理由というのは、これは何であらうかと実は思ふんですが、その点はいかかでしょうか。

○政府委員（夏目晴雄君） 当初御遺族——奥さんでございませぬけれども、若干私も聞いていた話では、合祀について必ずしも反対でなかつたというふうなこともあつたようでございますが、その後確かに合祀申請を取り下げたというふうな要望がございました。そんなことも私どもとしても現地の地方連絡部で聞いておりますので、その旨を隊友会の方にもお伝えしたことはございませぬけれども、そのときはすでに手続が済まされておつたというふうなことがあつたようでございます。ただ、いづれにしても、本件につきましては、国の問題ではなくて、隊友会と遺族の方の問題であるというふうな思つております。

○村田秀三君 どうも私もよくわからないんですが、まあ合意して申請書を作成した、それを取り下げ、こういう話になつて、が、しかし、そのときはもうすでに手続済みであつた。そこへ氏名を記載したらあとそれを取り下げることではできないなどというふうな問題でもなからうと思ひますね。しかし、隊友会の問題であるというふうにおっしゃいますけれども、しかし、それほどまで隊友会がいろいろと主張しなければならぬほどの理由はどうも私は理解できない。防衛庁はそう無理するな、隊友会も考へてこの際取り下げたらどうだ、こう言つてみても一向差し支えないように思ふんですが、その点はどうでしょうか。

○政府委員（夏目晴雄君） いまの手続はすべてこれは国かやつたことではございませぬ。隊友会かやつたことではございませぬから、私どもとしてとやかく申すべきことではございませぬから、

参考のため、今回の判決の中にも、「原告のみならず述べるところと証拠によれば、被告隊友会がすでに神社に対して故孝文——これは御主人でございませぬが、「奉斎取り下げを要請し、合祀申請の撤回ないし合意解約の申し入れをしたことが認められるので、この請求は理由のないものとしてこれを棄却する。」というふうなことが書いてございませぬか、いづれにしても隊友会としても合意申請の取り下げの手続はとつたようでございます。そういう意味から、本件については、今回の裁判では第一審においてはもう解決済みというふうなことで判決がなされておるといふことでございます。念のため御紹介いたします。

○村田秀三君 その点は理解いたしました。また別途よく現地の調査をいたしまして、機会を見ても、こう思ひますが、どうもやはりこれか靖国問題と関係してくるわけですね。いまさら申し上げる必要もなからうかと思ひますけれども、いまの防衛庁のお話を聞きまして、事実はいかにかは別にいたしまして、私の理解するものとは若干違つておる点も認めませぬ。しかし、何といひますか、いかに自衛隊の隊員であつても、靖国問題あるいは護国神社の合祀の問題、そういう問題にしては、これはもう憲法上の制約はもとよりのこと、遺族の了承というもの、現に必要であるということについてはこれは十分に承知のことだと思ひますが、それはそれでよろしゅうございませぬか、防衛庁。

○政府委員（夏目晴雄君） 私ども自衛隊としましてはかねがね憲法の精神を守ることについてあらゆる手段を通じて各部隊、機関に徹底しております。したがつて、政治活動にして宗教的活動にしましても、いたづらに誤解のないようにということとはかねがね注意しているところでございまして、これからもうそういった注意は十分していかなきやいけない、こういうふうな思つております。

○村田秀三君 文部省来ておりますか。——宗務課長にお伺ひいたしますけれども、靖国神社に合祀をするとかという問題、あるいは護国神社の問題も関連するかもしれませんか、何か特別に合祀をされる人、選別をする基準というものはあるのでしょうか。それからあと手続等、たとえば合祀をしたいと願う遺族があつて初めて合祀をされるのか、あるいは遺族の了承も得ないままに合祀をしたいとするならば、これは何といひますか、宗教団体が合祀をしてもいいというふうな、そういう手続的なものを含めてお答えをいただきたいと思ひます。



○説明員(安藤幸男君) 前もってお断り申し上げますか、宗教学者である靖国神社あるいは護国神社等がどのような祭神を祭るか、あるいは儀式を行うかというようなことは宗教上の事項でございますので、これは憲法二十条に規定する信教の自由の内容と考えられます。したがって、また宗教法人法においても所轄庁等はいかなる形においてもこれら信仰、規律、習慣等の宗教上の事項について調停、干渉してはならないということになっております。したがって、どういう合祀をするか、どういう手続をもって行うかというふうなことは宗教法人限りの問題でございます。私の方で調査をしたり、報告を求めたり、とやかく言うことはできないわけでございます。

ただ、御質問のありました靖国神社につきまして、これは法律上の報告を求める義務はございませんので、ただ電話連絡によりましてただしたところ、靖国神社の回答によりまして、一応靖国神社としては合祀の基準と申しますか、国の要請に基づいて国事に一身をささげた方々のみたまに対して誠をささげるということを根本に考えておることでございます。

具体的な合祀基準につきましては、さきに国立国会図書館調査立法考査局から、昭和五十一年五月の日付で靖国神社問題資料集というものが出ておりまして、この三ページ以下に基準と手続というものが載っておりますので、この三ページに合祀対象としては軍人、軍属、それから準軍属及びその他というふうに分かれて、かなり詳しく基準が記載されてございます。

○村田秀三君 それはわかりました。宗務課長結構でございます。そこで、次の問題として去る四月十九日の新聞でございますけれども、もうすでに御存じのことでありまして、連合軍の極東裁判によってA級戦犯と指定された方々十四名の方が昨年の十月に合祀されておると、こういう新聞報道がございます。いろいろむずかしい要素もございまして、新聞の見出しによれば「靖国」また大揺れ 賛否論争にうずく、戦後戦争責任どうなる、こういう見出しなわけですね。これを見て国民はさまざまのことを考えただろうと思っております。で、この内容を一々説明すればよろしいんではないかと。これを見て政府の立場で、まあ総務長官個人の感懐でもいいのでありますけれども、どうお感じになったかということについてまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(三原朝雄君) 四月十九日でございますか、戦犯の方が靖国神社に合祀されたということは新聞報道によって私も

承知をいたしました。政府といたしましては、今日まで戦犯の方々についていろいろな論議が政府の公的機関であったことについてはよく承知をいたしております。したがって、合祀問題等につきましてはも政府において特にそれを取り上げたことはないと思っております。しかし、いま御指摘の点について個人的に君はどう思うかということでございますが、非常にむずかしい御質問だと思っております。戦犯の方々について靖国神社に合祀すべきかどうかという点につきましては、私自身そうした問題については国民の方々の良識、英知によって私は受けとめられるものではないかと思っております。私個人がどうだこうだというようなことを申し上げることは差し控えてまいりたいと、そういうような心境でおるわけでございます。

なお、こうした問題について全般的に戦争に対する責任と申しますか、そういうものにつきましては、私は国民の反省と申しますか、国家の反省に基づいて新憲法が制定された。この新憲法の精神を体して私どもは国民としての責任を果たしてまいらねばならないか、そういうような心境でおるわけでございます。

○村田秀三君 この問題は確かに、たゞいまも宗務課長のお話のごとく、これは靖国神社に合祀するかしらないかは国の関知するところではないかと、これは理解いたしております。しかし、少なくともあのいまわしい戦争と関係のある問題でありますから、政府として避けて通ることのできない課題であろう、こう思っております。合祀したのが悪いとか悪いとかという問題ではございません。私もまだ整理をいたしておりませんが、こちらのお話になるかもしれませんけれども、まあ申し上げてみますと、靖国神社賛成するか反対するかは別にいたしまして、私の兄もこれは合祀されております。

手前のごとくばかり申し上げて恐縮でございますが、かなり近い親戚の中に、山下兵団の参謀をやった方もおりました。戦後、レイテで割腹をしたということでありました。内容を知らずともありませんけれども、天皇陛下に申しわけなかったと、こう思う感懐なのか、あるいは多くの部下を死に追いやったと、こう申しわけなかったというのか、直屬長官である山下大将に申しわけなかったという気持ちであるのか、それはわかりません。わかりませんが、いざれにいたしましても、これは割腹をして相果てたわけでありまして、いろいろな立場の人、それよりも悲惨な生活を送らねばならなかった多くの人がおるわけ

でありますから、何もそのことについてとやかく私はいま申し上げなくても、この新憲法の中で反省して、国民の英知と理解でこれはひとつ解消していこうじゃないかというような話で終わらしていい問題であるかどうか、この記事を見て私は改めて考えてみたわけですね。

たとえば靖国神社法を早くつくってほしいと陳情してきた多くの人々の中には、東条さんも一緒に合祀された、うちのせがれ一緒にお祭りしてもらおうのは迷惑な話だと、こう思う人がいるかもしれません。そうかと思うとまた、戦争犯罪というのはい体何であるか、改めて考え直す人がいるかもしれない。少なくとも、ここに出ておられますところのこの犯罪という判決は、連合国が行った。日本国が行ったわけではないし、日本国民が行ったわけではない。まあ言ってみれば東条さんでも一種の犠牲者じゃないかというふうな見方をする人がいるかもしれない。これは仮定の問題ですよ。そうかと思うと、とにかくおれは戦争はいやだったんだが、義務で兵役につきざるを得なかった。あるいははがき一本で、赤紙一枚で戦地に送られていった。おれには戦争は考え得ない。この戦争を起した張本人は一体だれであろうかと、こういうような考えを持っておる人がいるかもしれません。

そうした場合に、実は非常にむずかしい問題でありますから、私も、取り組んでいいのかわかると、まあ疑問視いたしました。私はここで何も結論を求めて、そして戦争責任を追及するなどというふうな、そういう立場でないこともまた明らかにならしてありますけれども、私もスマトラに参りました。戦後俘虜生活もいたしてまいりまして、帰ってまいりましたときには、当時の若い子供らでございます。ぼろぼろな服を着て、汚れた背嚢をしょって、駅頭に立つて家路に向かいましたところが、あ、あれ、負けた兵隊が来たよ、こういうことあります。率直に申し上げまして、そのときの感懐というのは、一下士官ではあったかもしれないけれども、何だか国民に申しわけないような感懐を持っておったこともこれ、正直に申し上げますと、そういう気持ちであったと思っております。

ところが、新憲法ができてからもそうでございますが、その前もそうでありまして、だれとはなしに、これ国民総ざんげだとかこういう言葉がはやりました。いわゆる戦争責任の所在は戦勝国である連合国が判断を示したことは、これはつまり侵略を受けた多くの国々の気持ちからするならば、あるいは当然であったかもしれないけれども、その判断を示したも

のは連合国だけであつてわれわれ日本の中からは片言隻句の言葉も——裏話としてはさまざまありましたが、しかし表面的には出てこなかったという現実というものについて振り返つてみると、この問題を整理しなければ、この東条さんを初め、合祀された問題というのは靖国神社が国家の機構ではない、特殊法人であつて、これは宗教法人としての活動である、と言われておつてみても、国民全体からすればなかなか理解のいかな問題ではなからうか。こう実は考えて申し上げるわけですが、きのう来、総理府といろいろとお話をいたしてありますが、いまの政府ではこの問題について回答せるところはないと、こういう言い方でありませぬ。長官はたゞいまそういう個人的な回答をいただきましたけれども、それじゃ、これに回答を出すところは一体どこなんだらうか。こう実は私疑問を持つたわけでありませぬ。それに対して回答するところがないというのに回答を求めるといふことも、またこれ私自身つらいのでありますけれども、そういうことではちよつと私は困るんじゃないか。もう少し何か整理しなければならぬという心境だけは御理解をいただけるものと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣（三原朝雄君） お答えをいたしますが、先ほど申し上げましたように、戦争の責任というにつきましても、戦勝国が戦争犯罪人としての指名をして処置をいたしましたことはもう御指摘のとおりでございます。ただ、国全体と申しますか国民全体、あるいは政府としてどうだということお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたように、私も国家も国民も挙げた戦争に対する大反省をいたしておると思ひます。その結果が新憲法が制定を見たということであらうと思ひます。そういう点でおのおのの持ち場において責任を感じておるものと思ひます。なほくに、戦争のために大事な生命をささげられた、国に殉ぜられた方々に対する生き残つております私どもとしての責任というやうなものもあるわけでございます。そういうやうな点について、今後私どもが新憲法を遵守して守り抜くということ責任を果たしていくということが、これは私の個人的な意見を申し上げておきますけれども、大切なことではなからうか。そう思うわけでございます。

○村田秀三君 全くこれ、私、法学者じゃございませんし、法制局長官にお伺ひいたしますが、明治憲法下におけるところの法律体系、その中に、つまり戦争を国内的に責任の所在を明らかにする何かございますか。

○政府委員（真田秀夫君） 突然の御質問でございますので詳細なことはいまここで申し上げかねますが、明治憲法下におきましては戦争を宣告するといふか、宣戦の布告をするのは天皇の大権でございます。なお、当時陸軍刑法とか海軍刑法といふのがございまして、職権を乱用して軍隊を動かしてはいけないというような規定もございました。それに違反すれば当然処罰されるという体系であつたと存じております。

○村田秀三君 太平洋戦争の出発ですね、これは日華事変である。これは詳細なことは私は申し上げません。常識的に記述されている部分部分のお話を申し上げますがあの盧溝橋事件というのは軍部独断で軍事行動を起こしたということに私聞いております。ここで歴史のおさらいをするつもりはないわけでありまして、私の記憶や、あるいは見ました資料の間違ひであるというならば別でありますけれども、軍部が独断で軍事行動を起こした。こういうふうには私は承知しております。その際に、当時の政府なり憲法下における法体系の中でどのような措置がなされておつたのかという点、何か御存じがあればこの際伺いたしたいと思います。

○政府委員（真田秀夫君） 盧溝橋事件に対してどういう処分が行われたかというやうな事実関係は、私は申し上げておきませんがつまびらかではありません。ただ、法制上は先ほど申しましたように、ほしのままに軍隊を動かしてはいけないという規定が陸軍刑法、海軍刑法、それから刑法自体にもたしか私戦——私の戦争ですね、それを行つてはならないという規定がありましたが、それを適用して何らかの処罰が行われたかどうかというやうなことについては、私からお答えすべき筋合ひではないというわけでございますので、答弁は御勘弁願ひしたいと思います。

○村田秀三君 私もすべて整理をして申し上げておるわけじゃございませんが、これは常識的な疑問を代表して申し上げたつもりで私はいはるわけですね。これだけのことを起こして一億総ざんげで済ませるといふことも問題であるし、責任の所在をあいまいにしておるといふことも、そのことが将来にどれだけの影響を起すかということを考えてみると、いろいろな面で起きてくると思ひます。ここに資料ありますけれども、かつて首相をやられました石橋湛山さん、論文を発表しております。「靖国神社廃止の議 難きを忍んで敢て提言す」、こういう表題になつておるやうであります。靖国神社の問題はこの際抜きにいたしまして、ただ、しかしそこで、「国民等しく罪ありとするも、

其の中には自ずから軽重の差が無ければならぬ。少なくとも滿州事変以来軍官民の指導的責任の位地に居つた者は、其の内心は何うあつたにしても重罪人たることを免れない。然るに其等の者が、依然政府の重要な位地を占め或は官民中に指導者として平然たる如き事は、仮令連合国の干渉なきも、許し難い。」、こう言つておるわけですね。これは昭和二十三年——昭和を覚えて使いましたが二十三年のころの論文です。でありますから、考えて見ても、先ほど私申し上げました、戦前の教育を受けた者でありますから、その思想体系など別に申し上げなくてもわかつておろうかと思ひますが、その一下士官が小学校の子供たち、ああ負けて帰つてきた兵隊かと、こう言われていささか責任を感じたという、そういう状態をもつて今日までの思想の推移の上に立つて考えるならば、やはりこれは国内的にも戦争責任の所在というものは明らかにしなければならぬ、こう私は主張をいたします。

お答えを特に求めないわけでありませぬが、ただ一点だけ、別にこの問題を今後言及しないというつもりで申し上げるわけじゃないと思ひますけれども、いま三十数年たったからもう時効じやないかなどというやうなことで、戦争のことを忘れておる人が比率的に言へば多くなつたからこの辺で少しごまかしてしまふなどというやうな気持ちの中で一億総ざんげをもしも言つておるとするならば、日本の将来まことに憂慮にたえないものである、こう、余り大上段に振りかぶつて申し上げておるけれども、それくらい真剣な気持ちで私はいま考えているわけですね。その点はひとつ御理解をいただいて、まあ政府の立場というわけにはまいらぬと思ひます。しかし、それは政府全体の気持ちでなければならぬと思ひますけれども、その辺のところをしかと長官のお答えをひとついただきたいと思います。

○国務大臣（三原朝雄君） 先ほど私は申し上げましたが、当時戦争遂行時における責任の地位、一般の国民からそれぞれのおのつかさつかさにおられた責任というものは私はいま申されまふやうに軽重があるであらうということをお聞き上げました。そこで、そういう立場で心からなる反省を責任を感じずべきであると思ひます。したがつて、いま御指摘のように、そうしたところから生まれてまいりました新憲法につきましては、私は、各条章にわたつて掘り下げてまいればまいるほどそうした面の責任を感じなければならぬと思ひます。



です。特に、憲法第九条の御指摘もございましたが、そういう点において、戦争を絶対にしてはならない、また戦争をするための武力を持つてはならぬということまで規定してあるわけでございますので、そういう点について御指摘のように常時深い反省のもとに私どもは対処すべきであろう、そう考えておるところでございます。

(略)

○和泉照雄君 それならば、また批判として軍国主義化に通ずるという御批判もあるようでございますが、そういう批判のある中で、元号法案が提出をされた時期にわざわざ総理が私人とは言いながら公用車を使って靖国神社に行つて総理という記帳をしたということは、やはりそういうような論議に火に油を注ぐようなことになるんで、私はそういうふうなことが一つの論議の大きな発展に影響したような感じがあるわけでございますが、これは元号法案を提出する主管大臣として総務長官は、やはり総理がそういうふうなことをされるときには、閣議で、ある大臣のごときはいろいろな発言の中で総理に御忠告をしたり、そういうような機会があつたように聞いておるのですが、そういうような機会はなかつたものかどうか。そういうお気持ちはなかつたか。その辺の事情をちょっと詳しく説明願いたいと思ひます。

○国務大臣(三原朝雄君) そういう国民の誤解を招く一つの要素に、要するに軍国主義的な一つの芽生えがあるぞというふうなものに、総理の靖国神社参拝がつながるのではないか。したがつて、そういうときには元号の担当大臣として注意を払うべきではなかつたかということでございます。この点については私も正月におきます総理の伊勢神宮の参拝につきましても、その点は率直なお願ひを申し上げ、意見具申をしたこともあるわけでございますが、あくまでも総理の心境は、伊勢に参られるときも自分が政権の首班者として国政に当たる年頭である。決して宗教的なものでなくて、私人としてひとつ祈る気持ちで伊勢に参つて本年度のスタートをしたいという心境である。今回におきましても、この点につきましては、やはり靖国神社に参られるということについては、官房長官とも話したのでございますが、あくまでも私的な気持ちで、先ほど申しますように、国に殉ぜられた方々に心からなる感謝と追悼の誠をささげたいという、そういう純粋な、総理の感謝の気持ちをささげたいという、そういう一念から私的な行為となされたもので

ございますので、特にひとつこういう機会に国民の方々はその点については御理解を願いたい。決して軍拡につながるようなそういう軍拡をしようというような企図で総理が考えられたわけではございません。また各大臣におきましてもできるだけの誤解を招かないように、それぞれ閣僚も慎んでおるところでございますので、この点につきましては御理解を賜りたいと思ひます。

【五三二】第八十七回国会参議院内閣委員会会議録  
第十二号(昭和54年5月29日)

(発言者) 向井長年(委員)

三原朝雄(国務大臣(総理府  
総務長官))

【発言順。敬称略】

○向井長年君 政府としては一応国民に対する理解の、こういう問題について反省もしておることでございますから、これは私は反省すべきだと思います。

やっぱりこの間私は参考人の意見聴取の中でも言いましたけれども、連日やはり国民の中で賛成論者あるいは反対論者がわれわれに陳情に来ます。早く通してください、あるいはつぶしてください、反対してくださいと両方ありますよ。私はそういう中で、特に反対で来られる人たちに時間をとつていろいろ説明をするんですよ。その人たちは深く知らないんですよ、毛頭。したがつて、ただあれは憲法に反するか、反対だとか、あるいは天皇制強化になるから反対だとか、そういう言論、もつと極端なやつは再軍備に通ずるといふようなことを現に言つてますよ。だからそうではない、新憲法を君らは知つておるだろうと、この憲法はあくまでもわれわれは擁護しなけりやならぬのだぞと、そういう立場に立つて今日この法案というものが、慣行で来ておるがこうだという説明をし、そして使用の問題も自由であるという、こういう問題もいろいろ説明いたしますよ、ああそうですか、そんな法律ですかというのが多いんですよ、私のところへ来る人たちには。努めて私は反対の諸君にこれは説明している。これは政府の立場でやつておるようなもんだ。もう政府がやらなければならぬ問題ですよ、これは本来。

そういうことがたびたびあるんですが、やっぱりこの問題に對しては国民の合意をとらなければならぬ、コンセンサスを得なければならぬ、こういう立場でわれわれも努力いたしておりますが、そういう実態がただいまのところあるということも皆さん十分知らなければならぬ。それと同時にもう一つは、そうかといつて、先般私が参考人に質問したときにそういうことがあると言つたら、そうじゃない、逆に賛成論者がそういう憲法に違反するようなことの宣伝をしているんだと、一部の、何と申しますか、県民会議がこうだといふような宮城県の問題持ち出しておりました。この中には自主憲法制定、元号法制化促進

あるいは靖国神社の国家護持というの、こういう問題を一つのスローガンとして出しておるんだと思うんですよ。これは出すことは自由でしょう。しかしながら、元号は一つの性格を持つておる、あるいは自主憲法という問題については、いま国民が民主憲法、新憲法を守ろうという空気が、これもわれわれは賛同できる問題ではない。しかし靖国の国家護持という問題については私は意見があるんです。

ついででございますから総務長官にもあるいは法制局長官にもお聞きしたいんですが、あの暗い軍国時代と申しますか、帝国主義時代と申しますか、私も戦争に行った一人でございますけれども、われわれのいわゆる同僚なりあるいは先輩なりが国に召されて亡くなっている、戦死している。こういう人たちが国が守らぬという手はないんですよ。恐らく国民全般の感情としては国が守るべきだと、これは私は皆そういう気持ちを持つておると思う。私の戦友もたくさん死にましたよ。しかしながら新憲法においては御承知のごとく憲法二十条で一宗教法人に対する国のいわゆる指導、援助があつてはならないという規定がありますね。したがつて、新憲法下ではこれできないんですよ。ところで、いまなお遺族会の皆さんが国家護持をうたつておられます。これに対して政府はどういう指導をされておるのか。確かに国家護持は必要でしょう。しかし新憲法ではできない。だからこの問題については私たちはこう言っている。この憲法の趣旨から考へるならば国家護持は直ちにできませんよと、しかしながらあの靖国神社が、神社じゃなくって靖国、森とかあるいは靖国の廟とかあるいは無名戦士の墓とか、こういう形において国が護持することは可能じゃないんですか、宗教から離れて。各国の無名戦士の墓ですね、われわれ議長に随行していても必ず各国へ行つたら無名戦士の墓へ連れていって、われわれ花輪を供えておりますよ。わが国だけです、靖国神社へ参れない、あるいはまた天皇さんが参つたらおかし、総理が参つたらおかしではないか、公的で参れぬのかというふうな議論が出ておるでしょう。私はここに一つの欠陥があると思う。

新憲法下ではできないんだから、やはり英霊を祭るその手段とどうか、そういう問題については、やはり総理府としては十分検討すべきではありませんか、靖国神社じゃなくって、別に。こういう問題を私は一つ申し上げておきたいと思ひますが、付随して。その点についてどうなんですか、ちよつとお聞きしたい、一点だけ。政府の見解言えないかしらぬが、私の質問に対する見解ぐらい言えるでしょう。

○国務大臣（三原朝雄君） 御指摘のように、国家のために殉ぜられました英霊を国として処遇いたしたいというのは、私は党派を超えてそういう御心情はあると思うんです。いままで国会において議員立法の形で数次にわたつて御提案がなされました。そういう審議の中から見てまいりましても、国として、国に殉じた人をどう処遇すべきかということは、国民の皆さん方の御意向も大体いま御指摘のようならぬならば一つになり得るところが、いま御承知のとおり、靖国神社が憲法の二十条に抵触をすることはないかというところに問題の存在があるわけでございます。政府におきましても、現在においてもは、国民のその点を受けとめながら推移を見守つておるということでございます。まして、そういう点については、問題の処理、また不可能な条件の処置等を考へてまいらねばならぬということで、動向を見守つておるというのが現在の政府の状況でございます。

○向井長年君 これは見守つておつてはいいけませんよ。やっぱり一方においては、そういう形で国家護持を叫ぶ国民がたくさんおるし、遺児があり、まあ遺児も大分成長しておりますけれども、それはやっぱり家族としても、遺児としても耐えられないんですよ。そういう問題に対して国がこたえるためにはいかにすべきかと。これは私はする方法があると思う。いまはあれは宗教法人でございます。これは無理です。できません。そうならば別な形で英霊を守るという方法をこれは考えればいいじゃないですか。で、各国から國寶が参つても、一応花輪を呈して参つてもらうということもあつてしかるべきじゃないですか。天皇さんが参るともいひし、あるいは総理大臣が参ることもいひし、当然宗教上の問題と違つて、そうあるべきだと。で、国民はそれぞれの信ずる宗教があるわけですから、これはその宗教で適宜参ればいいんで、だから、それを宗教法人的な形から離れた形で、そういう問題はやはり検討しなければならぬと、私は思うんです。

だからその点について、ただ見守つておりますすじやなくて、これまた言つておきますけれども、選挙前になれば、またこれ大きな一つの運動になるんですよ、これは遺族会が。だから私たち遺族会から陳情を受ける、いま言うようなことを説明する。そういうことは政府が講じてくれるんですかという質問があるんですよ。したがつて、そういう問題についてやはり政府は真剣に、いま直ちにできなくても、こういう一つの構想で考えているとか——これは総理府の所管じゃないですか。文部省ですか、そうじゃないでしょう、総理府でしょう。したがつて、見守つておるんじゃないかと、積極的にやはりその国民感情をいかに政府が憲法の許す範囲内においてやれるという状態を検討を私はすべきだと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣（三原朝雄君） この問題は、担当としては文部省が担当でございますけれども、しかし、いま申されたような一つの総合的な立場に立つて、問題の検討を加えて、具体的にこたえていくということになりますれば、総理府も等閑視するような立場ではございません。

そこで、御意見がございましたような点も含めまして、私どももいたしまして、世論の動向を傍観しておるかというふうなことでもなく、やはり私もそうした推移に対してはこたえねばならぬという気持ちを持ちながら、世論の動向を見守つておるというふうなことだと思つてございまして、御意見は、貴重な御意見として対処してまいりたいと思つてございまして、

○向井長年君 国民感情にこたえる気持ちで検討をしてやつていただきたいと思う。そうかといって、憲法を改正して云々と言ひませぬ。憲法の趣旨はあくまでも守らなきゃならぬという立場で、国民感情にこたえる方を政府は検討をしていただきたいということでございます。

（略）